

候。暴客も參候へ共、最初より因循説を出しに致し、何も是で出来不_レ申との返答にて押通し居候故、議論迫りかけて參り兼候次第に御座候。只今の暴客と申もをかしなものに御座候。來月とも相成候は、異船長州へ參候はんか、餘りに威張居候て面の悪き者どもに御座候故、雲行を見候て暴威衰へ候はんと相考居申候。筑後の應援も勢弱候との風評に御座候。始終根の居はらぬ事計に御座候故、持張に通らぬ様子に被_二相聞_一申候。此旨風説の儘申上候間、御推考可_レ被_レ下候。恐々謹言。

五月十二日

大島吉之助

大久保一藏様

一、島津久光は四月十八日京都を發して歸途につき、大阪より船にて二十六日細島(日向國)に着し、佐土原を経て、五月八日鹿兒島に歸着したのである。大久保が久光に隨行し、途中細島から報じた書簡に對して挨拶し、それから、大久保出發後の京都の形勢を述べたものである。

二、陽明家の父子とは、近衛忠熙、忠房である。この頃、京都に浪士の入込むもの多く、暴客の恐れありしを以て、堂上方(公卿衆)はひどく心配し、陽明家にも薩藩より護衛兵を出し

てゐることを報じたのである。

三、武田は武田相模守、伊丹は伊丹藏人である、兩人ともに中川宮(朝彦親王、後に彈正尹になられたので、世に尹宮とも申す)の家人である。その頃、中川宮についていろいろ悪評を言ひふらすものがあり、武田は浪士に斬られんとして逃亡したので、伊丹一人がますます憎まれるやうになつた。

四、この一節は土佐、長州、一橋慶喜、水戸藩士等の行動を報告したのである。

五、將軍徳川家茂。

六、勝安芳。

七、老中水野和泉守(山形藩主)

八、老中稻葉長門守正邦(淀藩主)

九、淀藩主の意、即ち老中稻葉のこと。

十、薩摩屋敷のこと。薩藩を悪評するものが、攘夷熱の盛んなのを利用して、上海邊で茶等を外國人に賣込んでゐるとの風説を立てた、これは幕府の策謀だとにらんだのである。

十一、久光が歸藩に際して遣した策に従つて、頓と手を引き(鳴りをしづめて)たゞ兵士の訓練だけは時々やつてゐるといふのである。

十二、薩摩藩があまりに落着いてゐるので、幕府側では恐れ且つ疑つてゐるといふのである。
十三、長州は頻りに薩摩と提携したい様子であつた。

大久保一藏宛

元治元年六月八日(京都より鹿兒島へ)

暑氣相募候得共、御兩殿様益御機嫌能被遊^(一)御座恐悅の御儀奉存候。次に貴兄御無異の筈と珍重奉存候。陳者當月初方には公子御着坂の御模様と承居候故、御迎として去る四日出立にて五日着坂いたし、直様兵庫の様參る賦、是は楠公社の一條に付地面沙汰、幕より大坂御留守方へ申立候儀御座候間、伊地知正治、吉井幸輔三人一緒に參居候處、いまだ御着も不^(二)相分候付、兵庫え差越賦にて、大坂御留守居同道いたし、伊丹迄差越申候。伊丹の儀は薩摩定宿と申儀を

陽明殿え願出、定宿の札相掛置候得ば、浮浪士の暴を免候由にて、然御方より被^(三)仰遣候付、定宿の札相記し候場に罷成候處、一度は薩摩人一宿いたし吳候得ば別て宜敷段申事故、兵庫へ參掛一宿いたし居候處、五日夜の會藩等浪人捕方の一件、内田

仲之助方より申來、鶏鳴相達、披見の央、京地の方火烟相見得候付實に驚駭いたし、早々罷歸候次第に御座候。然る處委敷相尋申候處、出火の儀は着火等の向に無^(七)之、長州人探索は今に不^(七)怠、昨夜も兩三人は召捕候向に被^(七)相聞申候。畢竟何等の處より如^(七)此始末に相及候哉、委敷不^(七)相分候得共、先日も長州援兵各國より不^(七)差出様との御沙汰被^(七)成下候様朝廷に相願候儀も有^(七)之、又は浪人取締の爲守衛の者嚴重に相迫、手に餘り候は^(七)切捨不^(七)苦、人間違にても不^(七)苦様御達相成候間、一橋より頻に草稿迄相認申出候處、無^(七)御據^(七)御沙汰被^(七)出候由に御座候。是等の儀前以相發し候次第に御座候へば、決て長州の本國を異人を以相破らせ、

京地は悉く相除の含にて御座候哉、又は暴令相發候付、長州より忍兼候て暴發可^(七)致の謀相洩候てケ様の始末に及候哉、突留候廉もいまだ不^(七)相知候得共、長州人を相探候儀晝夜甚敷ものに御座候由、長人は是にて氣を被^(七)挫候か、又は激候哉は不^(七)相分候得共、昨日迄に二度程國元え飛脚を差立候由、いまだ長の廷中には攻掛不^(七)申、途中又は宿屋等の者許に手を掛候由に御座候。水野和泉守昨朝御當地出立、伏見に參、直様乗船の由、是は大坂より早々關東に歸國の向に被^(七)相聞申候。家中の

者旅宿いたし居候亭主の物語に、此度は危きめに逢ふ筈の處、からき命を助り歸國いたす譯と相咄候由承申候。左すれば何か相企居候はんかとも被_レ相察_一申候。ともあれかくもあれ、此末如何形行可_レ申哉、長州も只々止居候事にも無_レ之、大破に相成か、又は大擧して發り立申かに可_レ有_二御座_一候。只今は薩州の處^(八)双方より望を被_レ掛候模様_一に御座候得共、確乎として動き不_レ申、

禁裏御守衛を一筋に相守居候事に御座候處、各國の心配は露程も不_レ存安氣なものに御座候。御遙察可_レ被_レ下候。御當地戰場と罷成模様も御座候は、直様早打^(九)を以御注進可_二申上_一候間、左様御得心可_レ被_レ下候。今朝歸京仕荒々^(十)形行申上越候。恐々謹言。

六月八日

大島吉之助

大久保一藏様

- 一、島津久光、忠義を指す。
- 二、島津珍彦(宮之城邑領主)が大阪に着くとのこと。
- 三、大阪から兵庫へ行くつもりであつた。これは兵庫に補公の社を建てることを薩藩より幕府へ出願してあるので、その敷地を選定するためであつた。

四、木場傳内(既出)

- 五、近衛忠熙に願出て、薩摩定宿といふ札をかけると、浪人が亂暴しないといふので、その頃の京阪地方に於ける薩摩藩の勢力が想像されるのである。
- 六、六月五日の池田屋の事件を知らせて來たのである。即ち、京都守護職たる會津藩では、その配下にある新選組をして、池田屋に集合してゐる長州の志士およびその同志を圍ましめ、長藩士吉田稔麿等七人を斬り、二十餘人を捕へた。この時、志士の一人桂小五郎(後の木戸孝允)は屋上より逃れて、對州藩邸の潜居に歸つた。
- 七、幕府の長州に對する壓迫の激しい有様。
- 八、薩摩は双方(幕府と長州)から味方に引入れようとするが、嚴正中立、たゞ禁裏御守衛を一筋にしてゐる。
- 九、特別飛脚便。

大久保一藏宛

元治元年六月十四日(京都より鹿兒島へ)

同書の砌御座候得共、

御兩殿様益御機嫌能_レ遊_二御座_一恐悅の御儀奉_レ存候。次に貴兄無_二異儀_一御勤務の由奉_レ賀候。陳_レば御當地物騒の次第は先日申上越候通、毎日一兩人づゝの捕方にて拔身を携_レ、市中往來、人間違_二にても不_レ苦との譯にて氣味わるき事に御座候。土州人を間違_二、鎗突、股に疵付け、大に六ヶ敷成立候由に御座候。長州におひては早速早打を以_レ國元へ申遣、御末家又は大臣の内一人早々被_二罷登_一候様急を告候由に御座候。其内差迫り候事も有_レ之候は、速に可_二打破_一との決心と被_二相聞_一申候。畢竟何等の企有_レ之、浪士召捕相始候哉、段々手を付候處、正親町三條へ申合_二有_一栖川様へ打合達_二。

叡聞_二前關白鷹司様を御復職相計り候由に被_二相聞_一申候。又一橋御付原市之進等の説に工は、洛中に火を懸、

御遷幸の節

鳳輦を奉_レ奪候謀計と申説に御座候。是等の處は實に拙策と申ものに極り候事に御座候へば、決して名を替候はんか。一橋其外目差處を燒打可_レ致含かも不_二相知_一事に御座候。近來長州にては頻に討幕の説相起り候由に御座候間、異人襲來に付、援兵

各藩より不_二差出_一様

朝命相下候處を願置候事件、餘程怨深く成立候譯と被_二相聞_一申候。今當分にては禍_二蕭牆_一の内に相起候はんかと晝夜安き心も無_レ之次第に御座候。

尹宮_二の處、一橋邊の御結合深成立居候故、暴客頻に怨み居候姿に御座候。何様の暴發可_レ致かも不_レ被_二計_一との説にて大に苦心仕候事に御座候。右に付太夫_二へ得と申上、外に可_レ奉_レ救の道も無_二御座_一候間、いづれ御辭職被_二遊候_一て、暫時の處鋒を御避け不_レ被_二遊候_一ては、外に道も無_レ之候。如何様御評判惡敷成立候逆、夫形被_二捨置_一候御場合も不_二出來_一御間柄に御座候へば、御辭職の處私より御進め可_二申上_一筋に相極め置申候間、左様思食被_レ下候て、其邊の處宜敷被_二仰上_一置可_レ被_二下候_一○浪士召捕方に付同腹の處は一橋・桑名・彦根・加賀・會津五藩の由に御座候○長國へ異人襲來の儀はいまだ不_二相分_一候得共、江戸におひて幕役より長留守居へ相達候には異人え何様相諭候ても聞入候丈無_レ之候付、異船參り候ても不_レ苦やと爲_レ申由に御座候○園田五助とか申して亡名いたし居、清明と名乗る法體の者大坂御留守居え長州邊聞合、内命を蒙り候譯申出候由にて、私方迄參候得共、何分慥成儀も不_二相知_一、其上大

津邊にて盜等いたし候次第おそろしき者御座候て、大津より爰許御留守居方迄訴出候事も有之儀に御座候へば、又欺謀かも不_レ相知と不審を懷き候事に御座候間、何も打合不_レ申、御國元にて御承知の通、御手を付られ候て可_レ宜と申置候事に御座候。彌聞合方に被_ニ差出_一候者に御座候哉、爲_ニ御知_一置可_レ被_レ下候○中村半次郎と申者追々暴客の中間にも入込、長州屋敷内にも無_ニ心置_一召入候て、彼方の事情は委敷相分り、外に段々手を付候得共、夫程相分り候手筋も無_レ之候。中間と見込候故、内情相分候事にて御座候處、長州襲來に付長州國元迄踏入度との事に御座候間、太夫へ申上差出候事に御座候。本道の暴客に相成かは不_レ知候得共、又々罷歸候へば委敷情態の相分事と相考申候間、左様御含置可_レ被_レ下候。いづれ脱藩の姿にて長州えは入込候手段にいたし候様相達置申候。先度申上候通松田東園と申者脱藩の姿にて差出置候え共、埒明不_レ申、第一私を落し、暴論を立候様申込置候へ共、どふも中村程には請_けがなり筋と相見得申候。此旨形行迄如_レ此御座候。恐々謹言。

六月十四日

大島吉之助

大久保一藏様

一、島津久光父子である。大久保へ出した手紙の多くに、そのはじめ藩主に對する敬意を表してある。

二、池田屋事件後の京都の情勢である。

三、正親町實愛（後の嵯峨實愛）

四、この頃、中務卿有栖川宮熾仁親王、太宰帥有栖川熾仁親王共に國事御用掛であつた。

五、鷹司輔熙。

六、蕭牆の内は官中の義であるが、都下又は國內の意に用ふ。

七、朝彦親王（文久三年八月、二品彈正尹に任ぜられてより、世に尹宮と申す。）もと中川宮、青蓮院宮、尊融親王とも申した。昨年八月十八日の政變で長州藩が退けられたのは此宮の英斷によるといつてもよいのである。その上、近來、一橋慶喜との御談合も深くなつたといふので、ますます浪士たちの怨を受けられるやうになつたので、薩摩側で、いろいろ協議したのである。

八、小松帶刀である。

九、後の桐野利秋である。暴客の中間に入るとは、尊皇攘夷の志士の中間に入つたことである。この頃から、彼は南洲に知られたやうである。

十、「なり」は「ない」の誤り。

大久保一藏宛

元治元年七月四日(京都より
鹿兒島へ)

去る(一)二十四日長州の大臣福原越後多人數引連れ着伏の次第は追々申上越候處相達候はん。漸々六ヶ敷勢ひに成立候付、最初より始末細々不_ニ申盡_ニ急々の事故に御座候間、得_ト申上越候付、深く御勘考の上御申上に相成候儀共宜敷御計可_レ被_レ下候。扱(三)越後より歎願書差出候儀共は、蒸氣船便より寫差上置候通の事御座候處、去月二十七日晩方、長州勢より伏見におひて會津の堅_{かため}人數を驚かし、押_テ踏通上 京可_レ致との趣に御座候處、京地大騒動いたし、九門御鎖閉に相成、各藩堅_{かため}人數を相増、甲冑にて切火繩拔身等にて出張の形勢、直様戰爭の姿に御座候間、早速物見として三手差出候處、爲_レ何儀も無_レ之、御所邊騒動不_ニ一方_ニ次第に御座候。堂上方は勿論一橋、所司代、守護職も大病ながら押_テ參殿いたし候事共に御座候處、正親町三條公(三)よりの御議論の趣は長門宰相父子上京被_ニ仰出_ニ其方御不審の廉は無_レ之事に候得共、

家臣の者共三條等へ相迫り候趣も有_レ之、夫故御勘氣を蒙り居候得共、勅勘御免被_レ成候段被_ニ仰出_ニ候は平穩に可_ニ相愼_ニ七卿方の儀は如何にも御免被_ニ仰付_ニ筋も無_レ之、脱走の罪不_レ輕候付、其邊は御許容被_レ遊筋も無_レ之段御達に相成候は、無事に可_ニ相濟_ニとの趣に御座候處、

朝廷其儀に決し居候由、然處(四)一橋夕方より參内いたし申上候は、此節長州歎願の筋御採用相成筋には無_レ之、兵器を携へ來り、朝廷に相迫候儀、臣子の分を越、甚以不遵の事に御座候。朝威益衰候御事にて、斷然と御採用無_レ之、長州えは歎願の筋も有_レ之候は、夫々歎願のいたし様も可_レ有_レ之、繩にてもか_レり至誠を開き申出候は、如何にも善き筋は御採用相成廉も可_レ有_レ之事に御座候得共、兵を引_テ相迫候儀は決て御取揚無_レ之、早々人數引拂候様御達相成至當の御事と申上候由、若此儀を御採用御座候は、今晚會津を始一橋にも御役御斷可_ニ申上_ニ候間、長州を被_ニ召入_ニ御勝手に如何様共可_レ被_レ遊と演舌に及候處、朝廷駭然たる事にて、一言を被_レ吐候御方も無_レ之由御座候由、其夜四ッ時分_(五)にても御座候や内府様より 御所へ早々罷出候様私へ御達有_レ之候付、早速罷出候處、右兩様の議論、何れが至當に候や無_ニ

伏臘申上候様承知仕候付、一橋より言上の趣如何にも尤の議と奉存候付、其處を以御達相成、若不奉承知候て暴發いたし候はゞ、其節は長州の罪狀を明白に相記し、

朝廷より各藩に追討の勅命相下り候はゞ、名義正しく朝威も相振い、速に攻滅し可申儀と御答申上候て罷歸候處、

朝議一橋の論に相決し、和戦共一橋の見込を以所置可致旨御委任相成候由に御座候。是より先因州より廻文を以、長州の歎願筋御採用相成候様周旋致し可吳との趣も有之候得共、一圓不取合、會津よりは是非援兵差出吳候様偏に申來候得共、此御方様御儀に付ては、

禁闕御守衛朝命を以て被仰出置候て、夫丈ケの人数残し置候間、逆も分配いたし候儀不_二相調_一處を以、無_レ據も御受合出來兼候趣を以相斷、朝廷遵奉の筋屹と突立可_レ申一筋に御座候處、御屋敷中にも長州を救ふがよりの、會津を助けんにやならん杯との議論も、紛々と相發り候得共、名義正しく

朝廷遵奉の道不_二相立_一候ては、決して不動義と絶て立て切候處、もふは御屋敷中一

體の議論と罷成安心此事に御座候。何様議論沸騰いたし候ても筋合を亂し候ては不_二相濟_一儀共ひどく持張候事に御座候。一橋手より長州え朝命を傳へられ候儀に付ては、幕府の大小監察を以被_二相達_一幾時限に伏見引拂候様、其時を過し候はゞ彌朝命を不_レ奉に相決し、違勅の罪を正し可_レ申と相達し、諸方へ人数繰出し堅め付置、急速に不_二相掛_一候ては、敵方より先をいたし、却て害を引候も難_レ計候付、堅人数差出候様一橋より小松家呼出し、直達に相成候得共、定論通筋を正しく致し名義を不_レ亂處を以被_二相答_一、何分にも各藩へ朝命を以て追討の命を下され候はゞ、堅陣を此方一手を以て引受け可_レ打破一段も被_二申述_一候儀に御座候由、右等の處は太夫より直に御申越に相成候はん、文略仕候。然處長州へ御達の筋今日明日と相待ち居、此上は朝命を奉じ征討可_レ致事と明め居候處、昨日の朝議、今日内府様へ相伺申候處、昨夕四ツ時分一橋參殿いたし申述候趣は、關東におひて混雜の義到來いたし候。其譯は水戸中納言殿より鷹司様え被_二仰越_一候は、大和守様水戸殿え何の相談も不_レ被_レ致、關老始小監察迄九人の人数退役申付候次第、不束の致方に付、早速退役申付候段申來、已に安藤、久世の兩人再職の向に御座候由、就ては水戸殿には屹と

御譴責相成、大和守復職被_二仰出_一度との儀にて、即夕御書付等も相調候處、得と勘考の上、明日言上可_レ仕との趣に御座候由、就ては長州へ相達候儀も出來兼候。其譯は攘夷鎖港の儀を相尋候節、答樣無_レ之と申居候由に御座候。前夜一橋より御議論申上候事と、甚以相違致候。攘夷等の儀可_二相拘_一譯にも無_レ之此節の議は兩事に相成候譯に御座候得ば、是等を以相延候處、一橋の意底不_レ被_レ計、長州へ組し候か、又は勅命を以尾張、越前、阿波、土佐、藤堂等の諸侯御召相成居候由御座候間、其邊の處待合候儀か、關東の破れを聞て、既に我身も被_レ退候間、暫見合候賦か、何分不_二相分_一事に御座候。いづれ大亂に傾き候はんか、相察居申候。私共の吟味此度長州挫け候ても、此末の處一橋に兵權相歸し可_レ申候間、是非筋を正しく致し、朝威相立候處を趣意にいたし居候處、此期に相成、些とも遺恨の儀無_二御座_一候。事情細々書取がたく御座候間、何卒御深察可_レ被_レ下候。長州勢も嵯峨天龍寺に三百計、伏見に四百餘、山崎天王山に三百計と申事に御座候。多くは浪士輩と被_二相聞_一破る日には忽ち踏禿す事に御座候。三ヶ所の兵皆應援も出來不_レ申、一方づ、崩し立つるより外は無_レ之事と奉_レ存候。因州は一向相助け候筋と相見得、備前は些扣居

候姿に御座候。其外の藩は少々づ、面々見込と被_二相聞_一申候。堂上方の處長州一味の方多く、込り入たる事に御座候。尹宮も此節は餘程御はまりに相成、是丈けは大幸の事に御座候。正親町三條にも説が替り是非福原を入京被_二仰付_一候方、周旋可_二致吳_一様柳原殿え申參候由、内府公の御咄に御座候。今日^(十四)は傳奏衆よりの御狀相達候付、決て御召の事には有_レ之間敷やと相考へ候付、内々内府様迄御伺候處、急速の御事には無_二御座_一候由承知仕、安堵此事に御座候。私共にも相考申候處いまだ御上京相成候儀は些早く候には有_レ之間敷や、今少し時機を御見合被_レ下候方可_レ宜儀と相考居申候。いづれ大破に相成べく事ながら、今の處を以御立直し相成候處六ヶ敷、いつそ、どちらでも相極り候上、御出張被_レ遊候方御宜敷は有_レ之間敷やと愚考仕候得共、其邊の處は思食次第の儀にも御座候間、何分にも宜御取成可_レ被_レ下候。此旨荒々奉_レ得_二御意_一候。恐々謹言。

七月四日

大島吉之助

大久保一藏様

- 一、六月二十日より、長州人大阪に着し、二十三日大阪を出て牧方ひらかたに一泊、二十四日に伏見に着いたのである。隆盛は二十五日に、先づこのことを大久保に報じ、つゞいて二十七日、二十八日にも、事件の切迫して来つゝあることを通知してゐる。この書は、その後の更に逼せる京都の情勢を報じたものである。
- 二、長州の家老福原越後等が、歎願書を差出して毛利父子の復職を迫つた。
- 三、後の嵯峨實愛。彼が毛利父子の上京を許すべしと議論して、朝廷も、その儀に決した。
- 四、一橋慶喜がその儀に大反対をした。
- 五、内大臣近衛忠房が、南洲を召して、長州問題に對する意見を聞いたので、南洲は慶喜の説に賛成した。よつて、朝議それに決した。
- 六、因藩より、長州の歎願採用のことを周旋するやうに頼んで来た。
- 七、會津藩からは是非援兵を出してくれとの交渉があつた。
- 八、薩摩藩は朝命を奉じて禁関をお守りするだけの任務以外はお断りするとて、何れからの依頼をも拒絶した。
- 九、「より」は「よい」の誤。同様の訛音は、他の書簡にも見える。
- 十、水戸藩主徳川慶篤。

- 十一、應司輔熙。
- 十二、松平大和守直克、幕府の總裁職であつたが、六月二十二日に罷めらる。
- 十三、安藤正睦、久世廣周、この兩人の復職は實現しなかつた。
- 十四、朝廷より久光宛の御書状が達したので、その内容を近衛内大臣に伺つたところ、御召状なれども、急を要することではないとのことであつた。そこで、久光の上京は、もつと形勢が定つてからが宜しからうと意見を加へてゐる。

大久保一藏宛

元治元年七月二十日(京都より 鹿兒島へ)

先度より申上越置候長州の一條に付、堂上方荷擔かたんの御方々多く色々(三)と議論紛々の事にて追討の勅命相下り候處六ヶ敷、殊に長州違勅の事に付ては罪狀明白の譯にて、色々(三)と手をつくし、已に勅命相下る一段に罷成候處、もふは致方無之逆相起り候哉、一昨夜より人數繰出し、中立賣より攻登未明より戦争相始候處、諸藩の御固場所も打破、公卿御門迄攻

入候處、此御方様一手を以て打破追退、烏丸通より一手押出し、大砲を以て互に打合、室町よりも一手繰出し攻打候處、無程退散いたし鷹司家内に逃込、砲戰有之又々崩がたく、此御方より砲隊並二組の人数を以て、打挫火攻に及候處、たまり兼早々退去候由、國司信濃、益田右衛門介等の面々罷居たる由御座候得共、打洩したる事残念の至りに御座候。乍然國司儀者旗、並具足等打捨逃去候に付ては、首級同様の譯に御座候。伏見の儀は福原越後主宰にて御座候處、大垣の手勢を以て打破り候由御座候。今日は又々天龍山へ攻懸候様御達相成御人数被_レ差向候處、不殘退散跡にて、一人の生捕有_レ之候計にて御座候處、巢穴を破置賦にて火を懸焼崩申候。山崎の方も皆崩立逃去候故、今日の合戦は何事も無_レ之引返し候事共に御座候。此度の薩勢の鋒、衆人の耳目を驚し候事共に、大慶の儀に御座候。
(五) 備後様には 日の御門内、
(六) 圖書様には 乾御門御固御出張相成、勝れたる御都合にて難_レ有事共に御座候。此旨荒々申上候間、畠山方より細事御聞取可_レ被_レ下候。後便委細可_レ申上候。恐々謹言。

七月二十日

大島吉之助

大久保一藏様

追啓、烏丸通の大砲攻合に、長方より散彈をつるべて打込候處怪我人も段々有_レ之長藏儀足に少々疵を受候得共、決して御念遣の儀に者無_レ御座候。疵を蒙りながら少しもひるまず、矢種の盡るまで打込候次第、恐る計に御座候。
(七) 尙々鳳輦を奉_レ奪候謀計にて、實に薩兵あらずんば危き次第にて御座候。此度は御所え向ひ砲發いたし候付ては、天下の人望を失ひ候のみならず、大逆の罪を得、其上異人と和議を結び、旁是迄の詐謀一時に相顯れ、天罰を蒙り候事共に御座候。
(八) 一、七月十八日の夜より十九日の朝にかけて、長州勢が京都に攻め上つて來たので、それを撃退した狀況を報じたのである。これ禁門（蛤御門）の事變である。
二、公卿の中にも長州に同情するものも多く、長兵撃退の勅命降下もむつかしい有様となつた。
三、薩摩、土佐、久留米などの重臣は、長兵を退去せしめらるゝやう建言して、朝廷は遂に之を容れ、七月十八日、長藩老臣の哀訴を斥け、長兵に今日限り退去すべく、もし拒むに於ては追討仰出さるゝとの令を發せられた。

四、薩摩藩方。

五、島津珍彦。

六、島津圖書。

七、税所長藏(篤)が足に負傷しながらも奮戦したことを賞したのである。この戦に隆盛も足に傷を受けたが、そのことは一言も述べてない。

八、因州加州の兩藩は、長州兵に内應し、鳳輦を奪ひ奉る計畫の風説があつた。その風説といふのは、因州は有栖川宮を奉じて鳳輦を叡山に移し、加州はそれを守護して援助せんことを約してゐるが、因州藩は計畫が齟齬して約を果すことができなかつたが、加州藩は、その約を守つて長兵の入京した十九日の朝、若干の兵を大津まで派遣したといふのである。また一説には、幕府の方で、鳳輦を彦根に移し奉るとの説があつたから、加州はこれを途中で奪ひ奉るため大津まで出兵したのだといふのであるが、眞相は明らかでない。但し、この書によつて長州派にさうした計畫のあつたことは確かである。次の手紙にも同様のことあり。

九、長藩の外人と和議を結んだのは八月中旬のことであるから、この頃は風聞をそのまゝ書いたのであらう。

中根、酒井宛

元治元年七月二十八日

(京都より
越前へ)

爾來御疎情相過候得共、酷敷秋暑無_ニ御厭_ニ御勤仕の筈奉_ニ恐賀_ニ候。陳ば去十九日御當地大變の始末、疾く御聞取相成候はん。九門内の戦争未曾有の形勢、殊に砲彈を以玉座を奉_レ驚候事共、可_レ惡の甚敷者に御座候。其節に臨ては朝廷の御危き事何共難_ニ申盡_ニ畢竟彼等の底意相探候へば、御所中を騒し其紛れに乘じ、終鳳輦を西に促奉の奸謀と相見へ、不_ニ容易_ニ企絶_ニ言語_ニ候次第に御座候。就ては尊藩堺町御門御固の御人數、天晴の御忠戰、各藩の耳目を驚かし候事共、天下の爲御祝詞申上候。右等の反謀相巧候付ては、本國追討の勅命相發、不日御征討の場に相成候處、老公様には御所勞のやに傳承、焦心苦慮此事に御座候。乍_レ然非常の節は禁闕御守護の尊命も被_レ爲_レ蒙たる御事に御座候得共、朝廷の御威權被_レ爲_レ振候の堺に至り、御盡力不_レ被_ニ成下_ニ候ては不_ニ相濟_ニ場合と奉_レ存候。勿論、天下人心の希望する處、弊藩に於ては尙更の事にて一向御上京の處奉_ニ懇願_ニ居候事に御座候。御國費の儀は深く御

察申上居候事ながら、人心の居合、且、朝威不_二相立_一との時機に於ては、深く心痛致居候間、追討の處迄御向ひ不_レ被_レ遊共、急に御上京被_レ遊、朝威を御援助被_二成下_一候儀、小生等の赤心に付、直様罷出奉_レ願度御座候へ共、繁忙に任せ、不_レ得_二止む事_一海江田武次を以_テ右等の事件奉_レ願候間、細大御聞取被_レ下、小生等至誠の眞情宜敷御汲取被_レ下御盡力被_二成下_一度、偏奉_二合掌_一候。恐惶謹言。

七月二十八日

大島吉之助

小松帶刀

中根 鞆 負殿

酒井 十之 函殿

一、禁門の事變後即ち七月二十三日、朝廷より、長州征討の命を幕府に下された。幕府は、諸藩に出兵を令し、越前の松平慶永には副將を命ずる内定で、目付戸川鉾三郎を福井に遣はし、なほ薩藩よりも使者を出すやうにと幕府よりの依頼があつたので、西郷は小松と連名の書を海江田武次(信義)に持たせて、越前に遣はし、慶永(春嶽)の近臣中根と酒井に届けさせたのである。

二、幕府の内命によつて使を出したのではあるが、朝廷尊崇の一途を説くのみで、幕府のためといふことは一言も述べてない。あくまで大義名分によつて行動しようとする深意がうかゞはれる。しかし春嶽は、自分はその器ではない。且當主を措いて自分が出る場合ではないといつて、遂に應じなかつた。

大久保一藏宛

元治元年九月十六日 (京都より
鹿兒島へ)

御兩殿様益御機嫌能被_レ遊_二御座_一恐悅の御儀奉_レ存候。陳者御當地の形勢はか行候鹽梅更に無_レ之、越前_(一)侯去る六日御京着相成、直様村田巳三郎等へ引合候處、非常の備にて御出張相成候譯にても無_レ之、平々の御上京にては御座候え共、何れ_(二)嗣將の命を御受被_レ成候事故、總督の場を御勤可_レ被_レ成爲の御事に御座候間、是非征長の儀總督を不_レ俟、御出張相成候様、戦は諸藩より可_レ相勤_二候得共_一、征討の御處置被_二成下_一迄に候間、是非御振はまり有_二御座_一度、此儀は諸藩より押_テ御願申上候様可_レ致、越藩よりは被_二仰立_一難き事と進言候得共、振切兼候模様_(三)に被_レ伺申候。畢竟

御國內の混雜も有^レ之、斷然の御策出來兼候事と奉^レ存候。然處越藩より勝安房守殿え相談致し、幸、關東へ下向の由に候間、將軍上洛を盡力致し吳られ候處を兩藩より願入候ては如何可^レ有^レ之哉との趣有^レ之候付、直様同意いたし、吉井と私下坂いたし、越藩よりも兩人被^ニ差遣^一越侯の直書を以被^ニ差出^一候付、兩藩より段々攻懸候處、幕府の内情も被^ニ打明^一候付承候處、誠に手の附様も無^レ之形勢と罷成候事に御座候。畢竟幕吏の處、此度の一戰にて暴客恐縮いたし、もふは身の禍を免れ候心持にて、太平無事の體と相成、奸威ほこり立候向と被^ニ相聞^一申候。左候て幕吏も餘程老練いたし、何方に權の有るとは知れぬやうにいたし成し一同して持合居候姿に御座候。其内にも諏訪因幡と申者魁首と相聞得申候。色々正義を立込候へば御尤と同意致し、何となしに正論の者を退候付、逆も盡力の道無^レ之との譯に御座候。然らば奸吏を遠け候策は無^レ之哉、問掛候處、一小人を退くるには譯もなき事ながら、是を受取もの無^レ之、つまり議論を立候者の倒るゝ外無^レ之との事にて、如何とも運^レの付模様は無^レ之事に御座候。乍^ニ此上^一も諸藩より力を盡し候儀は有^レ之間敷哉と今一段攻掛候處、是以て受續ものゝあれこそ行はれもいたし可^レ申候得共、薩摩より個様

の議論有^レ之候と役人へ持出候へば、直様薩摩え被^レ欺候人と申成し、落し付候様子に御座候。諸藩より盡力いたし候ても無益の事に相成との説にていたし方無^レ之次第に御座候。幸、阿部閣老上坂の處にて御座候付、爲^レ人相尋候處餘程ほめられ、何か計策を勝氏より被^レ授候模様^(六)に御座候處、一昨日京着相成申候。勝氏も上京の賦に御座候間、此機會を見合候事に御座候處、私にも閣老へ申入置候間、篤と談判いたし候様、昨夜紙面を以て被^ニ申越^一候付、是非拜謁を願、一問答はいたし可^レ申含に御座候。いづれ阿部其人に候は^レ諸藩より相助、幕好の四五輩は斷然^(七)勅命を以打落し候策にて無^レ之候ては、逆も埒明申間敷事と相考申候。それ程の氣力も無^レ之候は^レ必無策に踏候事に御座候。決て口を閉可^レ申儀と相考申候。勝氏へ初て面會仕候處、實に驚人候人物にて、最初は打叩^レ賦にて差越候處頓と頭を下申候。どれ丈けか智略の有やら知れぬ鹽梅に見受申候。先英雄肌合の人にて、佐久間より事の出來候儀は一層も越候はん、學問と見識におひては佐久間拔群の事に御座候得共、現時に臨候ては此勝先生と、ひどくほれ申候。○攝海へ異人相廻候時の策を相尋候處、如何にも明策御座候。只今異人の情態におひても、幕吏を輕侮いたし居候

間、幕吏の談判にては迎も難受、いづれ、此の節、明賢の諸侯四五人も御會盟に相成、異艦を可打破の兵力を以て横濱並長崎の兩港を開、攝海の處は筋を立て談判に相成、屹と條約をも結ばれ候はゞ

皇國の耻に不_三相成_一様成立、異人は却て條理に服し、此末天下の大政も相立、國是相定候期可_レ有_二御座_一との議論にて、實に感服の次第に御座候。彌左様の向に成立候はゞ、明賢侯の御出揃までは、受合て異人は引留置との説に御座候。右に付ては今よりケ様の議論を立候ては決して破に及可_レ申、又離間の策を用ひ候議無_レ疑事に御座候間、攝海え異人相迫候節初て此策を唱出、急速に相決し候様不_レ致候ては相成申間敷、一度此策を用ひ候上は、いつ迄も共和政治^(七)をやり通不_レ申候ては、相濟申間敷候間、能々御勘考可_レ被_レ下候。若此策を御用無_レ之候はゞ、斷然と割據の色を顯はし、國を富すの策に不_レ出候ては相濟申間敷儀と奉_レ存候、乍_レ然、次第して申さば、長征の處第一の譯に御座候間、折角促し立、油斷は不_レ致候間、左様御納心可_レ被_レ下候。昨朝は肥後藩着にて面會いたし候處、肥薩の兩藩を以長征を相願ひ、勅許を得て速に可_レ打との議論有_レ之候付、私方にては頓と諸藩の受も不_レ宜候付、肥

後さへ御差はまり御座候はゞ、肥後に因て如何様共可_レ致、其儀は直様御同意の段申入候處、段々六ヶ敷故障言出候次第に御座候。是迄の肥後の情態より相考候處、餘りよふ過候間、却て不安心の事に御座候。兩藩にて引受と申儀は、迎も六ヶ敷と申出候はゞ、如何程か激論を起候はん、早速に同意の段申出候處、故障出來いたし、いまだ本氣のものか不_三相分_一候。攝海異船處置の議論は、本文勝の策、同意の談に御座候。御國元えも肥後より御使者も參候由、如何の説にて御座候哉、長征の事共烈敷申たる哉、爲_二御知_一可_レ被_レ下候。○御金繰の一條、實に難澁の御時節にて、莫大の費用は相重候付、南部^(十)へ御取結も有_レ之候間、只今蒸氣船^(十一)を以砂糖並唐藥種、煙草、鯉節様の品々御遣し相成候て、初度は高利を不_レ欲銅又は糸等の品と替候ては何様有_二御座_一候哉。今月來月迄が絲の賣出口にて餘程値段も引下り候次第にて、一箱に付百兩の違ひと相成候付、御國元織屋方御用も年々三百貫は御買下相成由御座候間、爰許にては只今買入の手段いたし居申候。もふは嫌疑所の事に無_二御座_一候間、振切て澤山買占、兩度とせぬやうに大^{おほ}ごといたし度ものに御座候。御内用金二萬兩は御座候付、夫丈ヶは如何にもして買入可_レ申、十萬兩計買占^{はかり}度ものに御座候

へ共、手の廻り候は、現在私面を突出し、商法をやり度ものと相考申候。暴客の天誅を蒙るか、又は幕吏の刺客を蒙るか、何にしてみられた敵に御座候間、此儀は是非相企度、折角手を付置申候間左様御納心可被下候。御用金も來年砂糖代に取續間は何も見當無之由御座候間、のるかそるかの仕事をいたし度相含居申候。此旨荒々大略迄如、此御座候。恐々謹言。

九月十六日

大島吉之助

大久保一藏様

- 一、越前藩主松平茂昭。老侯春嶽は出馬せず、茂昭が上京したのである。
- 二、征長の副總督。
- 三、越前藩士青山小三郎他一名。
- 四、勤王の浪士。
- 五、「は」脱か。
- 六、阿部豊後守正外。
- 七、陥の誤か。

八、勝安房に面會し、その人物識見に推服した様子が言外に溢れてゐる。

九、四五人の有力な藩主が共同して、政治を行ふといふ意味のもの。

十、南部彌八郎。

十一、金策についての意見である。即ち、蒸氣船で薩摩の國産を積出し、その金で絹糸を買占めておかうといふのである。

大久保一藏宛

元治元年九月十九日(京都より鹿兒島へ)

先便申上越置候處、異難先立迫候向にて、差迫たる處より打掛賦に申上置候處、急務の筋も次第いたす鹽梅にて、大きに大慶の事に御座候。阿部豊後守様(二)越候御會に相成、家老本田修理、酒井十之丞も同席に相列、當時勢差迫候譯より段々説込候處、餘程相談相くるまり、是迄の閣老にては無之との事、何篇打明し相談に及候由に御座候。然る處異船の一條も急に攝海え相廻候向にても無之、いづれ阿部閣老關東え罷歸候上ならでは出掛候向に無之候間、いづれ成、長征直様すくさま不二相運一候ては不レ被レ爲レ濟との議論にて、尾張老侯來る廿日御京着の御模様と被二相伺一此度の處

總督は御受不被爲出来、御上京丈ケは被成との趣に御座候得共、爰許にて押て御受の都合にいたし、速に長征を被相初候見込と相聞れ候付、此度は相調譯かと相樂居候事に御座候。夫に付今日より藝州へ伊東萬次郎差遣し、料米の手當且陣取等手當爲致候事に御座候。萩表え海路より御國兵攻掛候様相達成候得共、第一難海の上、遠干瀉と承居候間、一艘の軍艦にて直様打破候事は難澁の譯には候得共懸口等の儀前以色々申立候ては、薩兵の臆を取る杯の説、直様相起儀に御座候間、態と難澁不申立候て罷在申候。若幕府より問掛候は、此方の人數を以て陸路より萩表の方道開いたし、御國兵乗上げ候様可致段申切含に罷在候間、左様御含可被下候。自然着到の場所も不相分候得共、いづれ御人數揃へ等の御手数も可被爲在事に御座候間、筑前若松邊の陣取も、土師吉兵衛爲致由に被相聞候付、其御手数可被成下候。左候は、此方の御人數を以て藝州へ踏込、懸場の處見切を以御陣所へ御注進可仕候付、其御賦を以御都合可被成下候。右に付攻掛日限相分候は、直様私には藝え飛込、吉川、徳山邊の處引離し候策を盡申度、内輪、餘程混雜の様子に御座候間、暴人の處置を長人に付けさせ候道も、可有御座かと

相考居申候。吉川又は末家等悉く死地に追込候ては、打破るながらも大きに怪我いたす事に御座候間、兵力を以相迫候て、右等の策を用ひ候は、十に五六は背立候はん。其處を以突然と乗込候は、容易攻落し可申かと相考居候付、彌征討の御決着に相成候は、速に藝州へ飛入可申候間、左様御得心可被下候。

一、大樹公にも彌上洛の模様^(六)に御座候。陸地より出軍にて大津より直様伏見え出、下坂と相成、長征を催し、攻滅し候後に凱歌を奏して入京の賦に御座候由、當月廿日方發途の筈と申事に御座候へ共、當月中には打立出来候はん。夫より内に、尾老公御上京相成候は、速に長征可相發との含に御座候由被相聞申候。

一、此方よりの御人數先詰一陣丈被差出、物物主の處高橋縫殿へ被仰付可然段、小松御出帆前承知仕居候に付、其御都合相成候様可仕候間、是又御含可被下候。一、別冊二部越藩より借入、寫取差上申候。越藩一人異軍艦え乗せ付、長え差遣候由にて、戦争の次第日記にいたしたる由に御座候。是程手の廻り候處誠に感心のものに御座候。此儀は秘し置吳候承申候。外一冊は江戸表より聞合候て申遣候向と相見得申候。

一、軍目付三人、御國攻懸口の人達と被_レ相聞_レ昨日御用談申來、御留守居罷出候處、誠につまらぬもの共にて軍致さぬ船え乗せ吳候様申事にて、歎きも腹立も出來ぬ様に御座候。笑ふより外に致方は無_レ之候。

右の通江戸より町便到來、飛脚被_レ差立_レ候形行申上候。彌長州征討相決御日限相分候は、直様急飛脚を以申上候様可_レ仕候。恐々謹言。

九月十九日

大島吉之助

大久保一藏様

- 一、老中、阿部豊後守正外と越前藩主松平茂昭との會見の模様である。
- 二、薩摩の藩士。出征準備のため先發。
- 三、京都にゐる薩藩兵。
- 四、薩軍本隊の本國より陸路進發せしものと、京都より出向したるものとの連絡の打合せを豫告してゐるのである。
- 五、毛利家の本家と末家を引離すといふのが南洲の一計である。
- 六、暴人の處置を長人に付けさせるのが第二の策である。

七、絶望させてはならぬ。

八、太樹公は將軍のこと。

九、薩藩の攻戰監督を命ぜられた旗本の士三人が、薩摩留守居役を呼んで、軍をせぬ船に乗せてくれと申込んだことを許したのである。

小松帶刀宛

元治元年十月二十五日(大阪より京都へ)

尾藩若井^(三)御演達の趣は申上置候處、晩前書狀到來いたし、御旅館へ罷出候様老候御逢に相成との事に御座候故、早速參樓仕候處、初に田宮如雲^(三)面會いたし候に付、得と事情申込候處、永井主永正^(四)にも跡より參上いたし候様子、暫談判も有_レ之跡にて相控居申候處、老候御逢被_レ申事に付罷出候處、御丁寧の御挨拶振にて、打明て存慮御承知被_レ成度との事に御座候間、吉川邊内情の次第委敷^(五)申説、其上御策略に付、敵方兩端に^(六)分、暴黨正黨と相成居候儀誠に天の賜と可_レ申譯、譬、一致のものにもいたせ、策を廻し兩端に相成候様可_レ致こそ戦法に御座候處、兩立のものを一

に死地に追はめ候儀、誠無策のものと可申、實に拙き次第に御座候。左候て謝罪の筋を立歸順の者、悉く賊人といたし成し候儀御征伐の本意とは相考不申、歸順いたし候様御扱被成候こそ御征伐の本旨と奉存候段、理を盡し申説候處、成瀬隼人正も御前え被召呼候ての御質問に御座候。且偏に御頼思食候間、一張盡力致吳候様、分て御頼被成との事に御座候。右に付救應の人数、藝地へ暫足を止、其上機會に乘じ、岩國え乗込候見込の處申置候處、老侯よりの御達に、諸藩悉攻口の難澁を申立、繰替の事計申立居候て、總督府は是に御困の様子、戰略の事は先次にいたし、攻口の事計に涉り居候向に御座候。夫故只今攻口の儀御達相成候ては、諸藩の氣受にも相拘、一同動立事に御座候。勿論御達なくて只勝手に岩國より人数を繰上候ては諸方も一同崩立、自分く勝手に攻懸候ものに可相成候間、總督藝地え着相成候て、そこで俄に總督の見込にて、萩の攻口を繰替、岩國と達替相成候ては如何有之候哉との趣に御座候間、何ぞ差支の譯は無之、全躰救應隊の儀、藝地え踏入陸路を押候賦にて、藝州えは陣取もいたし置候間、是迄人数を繰込置候て、御下知に従ひて岩國え乗入候場に相心得可罷居と申置候處、左様なれば、此儀は至

極秘し置候様承り候付、委細承知仕候旨相答置申候。然處老侯様より御脇差拜領被仰付一向盡力いたし吳候様との事に御座候。尾州にても胸一杯と相成、諸藩の處攻口等難澁いたし、弱め計相見得候故、もふは薩州を取込不申候ては尾の取れ候事には無之との見込に相成候はんかと被相考居申候。夫故近來せび涯相成候處、尾州の會釋も格別相變依頼と計申居候位に御座候。右等の都合相成申候間、今日は早速藝州地え差向、出帆可仕候間、左様思召可被下候。御當地よりの御人数は、矢張藝地え差向候様御下知被成下度奉願候。此旨荒々形行迄申上候。恐惶謹言。

十月二十五日

西郷吉之助

小松帶刀様

- 一、この書は、前日即ち二十四日、大阪にて征長總督徳川慶勝に招かれ、その旅館で會見し、長州征伐に關する意見を述べ、慶勝その達見なるを認め、悉く南洲の意見を容れて、征長のことを一任した顛末を、在京の薩藩家老小松帶刀に報告したものである。
- 二、若井成章、尾張藩士にして、當時の勳功により贈從五位。
- 三、田村如雲、尾張藩士にして、維新の際藩主を助けて大いに國事に盡す。贈從四位。

四、永井主水正尙志（幕臣）

五、犬山城主成瀬正肥、尾藩附家老。

六、「尾が取れぬ」とは、薩摩の方言で、「結末がつかぬ」とか「成就せぬ」とかの意である。

七、「せび涯」意味不明。

八、この手紙を書いた日、即ち、十月二十五日、若井成章、吉井友實、税所篤等を伴つて、廣島に向つたのである。

香川、山田宛

元治元年十一月八日（廣島より
岩國へ）

一筆致_三啓上_一候。追日寒冷相募候處、御揃御安泰被_レ成_二御座_一珍重御儀奉_レ存候。次に小生共にも一昨六日夜當所へ歸着仕候。扱御地へ罷越候折は段々御丁寧被_三成下_一御手厚御取扱の程千萬難_レ有奉_レ存候。然ば去る七月十九日弊藩手へ生捕相成候者共此度召列當所へ罷越候。就ては右者共口柄相調へ候處、元來卑賤陪從の輩にて、是非も不_三相分_一全無罪の者共に候間、是迄弊藩へ召置、御宗藩平定の上御引渡申上、銘々家族共へ御引渡の上苛酷の御所置不_三相成_一様致度との存意に有_レ之、未成否も

不_三相決_一儀に候得共、當所迄列越候處、生國も耳目に近き所に候へば、各歸心難_レ留は通情の儀に付、遅速に不_レ拘、此節宰領の者相付御引渡申候間、御請取可_レ被_レ下、左候て御取扱の被_レ爲_レ及_三時機_一候は、何卒弊藩の趣意御汲取被_レ下、助命の處萬々御周旋の程吳々奉_レ願候。先は右爲_レ可_レ得_三御意_一如此御座候。以上。

十一月八日

西郷吉之助

香川 諒様

山田 右門様

追て其御地新港にて御引渡可_レ申候間、於_三同所_一御受取相成候様致度候。

一、香川諒、山田右門は共に岩國の重臣である。隆盛は十月二十五日大阪發、十一月二日廣島

着。翌三日岩國着。吉川監物に會見して總督の命を傳へ、即日引返して、六日廣島に歸つた。

その時、京都に在つた薩摩兵は、救應隊といふ名儀で廣島に來着した。

二、禁門事變の時、捕虜にした長州兵十人を同伴して來た。

三、毛利家。吉川家の本家である。

四、情誼のこもつた書面である。なほ、捕虜中も親切に取扱つたので、勝安方はこのことをひ

どく感賞してゐる。後日長藩が、西郷を信頼したのも、このことが一因をなしたことであつた。

(二) 喜入攝津宛

元治元年十一月十五日(廣島より筑前へ)

先度、吉井幸輔・奈良原幸五郎より當表の形行御聞取相成候はん、爾後去る十一日長州家老草津驛迄御呼出にて、御討伐の儀御達相成候處、昨十四日福原越後・國司信濃・益田右衛門介三人の首級差出、嚴科に取行候由にて、直様御實驗の式も相濟候。就ては恭順の道を以伏罪の筋相立、決て官軍へ不奉^は及^ひ向^む段申出、尙又吉川監物より歎願愁訴仕候に付、御軍門へ罷出候儀御免被^レ下度、別紙の通願出、御免相成候。右に付攻口期限被^レ召延との事にて、尾州藩より兩人其元へ被^レ差越^せ候に付、^(五)蒸汽船より早目相達候處、取計吳候様長谷川惣藏より承候に付、正治被^レ差越^せ候間、御聞取可^レ給候。尤期日御延引の儀は、御達不^レ相成候へ共、右兩人より其元參集の諸藩へは御達可^レ給候。何分吉川の盡力にて、今日迄の時機に相成申候。細事は

正治より御聞取の上、御兩殿様へ被^レ申上候儀共可^レ然様御取計可^レ給候。此段御掛合に及候。以上。

^(e)十一月十五日

西郷吉之助

喜入攝津様

- 一、筑前蘆屋在陣の薩軍參謀家老喜入攝津久高。
- 二、廣島方面に於ける長州征伐軍の形勢。
- 三、この三人は禁門事變の責任者として處刑されたのである。
- 四、毛利父子が總督の軍門に來り降ることだけは御免下されたいとの歎願書である。
- 五、征討進軍猶豫のことを、九州の諸軍に急報するため、尾州藩(總督)の使者二人を薩摩の汽船に便乗させてくれとの照會を受けた。
- 六、隆盛は右の照會を諾し、軍役奉行伊地知正治を同行せしめ、彼に此の書を托したのである。
- 七、總督が廣島に着したのは十六日で、従つて、攻撃延期の命の發せられたのも、同日である。しかるにこの書は未だ總督の命の公表せられない先に段取りしたものだと思はれる。それは、十八日が攻懸りの日限であつたから、總督の命を待つてから使を出したのでは、九州まで聞

に合はせないので、豫定を見越して處置したものであらう。「尤期日御延引の儀は、御達不_レ相成_二候へ共、右兩人より其元參集の諸藩へは御達可_レ給候」とは意味深重な一節である。

小松帶刀宛

元治元年十一月十九日(廣島より京都へ)

大野四郎助儀被_レ差遣_二候御趣意諸軍も實に難_レ有がり、矢石を犯し候儀何共思はぬ氣相彌増、爲_二皇國_一大慶の事に御座候。此上御祈願被_レ成下_二候御禮等、御差下に相成、一同難_レ有がり候次第に御座候。士の身上難_レ有ものとはケ様の世態に因て始て思ひ當り候。就ては私共へも別段御送被_レ下、御芳志の御厚き次第實に奉_レ感佩_二深く御禮申上候。坂元儀は是迄の形勢爲_レ可_レ申上_二早速被_レ差返_二御軍一同よりの御禮も可_レ申上_二候間宜敷御汲取可_レ被_レ成下_二候。扱_二三家老首級實檢相備參謀の四人(中村、安戸、佐久間、竹内)嚴科に行ひ候儀も相濟、御詫の條理も相立候事に御座候。就ては此末の御所置振苦心仕候儀にて、總督府は兼て御存慮の通不斷の輩故、昨日も大小監察永井、戸川え後の利害得失詳に申述、數日兵を囑候ては天下の費弊は勿論、内輪の混雜も難_レ計、

速に御決議相成候様、御處置振の儀も左の通り建議仕候て申述置候事に御座候間、左様御含置可_レ被_レ下候。第一、正治の策に隨ひ申候。

- 一、大膳父子落飾隱居、最初より末家の内にて暴舉に不_レ組清末より家督の事。
 - 一、下の關邊拾萬石削り、暫時、豊前筑前邊え守衛被_レ仰付_二候事。
 - 一、上之關大島は前一州え同斷。
 - 一、吉川此節兩國平定の功にて、御直勤被_レ召出_二且本家心添被_レ仰付_二候事。
 - 一、官軍發向の印に、山口新城屋敷破却の事。
- 右のケ條を以總督府又は大小監察え委敷申含置候處、總督方にては防國を總て被_レ召上_二候て、吉川、徳山等は本の通り安堵、其上萩領丈けを一往吉川領にて被_レ下置_二候は、人心安堵の道相付、可_レ宜敷_二との儀に御座候。就ては右邊の御處置關東え伺の上、御返答を被_レ相待_二候て、其上兵を解候様の儀に被_レ成候ては、決して不_レ相濟_二候に付、速に令を發せられ、其上承伏不_レ仕候は、打破可_レ申と、義を盡して論じ申候處、急速相運候向成、大幸の事共に御座候。夫と申は吉川え今日御達相成_二賦_一に御

座候。其趣は脱走の五卿を早々被_レ差出、山口の居城を取こぼち候様との二ヶ條に御座候。右を承伏仕候て、落着相成候へば總督は勿論、諸軍引拂ひ候賦と相成、至ての仕合に御座候。得と吉川邊え相談し候處、随分出來可_レ申向にて御座候間、いづれ事成り可_レ申と被_レ存候に付、御安堵可_レ被_レ成候。色々の難儀實に困究仕候次第にて御苦察可_レ被_レ下候。畢竟難事に差掛候ては、要路の者、人事の限を盡し、其上にて名義條理相立候處にて、相戦候得ば遺憾も無_レ之事にて、戦て死するも謀て斃るゝと同様と相考、一向に盡力仕候儀に御座候間、御安心可_レ被_レ成候。いづれ成大膽父子等の御扱は、總督より關東表え御伺相成、其上にて相運可_レ申候に付、必苛酷の御所置不_レ相成_一様、此御方様より被_レ盡度、若、間違相成候ては一國の信義を失ひ可_レ申事にて、大きに心配仕候事に御座候。いづれ尾^(六)に相成候上は、右邊の所關東にて盡力の儀御下知被_レ成下_一候處可_レ奉_レ伺候へば、御含置可_レ被_レ下候。吉川におひても、天下の公論を以て御所置相成候上は、如何に激黨相起候ても、鎮靜は一手にて出來可_レ申候得共、若、過激の御扱に相成候ては、其意は不_レ相調一段分て申事に御座候。此旨是迄の形行御答申上候。 恐惶謹言。

十一月十九日。

西郷吉之助

帶 刀 様

- 一、京都滞在の薩藩家老小松帶刀より、陣中見舞を送られたので、その謝禮に併せて長州處分の顛末を報告したのである
- 二、益田右衛門、福原越後、國司信濃の三家老は自刃を命ぜられた。
- 三、中村九郎、宍戸左馬介、佐久間佐兵衛、竹内正兵衛の四參謀は野山の獄で斬首された。
- 四、知腦をしほり、身命を賭して奔走してゐる狀が現はれてゐる。
- 五、薩藩からも、毛利父子の所置につき苛酷ならざるやう當局に盡力されたいとのことである。
- 六、「尾に成る」は「終結する」意である。

大久保一藏宛

元治元年十一月二十五日(小倉より鹿兒島へ)

御兩殿様益御機嫌能_レ遊_二御座_一恐悅の御儀奉_レ存候。陳ば長征の一條、吉川邊の情

態、奈良原歸府詳悉御聞取被下候はん。其後三家老の首級御實見も相濟、參謀の徒四人共戸佐馬介、中村九郎、佐久間佐兵衛、竹内正兵衛斷斬に相行ひ、御詫の條理も相立、暫攻懸の處御猶豫と相成、五卿並浮浪の輩所置を付、其上如何様の罪をも可奉待段末藩迄も書付を以申出、其上山口の新城破却を被命、相決候上、兵を解かる筋に相決し候折柄、暴徒蜂起し、五卿を押立暴動の様子相知れ、總督府に於ても區々の議論故いづれ此上は五藩へ御預と申もの被仰出、得と五卿へ説得を被命、其上承引無之候へば、人事を被盡候儀故、其上は打破候外無之、徒に長評議に日を送寒中に兵をさらし候儀天下の物笑と可相成一誠に濟ぬ次第と、事を分け、理を盡して申立候處、急速相運、いづれ五卿浮浪の輩えは私踏込候て利害得失を論じ、納得出来候様是迄は可盡と相決居候處、筑前藩喜多岡勇平と申者、廣島表へ參、此説得は筑藩へ御委任相成候へば差はまりて盡力可致、十七八はやり付可申との事故、早速督府え申込、是非是迄の處は人事を盡され度、一體説得の處は筑藩へ御委任の處御當然の儀と建言仕候て、都て申立候通相運、別紙の通御達相成申候故、去る二十一日晚廣島出帆仕、二十三日晝時分小倉へ着仕申候。自然廣島え在陣の人数も蘆屋え合し可申賦にて、

蒸氣船廣島迄差遣手筈仕置の事共にて御座候。只今の處にては、激黨も千人位は有之との趣に相聞得、長府の方え寄候との説も御座候へ共、虚實難分、小倉にては長府より歎訴嗣將え申立候由と相聞れ申候。萩の政府、岩國、徳山、此三所におひては三人の首を刎候故、決して激黨に與し候譯にては無之、慥に暴正引分候故、制し安きことに罷成申候。肥後、越前邊の處、開城束縛と申迄不參候ては不三相濟との議論、頻に起居候處、得と情實の次第も申述、此儀は戰究矢盡ての極づまりの事と申もの、いまだ戦も不致候て極の手を致そうとは以の外の事、右様の御見留に候は速に攻懸候外無之と、段々世態紛擾の處より列藩費弊の次第、夫より又々官軍にも混雜到來いたし、頓と征伐の御成功遂させられざる場に成立可申事かも難計、委敷前後の處申述候處、兩藩共に同意いたし、小倉表におひても議論も一致相成、大慶の事に御座候。筑藩説得の一左右相待、事破れ候は可打碎賦に相決候間、此上は速に相運、不遠兵を解き候場合に相成可申、千位の激黨は一時に打破可申候付、左様御心得可被下候。此旨大略形行迄申上候。謹言。

十一月二十五日

西郷吉之助

大久保一藏様

一、隆盛は十一月二十三日、小倉に着し、副總督松平茂昭に謁して、長州處分の意見を述べ、越前肥後等の強硬派を説得した。その前後の事情を在藩の大久保に知らせたのである。
二、長藩は一先づ恭順の意を表したが、勤王派の連中は大いに激昂し、特に奇兵隊の一派は五卿を誘ひ出して長府へ走つた。

三、五卿を九州五藩へ預けるといふのである。即ち、三條實美は筑前、三條四季知は肥後、東久世通禧は久留米、壬生基修は薩摩、四條隆謨は肥前。

四、十中の七八までは成功の見込みがある。

五、十一月二十四日、隆盛は蘆屋に赴き、薩兵指揮の島津久明に謁し、長州問題の顛末を報告し、即日、小倉に引返し、筑前藩の活動を心待ちに待つてゐるといふのである。

六、なるべく平和に事を解決せんと苦心しながら、最後には斷然たる一舉に出でんとする決意である。

小松帶刀宛

元治元年十二月二十三日(廣島より京都へ)

嚴寒の砌御座候得共、先以御機嫌能被遊御座恐悅の御儀奉存候。陳ば、先度申上置候以後は、^(一)五卿の一條不_二相運_一色々筑藩よりも心配仕、^(二)月形洗藏と申者差はまり盡力仕候處、^(三)五卿も御開と申儀も相決、諸隊の處半方は折合も付、纔に一二隊の處過激の論も有_レ之候得共、餘程説付候向に成立、^(四)私にも一篇は下之關へ罷渡候様月形より申遣候付、吉井、税所兩士不_二聞入_一同道にて罷渡候處、^(五)諸浪の内四五輩も參、一夜議論も有_レ之候。諸浪の隊は一同歸順の運にも成行、^(六)隊長の者とは兩度も論判仕候處合點も出來、一向五卿の御開も相盡候次第にて、實に大幸の事に御座候。大概激黨も降伏の勢成立相樂居、終五卿も諸隊へ斷然御離れ切と相成、御書取を以十日の期限も相極候。萩の政府と諸隊とは寇讐の如相成居候付、其邊調和の道相立候へば、^(七)一同解立譯に相成候付、^(八)早々岩國へ志し出帆仕候處、去二十日朝着いたし候て、^(九)吉川へ得と談合仕候處、能々汲受、此節自ら張出し、長府邊へ直様踏込説得の合、勿論萩府にての俗吏兩三人を退け、激黨より望を掛居候者兩三人も引上げ、調和の筋も相立賦に御座候處、^(十)二十一日朝萩表より使者岩國へ相達、變動の向相聞得候折柄、岩國より差出置候人々も罷歸、得と承合仕處、長谷川惣藏萩へ參居、

餘程せり立、打取の策を立候向、勿論^(十七)戸川三郎山口城破却巡見として參居、色々被_レ責付候向と相聞得、十八日晚七人の者を入牢申付、翌日は直様斬罪に取行ひ候由、前田孫右衛門、檜崎彌八郎、山田又助、大和國之助、渡邊内藏太、松崎剛藏、毛利登人此七人にて御座候。左候て末藩等へも人數差出候様相達、千人位の勢萩表より押立候由、激黨の内には蒸氣船二艘を奪、撫育金と申を掠取候由、何方へ乘廻候か、いまだ不_レ相分_レ撃場より届申出候迄に御座候。頓と調和の道も絶果、殘念の事に御座候。右等の拙策用ひられ候ては實に^{こまろ}込に込た事に御座候。何分にも右破立候ては施すべき策も無_レ之、勿論督府の見込不_レ承候ては如何ともすべき様無_レ之候付、昨日廣島迄參着仕候。岩國にて説得の道も相立候は、五卿受取の儀も相決候付、速に解兵の策を督府へ説込^{とまひつゝ}込にて御座候處、案外の次第に成行申候。岩國にて承候には京師にても水人入候との風説、粗承候間、速に駈登合にて小倉表へも書面岩國より差出、尤人數繰登の儀も荒々申遣置候て、廣島迄參候處、御手洗より伊地知正治書面相達届、頓と安心仕候。兩三日も見合候は、長州の模様可_レ相分_レ候付、時機次第には早々罷登候様可_レ仕候間、左様思召可_レ被_レ下候。何分爰許の處も不_レ見止_レ候て

は不_レ相濟_レ候付、暫時相控居申候。此旨大略形行迄申上候。恐惶謹言。

十二月二十三日

西郷吉之助

帶 刀 様

- 一、さきに、喜多岡勇平、越智小平太、眞藤登等筑前の使者は、五卿隨從の水野丹後、土方楠右衛門等に面談したが、長州の諸隊長は、五卿は筑前に渡すことを承知しなかつた。
- 二、ところが、喜多岡等と引違へに、筑前の有志月形洗藏、早川養敬の二人は、長州に渡り、奇兵隊の山縣狂介及び功山寺の五卿にも逢つて、いろいろ陳述した。
- 三、山縣は五卿を筑前に預けることは出来ぬと強硬に拒絶したが、五卿は皇國のためなら九州に行つてもよい。しかし長藩がひどく、動搖してゐるから、人心を平穩にするやう盡力せられたいと言つた。

- 四、十二月十一日、月形の使者として筑前藩士の林泰が小倉に來り、隆盛の馬關に渡らんことを請ふ。よつて、吉井、税所の二人を伴うて行く。
- 五、長藩の高杉晉作其他の諸隊長。
- 六、忠勇隊と稱し、諸藩脱出の士にて五卿に従へるもの。

- 七、長藩諸隊の隊長。
- 八、一旦小倉に歸り、長州の情勢を副總督府に傳へ、十五日、税所を從へて小倉を發し、岩國に向ふ。
- 九、吉川に諸隊鎮靜のことを説得した。
- 十、尾州藩士で總督府勤務。
- 十一、幕府の目付。

維新運動時代

自慶應元年乙丑(三十九歲)
至慶應三年丁卯(四十一歲)

慶應元年乙丑（三十九歳）

正月元日、小倉に至り、解兵令を副總督及び薩軍の先鋒隊に傳へ、即日、薩軍本營の蘆屋に赴く。

正月三日、蘆屋より再び小倉に至る。

正月四日、小倉を發して歸藩の途に就き、十五日、鹿兒島に着す。藩主父子より長州問題解決の功を賞し刀一腰を賜ふ。

正月二十八日、岩山八郎太（直温）の二女糸子と婚す。

二月中旬、鹿兒島を發し、上京の途中、太宰府、福岡等にて、五卿の待遇および、その復歸の事を計る。福岡では特に勤王黨月形洗藏と懇談した。

三月五日、博多を發し、十一日、京都着。

四月十三日、幕府長州再征につき、尾張老侯徳川茂徳を總督とす。（茂徳後之を辭す）

四月二十二日、京都を發し歸藩の途に就く。長州再征に關して、薩藩の態度を決せんためである。阪本龍馬同行す。

五月上旬、歸國。大久保利通等と議し、出兵拒絶の藩論を決す。この月、隆盛、大番頭となり役料百八十石を給せらる。

五月十五日、幕府は紀州侯徳川茂承に征長總督を命ず。

閏五月十五日、岩下方平、中岡慎太郎と共に鹿兒島を發し、二十三日、着京。

閏五月二十四日、將軍徳川家茂、大阪城に入る。爾後、時に上京す。

九月十六日、英佛米蘭四公使軍艦九隻を率ゐて兵庫港に入る。隆盛、この頃、大阪に來り、外艦の動靜を探る。

九月十七日、外艦の動靜を大久保に報す。

九月二十三日、京都に還り、大久保と議し、いよく明賢諸侯の集會を計らんとし、大久保は越前に使し、隆盛は歸藩に決す。

九月二十四日、阪本龍馬を伴ひ大阪に下り、二十六日、胡蝶丸に乗船出帆。

十月四日、鹿兒島に着し、京阪の事情を藩主父子に告げて、久光の上京を促す。

十月十四日、外艦擱海を去るの報至るを以て、久光の上京は中止となり、隆盛は小松帶刀と共に兵を率ゐて出發。二十五日、京都に着す。

十二月、黒田了助（清隆）等と薩長聯合のことを議し、黒田、阪本の兩人を馬關に至らしむ。

送大山士(二)

慶應元年正月三日

從來素志燦ニ交情、大義撐腸離別輕。一算投機扶二百世、
片言愆令斃二千兵。必亡危難生粗暴、決勝奇謀發至誠。
往矣慎哉雷火術、電光聲裡見輸贏。(愆令一作謬事)

(三)
從來素志交情燦たり、大義腸を撐へて離別輕し。一算機に投すれば百世を扶け、片言令を愆れば千兵を斃す。必亡の危難は粗暴に生じ、決勝の奇謀は至誠に發す。往け慎めよや雷火の術、電光聲裡輸贏を見る。

一、征長の軍を解兵したので、從軍中の大山巖は再び砲術研究のため、小倉より江戸の江川塾に赴くことになった。そこで隆盛は壯行のためこの詩を送り、自分は鹿兒島へ歸つた。西郷と大山は從兄弟の間柄である。

二、これまで平素の志を同じくし互の交情は極めて厚いから、今こゝで東西に別れることは甚だ悲しいことであるが、國家に盡す道から考へると、さうした私情の悲しみを忍んで、いさ

ぎよく別れをしよう。君の研究しようとする砲術を考へて見ると、その一計畫が適中すれば大勝を得て國家を長く扶けることが出来、一言でも命令をあやまると、多くの兵隊を失ふことになる。そのやうに重大な軍務である。そして戦争に於て、必亡の危難は粗暴から起り決勝のすぐれた謀は至誠から發することを忘れてはならぬ。砲火の術は一瞬（電光聲裡）の間に勝敗（輸贏）が決するのであるから、よく氣をつけて研究したまへ。ではお元氣で。

○
奉呈月形先生

四山含^{シテ}笑^ム起^ル春風、
偏^ニ塞^ニ正^ニ氣^一泣^ク豪^ニ雄^一。
值^ニ此^ニ芳^ニ時^一意^未通。
思^ハ短^ク熊^ノ熊^ノ夢^ヲ難^シ結^ス。

○
四山笑^シを含^ミんで春風起^ルる、此^ノ芳^ニ時^ニに値^ウて意^未だ通^ズ。思^ハひ短^クして熊^ノ熊^ノ夢^ヲ結^スび難^シ、偏^ニに正^ニ氣^一を塞^ミいで豪^ニ雄^一を泣^カしむ。

一、正月に鹿兒島に歸つた隆盛は、二月中旬、上京の途につき、福岡に寄つて月形洗藏等の勤王派の有志と相談し、薩筑連合して京都を守護し、幕府を壓するの策を立てたのであつたが、

反對派のために成就しなかつた。その時の述懐である。

二、四方の山に花が咲き春風がそよ／＼起つてゐるこの好時節に逢ひながら、尊皇の意志が十分に通ぜず、薩筑の連合が成就しないのは残念である。しかし時勢は切迫してゐるので、志ある武人（熊籠）は夜も眠らずに憂へてゐるが、俗論が正義をふさいでゐるので、豪傑どもが悲憤の涙を流してゐる。

三、後出の四月二十五日の手紙参照。

○
藤 長 宛
慶應元年三月二十一日（京都より大島へ）

昨春以來不能^ニ音信^一候處、愈以御壯健御勤仕の段追々承^リ安心此事に御座候。昨年[○]は寄役も被^ニ仰付^一候由大慶の事に御座候。次に拙者にも大島より上國いたし候處、直様京都え被^ニ差遣^一、中四日宿許え罷在候位にて、何も忘却、書狀等差遣間も無^レ之候處、不本意の事に御座候。夫より京都にて度々御役替等も被^ニ仰付^一、當分御側役相勸、實に恐入難^レ有次第、御存の通遠島者の牢迄被^ニ押込^一候者の如^レ此次第、夢の様

なる事に御座候。御笑察可_レ被_レ下候。昨年は京都にて戦争有_レ之、御案内_ノ軍好_ノの事に候得共、現事_ノに相成候ては、實に難義なものにて、またとは望度無_レ之候。御察可_レ給候。足に少々鐵砲疵を蒙り候へ共、直様平愈いたし、仕合の事に御座候。京都え着涯より難事計にて、軍までも到來、引續長州征伐まで參候へ共、戰に不_レ及、家老等首級差出謝罪の筋相立、無事に相治り、戰に不_レ相成候故、大幸の事に御座候。此度迄は命をみしけ候得共、つまらぬ世の中とは成行候事に御座候。只今の御側役は古の小役人よりはおとつたる事にて、難儀の仕結_ニに御座候。御察可_レ給候。乍_レ然牢屋にて朽果候事と相考居候處、世の中に人等敷出候て、軍迄いたし候儀、實、身に取ては悅敷次第に御座候。御悅可_レ給候。昨年爰許_ノの戰の節、軍功として御刀並陣羽織拜領被_ニ仰付、何とも難_レ有末代迄の面目に御座候。

一、平山喜八郎と申人は、幼少の時分より懇意の人にて委敷相頼合に御座候處、急に出立いたし其義も不_レ相調、書面を以頼越候間、何篇可_レ被_ニ相頼候。一、拙者子共の儀、始終心懸相成居、京都え相詰居候ても、折々思出し候事のみにて、何かな可_ニ差送含罷在候處、長州より罷歸、纔十五日位宿許え罷在、直様上

京いたし候譯にて、心に任せ不_レ申、何卒宜敷御頼申進候。始終御厄害相成居候事と相考居申候。反物貳反差送候間、豚子え御遣可_レ給候。別段宿許え不_レ申越候付、息災の段爲_ニ御知_ニ給度、御頼申進候。以上。

三月二十一日 京都にて認

西郷吉之助

藤 長 様

追て提道具一ツ進入いたし候付、御落手可_レ給候。
尙々宮登喜え別段書面不_レ差遣候間宜敷御傳可_レ給候。手印まで提道具差送候間御遣可_レ給候。

一、藤長は得藤長（得は姓）といひ、大島龍郷の役人で、村の名望家である。こゝは隆盛が最初に流された土地である。その後元治元年二月、沖永良部島を出で、鹿兒島へ歸る途中、こゝに立寄つて別れを告げたのであつたが、それ以來、國事多忙で手紙を送る暇もなかつた。このたび隆盛の最も骨を折つた長州問題も一段落ついたので、久しぶりに別後の状況を島人に知らせ、また二人の子供への情愛などを書き添へたのである。

二、島の役人の名稱。

- 三、「命をみしけ」とは「命を拾ひ」といふこと。薩摩の方言なり。(みしけは見付けの訛)
- 四、仕結は仕詰にて、難儀のしつづけといふこと。
- 五、大島の役人となつて赴任する人。
- 六、菊次郎と菊子及びその母親愛子のゐる家。
- 七、文久二年、隆盛に従つて内地に渡つたことあり。今、また島にゐる。

七 持政 照宛

慶應元年三月二十一日(京都より沖永良部島へ)

春暖相成候處、愈以御家内中様御息災、尙御元氣御勤仕の段追々承申候。其上與人御役に御昇進の段誠に結構の御仕合御悅申上候。次に拙者にも不_二相變_一罷在候間御懸念被_レ下間敷候。然れば其後書狀も不_二相遣_一甚以て不本意の次第にて、嗚御立腹の筈と相考候得共、^(三)魔着の處、中四日有_レ之早々出立候位にて、何も取込候仕合、殊に足不_二相立_一津畑より自宅迄不_二歸付_一、駕籠にて歸候事共にて、哀なる爲體にて御座候。着の翌々日福昌寺迄參詣仕候處、漸々這付候事にて、難澁の事にて御座候。^(六)

御察可_レ被_レ下候。夫形京都へ直様登掛候處、色々難題勝の事にて苦心の次第に御座候。追々私にも昇進いたし、當分御側役被_二仰付_一相勤居申候。牢屋者のケ様の仕合、夢の様なる心持にて恐入居候計に御座候。昨年夏には京都に於て大合戦有_レ之、足に少々鐵砲瘡を蒙候得共、淺手にて何も子細は無_レ之、大幸の事に御座候。御存知の通、軍好の事に御座候得共、現事に望候ては二度は望度無_二御座_一候。實に難儀のものに御座候。御笑察可_レ被_レ給候。其節の功に御刀並御陣羽織迄拜領被_二仰付_一冥加至極、末代迄も面目を施し候仕合、殊に御感狀頂戴仕候。當時には珍敷譯にて御悅可_レ被_レ下候。牢屋にて朽果候事と相考居候處、戰場迄も試み、生前の本望此事に御座候。委鋪戰の様子も申遣度候得共、自慢咄と相成候ては、兼ての素志も水の泡と相成候間、態と省略いたし候。軍咄は御方へ早々相咄度、直様相考候ばかりに御座候。^(七)兼て申居候言葉と戦場の事と少しも相違は不_レ致候間、夫丈は御安心可_レ被_レ給候。引續き長州征伐に差越居、正月十五日宿許へ歸付候へ共、直様上京仰付られ、當分相詰居申候。其後牢中よりの御厚恩、旁々御一禮不_二申遣_一實に薄情の者と御考被_レ成候はん。眞平御免し可_レ被_レ給候。此旨乍_二略儀_一如_レ斯御座候。以上。

三月二十一日

西郷吉之助

政 照 様

- 一、沖永良部島和泊村の役人、隆盛に心服し、兄弟の誓までした間柄である。
- 二、與人役で島の村長である。
- 三、鹿兒島に着いたこと。
- 四、津畑は津端の宛字。海岸のこと。
- 五、久しく座牢に端座してゐたため、足が立たなかつたのである。
- 六、齊彬公の墓参に行つたのである。
- 七、在島中、戦場の決心について土持と話合つてゐたが、實戦に望んで、そのとほり實行したといふのである。

月形洗藏宛

慶應元年四月二十五日(大阪より福岡へ)

薄暑相向候得共、彌以御壯剛奉敬賀候。陳ば尊藩へ罷出居候節は、始終御丁寧の

御會釋、實に難有奉厚謝候。扱倉八君杯御上京相成相樂居候處、豈圖らんや御歸國の事に相成残念此事に御座候。此度は決して御一掃の期と渴望いたし居候處、存外の事どもに御座候。畢竟筑薩一致の處、幕府にて大きに嫌ひ居候事と相見え、如何にもして離間の策を用ひ度との腹中え大音等の奸夫を餌にいたし、喜んで策を旋し候ものと被相聞申候。是非弊國の處、孤立のものに爲すの策十分有之と相見得申候。近來關東におひては、再長征の儀を促し候向と被相聞申候。此度は幕府一手を以可打との趣に被相聞申候。勿論弊藩杯は如何様軍兵相募候共、私戰に可差向道理無之候間、斷然と斷り切る賦に決定いたし居候。實に拙なき次第に立到申候。御遙察可被成下候。私にも無據用向有之、暫の間歸國の賦にて出京仕候得共、至極差急ぎ候付、乍殘念罷出兼候付、宜御汲取可被下候。藤井罷出候間宜敷御談合偏奉希候。此旨御厚禮旁如此御座候。恐惶謹言。

四月二十五日

西郷吉之助

月形洗藏様

一、月形洗藏は福岡の藩士。この書は、隆盛京都より鹿兒島へ歸る途中、大阪にて、藤井良節

の福岡へ歸るに託して、月形に送つたのである。

二、二月下旬より三月上旬まで。

三、倉八權九郎といひ、福岡藩士である。

四、隆盛が福岡を去つて上京したのは三月十五日であつた。そして在京の福岡藩士早川養齋等と五卿の復職を計畫してゐたところへ、倉八權九郎が藩主の命を受けて上京し、相共に協議を重ねてゐた。しかるに倉八間もなく藩に呼び返された。この間に、幕吏が薩筑の離間を策したものと隆盛はにらんでゐるのである。

五、大音兵部で、佐幕派の奸夫だと罵つてゐるのである。

六、長州再征を幕府の私戦なりとなし、出兵を拒絶する決意を示してゐる。

七、京都を立ち出でたこと。

八、藤井良節、福岡の藩士。

九、「備考」月形は遂に奸黨のために罪せられ、十月廿三日死刑に處せられた。年三十八。明治三十一年七月四日、特旨を以て正四位を贈らる。

小松帶刀宛

慶應元年閏五月五日(鹿兒島にて私宅より小松邸へ)

尊書難有拜見仕候。如尊諭存外の洪水、弊屋都て浸頓ひたりとんと難澁仕候次第に御座候。右に付御丁寧の御紙面厚御禮申上候。扱昨夕町便來着の由にて御紙面御廻被成下得と拜誦仕候處、彌發足(三)の様子、自禍みづからを迎候と可申、幕威を張どころの事にては有御座間敷、是より天下の動亂と罷成、徳川氏の衰運此時と奉存候。三年も浪花城に罷居とは何と申迂説にて御座候哉、一年も六ヶ敷御座候はん。何も扱置此節進發爲天下雀踊此事と奉存候。尙參上の上可奉厚謝候得共、其内不取敢以書中御禮答迄如此御座候。恐惶謹言。

又五月五日

西郷吉之助

帶 刀 様

御侍史

一、甲突川に近き隆盛の邸は大洪水に家屋浸水したのである。

一、京都よりの來信であらう。

三、將軍いよく江戸を發して長州再征の途に就いたらしいが、それは徳川氏衰運の第一歩で、天下のため雀躍すべしと、浸水家屋の中から返事を認めたのである。

大久保、蓼田宛

慶應元年八月二十八日(京都より鹿兒島へ)

御兩殿様益御機嫌能被遊御座恐悅の御儀奉存候。次に御揃御壯健御勤務の筈珍重奉存候。陳ば風説書並攻懸の書面、諸藩へ相廻候由、如何様幕府にて内評共有之候ての事哉、方々へ流布いたし候向に被相聞申候。つまらぬ事は觸廻候得共、頓と評議の模様相分不申由に御座候。當年中も大坂へ滞在相成候は、内變を醸し候はんか。膳所の一舉にさへ幕人數多相加候趣と相見得候へば、内輪の混雜推て知られ候事に御座候。段々承候得ば、幕人諸浪士と結合候者過分の由、江戸城を二篇焼候も幕人内應の者より火を舉候説に御座候。幕中の有志は悉く被退、其上浪士抔と内を謀候位の事に候得ば、自らたをれ候儀無疑事に御座候。此度戦も不出來、

所置も不立候て引拂相成候は、逆も諸侯へ令する事も何も相叶申間敷、第一策を失ひ候儀は、外夷餘程幕政の邪なるを惡み、人心相離候向にて、益々勢を失ひ候ものと被相聞申候。夫故異人へ機嫌取に兵庫開港を始め候かも不被計候。取々の風説故、突留たる説一向承得不申候。此旨奉得御意候。恐惶謹言。

八月二十八日

西郷吉之助

大久保一藏様

蓼田傳兵衛様

同上別書

先日定式飛脚被差立候以後、大坂も些動立候形勢に御座候。長州よりは再征被仰出候處え罷出候儀不相合、昨年の御所置振に付ての儀に候は、是非罷出候て如何様共御沙汰振可承事との趣、藝藩へ爲_{まうしれたる}申入様子に御座候得共、藝にて餘程祕事にいたし候向と被相伺申候。是以幕府より沙汰いたし候かと被相察申候。先

づ長州にては大坂まで不_二出掛_一向と相見得申候。畢竟威し掛かは不_レ知候得共、來月廿七日限不_二罷出_一候は、斷然と御所置可_二相成_一との趣にて、大坂に於ひて諸藩へ相達し、口達を以て御國元へも人數手當いたし置候様、阿部^(四)公用人より相達候由に申來候に付、出勢の儀は國家の大事件に候得ば可_レ討の罪を鳴し、屹と御書付を以て御達不_二相成_一候ては、

御國元え懸合出來不_レ申候旨申取候様申遣候處、書面えは書記^{かきしるし}がたく候段返答相成、再押掛候儀も出來不_レ申、夫形^{それなりくづれ}類込候位に御座候間、幕命を以て相募候儀は迎も出來申間敷、如何にもして

朝命を申下し候手筋も難_レ計候得共、名に立候廉益なき様に罷成候故、期限を誤候事のみを申立候外は有_レ之間敷哉、第一、條理を失ひ候上勢ひ迄も失ひ候ては迎も戰は出來まじく哉と被_二相察_一候得共、斷然の所置を付るとの事候得ば、無暗に戰を仕掛候かも不_レ被_レ計事に御座候。戰を始候ても益々尾^(五)はとれ申間敷事に御座候。誠に下手な事には、關東にては長州家の墓を悉く發^{あはき}候由、大坂にて兵を屯し置、長州えは彌増藥を與候と申者、其上人情不_レ可_レ忍の墓發^{はかすばき}をいたし、始終下手が先廻に相

成候次第、可_レ笑事に御座候。右様可酷の手廻が先達候故、筑前は崩立居候に付、五卿邊え手を掛候策有_レ之間敷ものとも不_レ被_レ思候に付、一隊^(六)か二隊かは警衛として御差出不_二相成_一候ては宜敷は有_二御座_一間敷、若し哉欺謀を以捕取候ては御國の信義に相拘^{くわ}事候間、不_二容易_一場合に御座候。譬右の策有_レ之候共。御國元より御人數被_二差出_一候へば、決して手出し相成申間敷事と奉_レ存候。筑前の情實奈良原幸五郎より得と承候處、中々六ヶ敷勢ひにて候得ば、此機會を以俗論を挫候場も可_レ有_レ之事と奉_レ存候付、得と御吟味の上、此圖^(七)を不_レ拔^{ぬかざる}の御計策奉_レ願候。いづれ此度の一擧にて、公卿方の儀如何様とか捌可_レ申候付、決して長い事には有_二御座_一間敷候。御人數被_二差出_一儀に御座候は、儘成人不_レ被_二差出_一候ては相濟申間敷儀と奉_レ存候。

右の通大意申上候。大坂にて公用人方より相達候書面等は、御家老方より御遣し相成候付、省略仕候。以上。

八月二十八日

西郷吉之助

大久保一藏様

養田傳兵衛様

- 一、大久保、養田宛の書面は、職掌上より當然、藩主および久光へ披露さるべきものと見てよいのである。この書は、幕府の内情、混亂の様様、長州再征の進行等を報じたものである。
- 二、この年五月、將軍大阪方面に進發の際、膳部城内に宿泊を俟ち、同藩勤王黨の諸士ひそかに將軍の死を圖るといふ風説ありたるため、宿泊を中止する。その一味の中に幕臣も参加してゐるといふのである。
- 三、多數のこと、
- 四、阿部闇老の公用人。
- 五、成功はしない。
- 六、太宰府の五卿を幕府が詐謀を以て連れ出すやうなことがあつては、薩藩の信義にもかかはるから、一二隊増援しておくやうにとの周到な注意である。
- 七、この機會を逸せず。

大久保一藏宛

慶應元年九月十七日(大阪より京都へ)

兩度の御問合の趣致^(三)承知候。愈昨日夷船來着、早く情實を得可^(三)申含にて百方手を盡候處、未だ細事相分り不^(三)申、今朝小蝶丸乘頭へ相達、異船へ爲^(三)乗込^(四)動靜爲^(三)相伺候様相達候處、只今別紙の通申出候。來着の時分より坂本並中路兩人は兵庫へ相廻し置候得共、未一左右も無^(三)之、表通黒田彦左衛門探索方として兵庫へ御留守居方より差出候。吉井幸輔には越前邸へ參候得共委敷不^(三)相分、木協權兵衛は幕吏へ聞繕方爲^(三)致候處、今日天保山沖へ碇泊の船一艘有^(三)之候故、右船へ兩町奉行並御目附乗込候趣に候間、來着の趣意相尋候處、日本語を以「御方などへ難^(三)相咄^(四)頭役ならでは談判難^(三)出來、乍^(三)氣の毒」と挨拶致候故、闇老小笠原爲^(三)差越^(四)由候得共、未だ何事も相分不^(三)申、明朝に相越候由候得共、其趣未だ模様相知不^(三)申、今通の向にては幕奸より相進めとも不^(三)被^(四)窺候得共、油斷は不^(三)相成^(四)候。夷船は都合九艘にて英船五艘佛船三艘蘭船一艘にて候。其内佛船一艘は天保山沖へ懸居候。外八艘は兵庫へ相廻居候。皆蒸氣船にて御座候由、只今迄の形勢相分候のみ申上候。明日に相成候は、何分相分り可^(三)申、速に申上候様可^(三)仕候。今日參内の儀御延引に及候儀承及候、如何の譯にて相延候哉不審の事に御座候。何れ幕手を相離れ、朝廷約定の

御願申上候は、何れ各國の諸侯被_レ召呼_二天下の公論を以て至當の御處置不_二相成_一候ては不_二相濟_一、只幕府より申出候計にて、兵庫開港勅許共相成候様の事に陥り候ては、皇國の御辱此上も無_レ之、事に寄り堂上方の例の恐怖心にて義理も分別も有_レ之間敷か、不_レ堪_二歎息_一儀に御座候。此段早々形行迄申上候。以上。

九月十七日

西郷吉之助

大久保一藏様

- 一、このころ大久保一藏は上京してゐた。
- 二、九月十六日英・佛・米・蘭四國公使軍艦九隻を率ゐて兵庫港に入る。隆盛はその動靜をさぐらんとして吉井幸輔と共に大阪に下つてゐた。
- 三、坂本龍馬。
- 四、中路權左衛門。
- 五、この日、近衛公參内して外艦處置等につき献言する筈なりしを、延引になつたのは如何なる譯か不審なりといふのである。
- 六、外國關係の重要な事件は幕府の手を離れ、有力なる諸侯の會合によつて決定し、朝廷より

の處置に出づるやうにしたいとの豫ての希望を、いよくこの際實現すべきなりと述べたのであらう。

七、幕威に恐れて軟論に傾かんとする堂上人の腑甲斐なきを歎息したのである。

蓼田傳兵衛宛

慶應元年十二月六日(京都より鹿兒島へ)

御兩殿様益御機嫌能_レ遊_二御座_一恐悅の御儀奉_レ存候。貴兄におひても寒冷無_二御障_一御勤仕の筈珍重奉_レ存候。陳_二江戶表御役所等御引拂の一條如_二御尊諭_一政府より表通御問越相成候趣、具に承知仕候。此一條に付ては專、私主張いたし候譯にて御座候。天下の事情不貫徹の御事か。決て果斷杯と申御扱にては無_二御座_一時勢相當の御事、此御方様より先に立て御始め被_レ成候様の譯なれば、御懸念の御事も可_レ有_二御座_一候得共、各藩には後れ候事に御座候。親藩すら御主殿迄も國へ引取、定府も不_レ殘引拂次第に御座候。勿論大奥不_レ被_二召立置_一候ては、天璋院様御方へ御情義におひて被_レ爲_レ疎候譯更に無_レ之、如何程大粧に被_二召立_一候

迎、只御取次迄の御事、日々御用共相勤候譯も無之、只費用を重候迄の事に御座候。御主殿迄國に引取の儀と、親疎の情義を以大小輕重の處如何可有之哉。左すれば只費を増候計と相成可申、他邦へ御縁邊の

御方々様におひて、大方、御國元へ被爲入候御事にて、是以御疎遠の筋に被爲當候御譯合も無御座大縁寺等の儀、御役所不被召立置候ては不_二相濟_一儀も有御座間敷、

御元祖様御靈屋と申は、何百年も戦争を経て、鎌倉え被爲在候御事に御座候得ば、是以被爲_二届兼_一候場に難_二申上_一、いづれ君公も御出府不被爲在日に至り、御役場召立置候御譯合無之、一々條理を以論じ詰候は、何も筋の立候御事にも無之、只嫌疑を恐れ候迄に相成可申、當時は幕威相衰候故、嫌疑をさけ候所に少し手の見得候へば、益嫌疑を重候場に陷可申、四方嫌疑を掛候以上に候得ば、是以中々行届可申様も無之、是迄幕府の仕掛と申者は色々流言を放て嫌疑を掛て、内の混雜を見て、俗論を助て立崩し候儀妙手に御座候。當時の處全く手を引て、名義を明にし條理を正し、樞要の場に建言相成候故、却て俗眼の嫌疑と見る處は、幕府の一策

と相成、もふは自分の失躰を致不_二申候ては不_二相濟_一ものと相成、日々變革に心所向候趣に御座候。右様事情の不通より裏はらに相成もの御座候間、御熟考可_二被_二成_一下候。尤岩下君吉井氏下着相成候付、右邊の所相分居可_二申事_一とは相考候得共、尙又上村下着相成候は、江戸表の事情巨細御分相成可_二申候_一。間には私情を以嫌疑説を唱候ものも有之向に御座候。拜借等自由に相調、隨意の遊樓に面白がり江戸へ行たし念不_二己_一、物議相起候事も不_二少_一哉に相聞得申候間、必俗論に御沈被_二下_一間敷、天下割據の姿に相成、いまだ戰を不_二始_一計に御座候處、因循の説を以て諸方へ大に費用を増し候儀、有眼のもの可_二耻_一事には有_二御座_一間敷哉、實に無用を省き有用を事とする時節、小事に拘ひ區々に譯には無_二之事_一と奉_二存_一候。上村より委敷御聞取、得と御深察奉_二希_一候。若、事實相當の譯と思召御座候は、政府へも宜敷御辨解可_二被_二成_一下候。不相當の譯に相成候は、其罪は私蒙申度、天地に正して恨無_二御座_一候付少しも御遠慮被_二下_一間敷候。如何様共御取扱奉_二願_一候。爲_二其貴_一兄迄申上候間、公平を以御汲取可_二被_二下_一候。頓首。

(十五) 別啓仕候。御當地の形勢も暫時は不_レ動、些靜まり候鹽梅に御座候得共、兵庫開港一條六ヶ敷成立、再攝海へ廻艦の説紛々と相起候得共、彌相廻との儀は不_二相分_一大に失策を働候儀と、一橋^(十五)杯萬悔の向に被_二相聞_一、幕府におひても私意を以朝廷を欺き候後難の恐を慮ひ、此機會にやり付置様の計謀も不_レ知處に御座候。若、右様の計にて攝海へ相廻候は、又一機會も相生じ、此節は意の儘には參兼可_レ申事かと奉_レ存候。此度の所置を失ひ、因^(十三)・備邊の處も、頓と一橋侯には兄弟の親も相離、人望絶果候向に御座候。幕府よりも大に嫌疑を掛居候處、全嫌疑を遮_レる賦^{つもと}にて相働候事皆々嫌疑を重、十計斷果候向に被_二相伺_一申候。兵力はなし、如何とも致し様無_レ之様子、當分辭職の儀も御申出に相成候由、是は畢竟是迄は一ヶ月壹萬六千兩づゝ幕府より續^{つづ}來^{きたり}候處、昨年來全不_二相送_一候付、京都町奉行手切を以、壹萬五千兩づつ月々差續居候處、^(十四)將軍上洛以來此手も相離、一切續料も無_レ之、十萬石限の事と相成、十方^{とほう}に暮候處より、關白^(十五)殿下至極の御ひいき故、攝津邊御宛行の儀も御達相成候得共、關老邊の

處誰も受續人も無_レ之、此度辭職に付願の趣不_レ被_二聞食_一候様、會津より殿下へ申入候處、海防の手當相成候丈は御宛行の道不_二相立_一候ては、御差留の處も六ヶ敷譯に候段御沙汰相成候處、決て何の備も入る事には無_レ之、陸地に引上げ接戦より外には策も無_レ之候故、刀一本にて相濟候譯と申切、全相拒候由に御座候。就ては關老邊の處は格別忌候向に無_レ之候得共、其下の處一橋侯を惡み候儀甚敷、只今の處、難を不_レ生は關老の不_レ應迄にて、今日を過候事と被_二相聞_一申候。つまり此間に變を突候儀相違有_レ之間敷と申説に御座候。實に兵力は無_レ之、危き事と被_レ察申候。天下の人望は相離、可_レ頼處更に無_レ之様子に御座候。會・桑の處は、少しはつるばり候處も可_レ有_レ之候得共、餘は全手切に罷成候由に被_二相聞_一申候。^(十六)○長州の儀も永井・戸川杯先月六日大坂出立廣島迄參候得共、一段病氣と稱し、井原引取候後不_レ參、いまだ談判も無_レ之由に被_二相聞_一申候。若哉不_二出來_一候得ば如何可_レ致事哉と又心配の向に被_二相聞_一申候。中途迄段々と人數も繰出し居候得ば、是以何となく引揚候儀も出來申間敷、實に大笑に堪不_レ申事に御座候。全體永井等へ含の趣は、領地取上、大膳父子の處も退隱と申儀を申出させ候得ば、山陵の一條に

付大赦被^ニ

仰出^ニに相成賦^{つちり}に候間、其廉を以是迄の通何も支なく被^ニ仰付^ニとの諭有^レ之賦と申説に御座候得共、長州より不^レ出來^{いできたらず}候ては何の策も不^レ被^レ行、込入候事と被^ニ相聞^ニ申候。

○板倉、小笠原の兩人御登用相成候得共、いまだ何も相變候儀無^レ之、是以因循の様子と被^ニ相伺^ニ申候。畢竟幕吏の黜陟も相始候含と被^ニ相聞^ニ申候得共、若哉沸騰を生じ候ては、我身も危しと申事にて、川越侯の上坂を相待居、是より事を始候得ば物議も相起らば、都て川越侯へ打歸せ可^レ申胸算と申説も御座候。右様身構を先に致し候位に御座候得ば、大概程が知れ候事に御座候。可^レ歎世態とは罷成申候。此衰世を立直し候儀、餘程の豪傑にあらずんば出來申間敷事と奉^レ存候。會藩杯の處もいづれ明賢侯御來會と申場に不^ニ相成^ニ候ては逆も天下の治りは付申間敷と、近來致方なく議論も相立候様子に御座候。詐術權謀を以諸侯を愚弄致そふとは、餘り氣強き仕方にて御座候。見込通不^レ參と相見得、近來は餘程媚を求候次第、實におかしな事に御座候。此旨大略申上候間、宜敷被^ニ

仰上^ニ可^レ被^レ下候。 恐々謹言。

- 一、養田傳兵衛は在藩の御側役であるから、彼を通じて藩主へ意見を送つたのである。
- 二、江戸薩摩邸の人員を減じ、大多數を歸國せしめんとす。
- 三、右の主張を豫て藩へ申出てるたところ、養田の書により、政府から公式の問合せが來たのである。
- 四、幕府から諸侯へ縁付いてゐる夫人。それさへ江戸より各國元へ引取つたといふのである。
- 五、諸侯の家臣にて、江戸在住のもの。
- 六、島津家より出て將軍家茂の夫人となれるもの。
- 七、芝にあつた島津家の菩提寺。
- 八、御家老座書役。
- 九、幕府を眼中に置かず、諸侯の實力に自信をもつてゐるのである。
- 十、非常に決然たる主張である。
- 十一、本文には江戸表の形勢のみを論じたから、更に別啓に於て京都の狀勢を報じたのである。
- 十二、一橋慶喜と江戸幕府との間が圓滿でなかつたので孤立の狀態にあること。
- 十三、因州、備前兩藩主、いづれも水戸家よりの養子にて、一橋慶喜の弟に當る。

- 十四、將軍家茂の上京。
- 十五、關白殿下は關白二條齊敬。
- 十六、永井主水正尙志、戸川鉾三郎。
- 十七、一旦。
- 十八、長州藩主毛利大膳父子。
- 十九、板倉伊賀守勝醇、十月二十二日老中となる。小笠原壹岐守長行十月九日老中となる。
- 二十、明賢諸侯會議。

慶應二年丙寅（四十歳）

正月二十一日、小松帶刀、坂本龍馬と共に長藩桂小五郎（木戸孝允）と會し、薩長聯合の盟約を協定す。

二月二十九日、小松帶刀、桂久武、吉井幸輔、坂本龍馬等と京都を發し、歸郷す。

三月十七日、鹿兒島に着す。その後、藩政改革、陸海軍擴張の議に預る。

六月十七日、薩藩の招待に應じ、英國公使パークス及び英國東洋艦隊提督軍艦三艘を率ゐて鹿兒島灣に来る。

六月十八日、寺島宗則等と共に英艦に赴き、パークスと應接し、親交を圖る。

七月十二日、嫡子寅太郎生る。

七月二十日、將軍家茂薨す。

八月朔日、徳川慶喜、宗家を相續す。

九月十九日、幕府、征長軍に撤兵を令す。

十月十五日、小松帶刀と共に三邦丸にて上京。二十六日、着京す。

十二月九日、兵庫に行き小豆屋に於て英國公使の通譯サトーと應接し、二十八日歸京。
十二月二十五日、孝明天皇崩御。(陽一月三十日)

養田傳兵衛宛 慶應二年正月五日(京都より鹿兒島へ)

新年御吉慶、

御兩殿様御機嫌能_レ遊_二御超歲_一恐悅の御儀奉_レ存候。陳_二ば長州御訊問の次第今に至極_一祕し居候故、巨細分兼候得共、別紙眞偽難_レ計候得共、手に入候付差上申候。全_二く愚弄せられ候姿にて、一段此談判にて勢を却て墜し候時機に御座候。迎も所置を立候付ても相當の儀は出來申間敷、案に相違の向に被_二相伺_一申候。幕府の見込通何も出來兼候様子に御座候。益諸藩は動き不_レ申勢ひに相成、實に失謀の姿に御座候。近日大久保越中守上坂仕候付、決て大策を立可_レ申か、若不_レ被_レ行候得ば、此人物は只管路に上げて餌を以_レ繫止候儀は萬々出來申間敷、道不_レ被_レ行候はば必引込可_レ申、此大久保の進退舉動に付て、幕府の運は定可_レ申、何れに運立候哉、大事の場

合に御座候。越前よりも中根雪江近來上京、國論も慥に居付、尊幕は屹と取止にいたし、名分條理を以_レ突立候由に御座候。親藩さへ右様相離れ候勢ひ、御推量可_レ被_レ下候。此旨大略迄如_レ此御座候。頓首。

正月五日

西郷吉之助

養田傳兵衛様

- 一、新年の挨拶と共に時局を報じたものである。
- 二、幕府が永井主水正等を遣はして、長州を尋問させるつもりらしいが、その次第は極秘にて判明せぬ。
- 三、別紙とは長州尋問に關する風説書であらうが、それは逸して判然せぬ。
- 四、大久保一翁忠寬である。この人を隆盛は重く見てゐた。
- 五、親藩越前さへ尊幕を取止めて、大義名分に立つたといふのである。

養田傳兵衛宛 慶應二年二月十八日(京都より鹿兒島へ)

御兩殿様益御機嫌能_レ遊_二御座_一恐悅の儀奉_レ存候。陳ば御當地の形勢も格別相變候儀無_レ之、藝州表の談判も未だ不_二相分_一、當月八日比着_二の賦_一にて御座候由、彌伺通の所置を以て參候得ば、決て承服不_レ仕事は、幕府におひても、疾_レ存知の譯と相考申候。乍_レ然戰を始候様子更に無_レ之、就ては何ぞ細工をいたす賦_一かも不_レ知事に御座候。先此所置は表通の譯にて、大赦とか何とか申者を以て、至極寛大なる所置に出候も不_レ被_レ計事に御座候。何れ當月中には様子相分儀に御座候間、相知次第直様急飛を以申上候様可_レ仕、天下の形勢も此一擧に變替可_レ致事と奉_レ存候。諸藩の模様も餘程相變、幕威の衰弱を眞_一に知、兼疑_一を被_レ掛候ても思わ敷ないものと合點いたし候様子に被_二相伺_一申候。大道を相建候所、いづれ心服可_レ致世態とは相成、人心の場合により外に無_レ他次第に成行申、具眼の人は大に道を起し可_レ申時と奉_レ存候。若哉戰相始候は_レ諸方に蜂起可_レ致、甲信二州の邊にも其萌相顯候由、一度動立候は_レ瓦解可_レ致事と奉_レ存候。大坂におひても大久保越中守屢建言いたし候得共、頓と相行れ不_レ申、病と稱し御暇願出候由、東歸の含と被_二相聞_一申候。板倉侯は隨分御宜敷、小笠原侯も今日の事におひては是と申御失策は無_レ之候得共、何分御斷じ

被_レ成候處、兩侯共乏敷、込入_一との趣、越前中根雪江へ相咄候由御座候。其上板倉侯には腹心の臣に奸智の者有_レ之、此人專事を任じ居候由、是が第一の邪魔を致すと申居候由御座候。勝安房守如き人物は只今天下におひて上等の人に可_レ有_レ之處、却て氣違の様に幕人は申居候由、大久保の建言も一向不_レ通由に被_二相聞_一申候。是位の急難に迫候ても人物を欲せざる事に御座候得ば、衰運極り候事に御座候。御苦察可_レ被_レ下候。江戸表におひて、岩下君二度談判も有_レ之候由、英人は餘程解け候由、佛人の處至極幕吏と結居候間、いまだ十分には參兼候はん。乍_レ然佛より大に依頼の向相見得居候間、必やり付可_レ申との趣申來候。何分近來幕吏大に横濱夷館に立入候儀を相禁じ、御國人は尙更付添居候由にて、存分の咄合出來兼候向に御座候。必ず御世話被_レ遊譯は有_二御座_一間敷と相考申候。此旨荒々奉_レ得_二御意_一候。頓首。

二月十八日

西郷吉之助

養田傳兵衛様

一、閣老小笠原壹岐守、大目付永井主水正等が長州處分の命を傳へんがために二月四日大坂を發し、藝州の廣島へ赴いた。それが八日ごろ着くつもの由といつたのである。實は七日に

着いてゐる。

二、幕府より朝廷に上奏して裁可をうけた長州處分案の通りであつたら、長藩は決して承服しないだらうといふことを、幕府も知つてゐる筈だといふのである。

三、大久保一翁忠寛。

四、閣老板倉勝靜。

五、閣老小笠原長行。

六、岩下佐次右衛門(方平)が英佛二公使と談判したのである。

七、薩摩藩士。幕府が横濱の外人と接觸するのを禁じ、殊に薩摩藩士を警戒するといふのである。

大久保一藏宛

慶應二年五月十日(鹿兒島より京都へ)

御細翰忝拜誦仕候。彌以御安康御勤務の由珍重奉_(一)存候。陳ば大坂御下にて細事御聞糺御申越相成候處、湯治中にて旅先え相達、早々相廻奉_(二)達_(三)御聽候處、餘程御安慮被_(四)遊候次第にて御座候(間)左様思召可_(五)被_(六)下候。藝地破れとやら叡山登の阿放

事、餘多の出役連も皆貴兄方御揃の事故ちつとも不_(七)動安心いたし居申候。若哉相變候儀も御座候は、蒸艦貳艘も參居候付、直様御飛せの筈と吞込居申候。いづれ人數丈は先御見合相成候はんと御察申上居候。蒸艦出帆の節は湯治中にて御返事も不_(八)仕、甚不埒の仕合に御座候。此度の交代人數には決て驚出し候はん。十分、勢は張れ候事と奉_(九)存候。其許よりの飛脚御見合相成居候處、いまだ着不_(十)致、爰許も夫故延引いたし申候。先月廿一日限の期限を以_(十一)御呼出との趣、小笠原侯決戰の含と申事相聞得候得共、何分軍の出來候丈けに無_(十二)之、又寛々打替候はんかと被_(十三)相察_(十四)申候。近來何方よりも便無_(十五)之、事情不_(十六)相知候へ共、破立候は、自然相知れ候筈御座候へ共、爲_(十七)何様子も不_(十八)相聞候付ては、決策は相違いたし候はんかと被_(十九)相考_(二十)申候。如何の形勢相成候はんかと、日々御待申上居候事に御座候。嗚御配慮の筈と奉_(二十一)存候。○近衛御父子様より御兩殿様へ御狀參り梅芳院儀京都え被_(二十二)止_(二十三)郁君様御靈前御祭らせ被_(二十四)爲_(二十五)成度、左様無_(二十六)之候ては、
(二十七)内府様御孝道も不(二十八)被_(二十九)爲_(三十)立との趣御願申來候へ共、全體わるもの、儀に候へば、如何にも被_(三十一)殘置候處不_(三十二)宜事故、御返書の儀は御一通にて委細貴兄より御聞取被_(三十三)下

候様申參答御治定相成候付、貴兄えは私より委細申上越候て、程能御斷被_レ申上_レ御暇相成候様、御働被_レ下度御頼申上候。^(十三)貞君様も被_レ爲_レ入、其上梅芳院を以御祭不被_レ成候ては御孝道不被_レ爲_レ立との趣、却て御不孝道の譯、御母君様を餘人を以御祭らせ被_レ遊候趣、御孝道に^(十四)迦候御事と奉_レ存候。中將様にも、思召には相逆候譯に候得共、婦人の好は一番恐しきもの候間、御暇相成候方、却て御爲にも可_レ宜、委敷貴兄え申遣候様御沙汰被_レ爲_レ、在候間、宣敷御計可_レ被_レ下候。^(十五)御當地も御變革御手初も有_レ之、御家老方夫々御受持相立、是迄の御月番廻は相變じ、譬御出勤無_レ之共、宅におひて御用御聞かせられ、至極の御振はまりにて初り掛候付、追々道も開立候はん。相樂居申候。仰出等の寫は長藏より差上候由承候付、相省き申候。いづれ俗論も可_レ相起_レ候得共、當日迄は何も不_レ申觸_レ趣と相聞かれ申候。何とも云わぬ様にとは決して不_レ出來_レものに御座候間、目當を定め、是非^(十六)仕_レ遂_レまでは不_レ動譯に御座候。いまだ申上程の愉快は無_レ之、近々御聞に入れ候程の事も有れかしと祈入申候。其御許の儀はどふでも動きの付候は、早々御申遣可_レ被_レ下候。此旨荒々御報迄如_レ斯御座候。恐惶謹言。

五月十日

西郷吉之助

大久保一藏様

追啓上、煙草一包差上申候間、内田氏と御配分可_レ被_レ成_レ下_レ候。

- 一、在京中の大久保が大坂方面まで下つて、いろく聞糺したことを知らせて來た書面に對する返事である。
- 二、大久保よりの書面は、隆盛が湯治中の旅先に着いたから、早速、鹿兒島の御側役へ廻送し、藩主へも報告したといふのである。
- 三、幕府の長州處分の一件。
- 四、慶應二年四月十二日、京都御所附近に出火があつて、爆竹の音が砲聲のやうに聞えたので、會津藩はきつと薩藩の陰謀であらうと疑つて兵を各所に配置し、鳳輦を叡山に移し奉らんとする風説があつた。そのことを意味するのであらう。
- 五、出役は各藩から京都へ出張してゐる探索方である。
- 六、このころ守衛兵の交代があつたので、思切つて多數の藩兵を上京させた。これには幕府側が驚き出したことだらうといふのである。

七、小笠原登岐守から、長藩主毛利敬親父子に四月二十一日までに広島まで出頭すべしとの命を出した。

八、近衛忠熙、忠房。

九、島津久光、忠義。

十、梅芳院は近衛家の老女。

十一、忠熙の夫人郁子は島津家の出であつたが、早く故人となつた。その郁子の靈前を祭らせるために、梅芳院を京都に止めたいといふ願が近衛父子から島津父子宛に來たが、この梅芳院は油斷ならぬ女ゆゑ、それを歸國させるやうに取計つてくれといふのである。

十二、近衛忠房。

十三、貞子といひ、忠房の夫人でこれも島津家の出である。

十四、近衛忠熙。老女を残して置きたいとの意中であるが、それに逆ふ譯にはなるが、婦人の奸は一番恐いものであるから、お暇を出されたがよいといふのである。

十五、藩政の改革と陸海軍の擴張が、着々として進行しつゝあることを報じたのである。すべて討幕の準備である。

大久保一藏宛

慶應二年五月二十九日(鹿兒島より)
京都へ

兩艦よりの御細翰忝拜誦仕候。御兩殿様益御機嫌能可被遊御座御互恐悅の御儀奉存候。次に御宅におひても、御一同様御元氣被爲在候間、少しも御懸念被成間敷候。隨て少弟無異儀相勤罷在申候間、乍憚御放慮可被下候。陳ば出兵の一條、各藩へ相違候由、迎も達は相成間敷と相考居候處、案外、因循過激を發し、驚候次第に御座候。就ては閣老え建白書御持參にて、御討論の段乍每貴兄の御持前とは乍申雄々敷御論、實に

御兩殿様御満足被遊、餘程大久保が出來たと

御意被遊、我共に到り難有雀躍此事に御座候。御建白の書面と云ひ、御議論と云ひ、相對して優劣無之、誠に天下の耳目を御定有之候儀、御國家の美事、後世青史に正著たり。幾度も感誦、此因循國も正論國と相變じ候心持にて、鹿兒島が廣き様覺申候。御察可被下候。○五卿方の一條、御書面は勿論、海江田君よりも委敷

承候處、護送の幕命を下し候由、相驚候譯に御座候。最初筑前俗論の者より釀候譯は、御案内通の事候處、夫には大に力にいたし候譯も有之、肥後直次郎へ尻舞いたし候處より、俗論に雷同いたし候由、護送と申日には、御國許より蒸艦を相廻杯との事迄も咄出居候向に被_レ相聞、熊本邊よりも懸念に相考候位の趣に被_レ相聞申候。既に監察乗入と申段に相及候處、飛で御國許え直次郎は立歸、引替て黒田嘉右衛門踏込、説破いたし候處、監察も屈服、其上肥後藩古賀富二國許へ立歸、筑前の形行得と言上に及候處、薩州の議論誠正敷、尤の事にて餘程後れを取り候迎、有志中より責を受候位にて、再筑え參候節は打て替て正論を立込、國論を以監察え責付、如何に台命と申ても護送の儀は不_レ相成とまで申立候由。夫に付監察より台命に背候かと押詰候處、何ぞ背と申譯には無_レ之、幕府の失體に相成候儀を行ひ候ては、失體を助ると申もの故、幾度も諫奏いたすと相答候由に御座候。左程まで議論を張詰居候末の事に御座候へば、此方より不_レ變候へば、頼ぬ肥國とは申ものゝよもや變じはなるまいと被_レ相察申候。夫位、肥、薩の論一致いたし候處、肥前も初は兩端を持し罷在候得共、皆同體に歸し、久留米は初より護送の儀君命と持出候故、今更

持直し可_レ出來兼_レはじまらぬ景氣に御座候由、就ては監察もあぐみ果、再達しもならぬ模様と被_レ相聞申候。此幕監押へ候より九州一體可_レ致糸口と相成、筑前の俗物を打破候へば、必一致に趣候向と見込、黒田罷歸候儀に御座候故、折角其評議中に海江田立歸、其御許えは詳に事情も不_レ相通事故、少しは趣も相變候へ共

御兩殿様達

御聽_二其上海江田_一は

中將公え拜謁言上相成、委細御聞取相成候上、先づ筑前にて今形じつと踏占居候て、尾藩え最初よりの扱も有_レ之事故、得と情實申入、周旋爲_レ致候は、可_レ宣との御沙汰に相成、筑前えは吉井幸輔御遣に相成候儀に御座候。只今筑前の處は、纔監察の一人、筑の俗物も早櫛橋杯の類は悔悟いたし、山城の黨は大に五卿方へ通じ、少し有志のものは内にて起り、纔に道に立候は、一變可_レ致勢ひも相見得居候由に御座候。夫に付ては、監察え此筑前におひて五卿邊の處又は各藩の見込等御熟覽被_レ成候故、一先づ大坂に御歸の上、今一議論被_レ成、是非各藩見込候處、御周旋被_レ成度と追掛候處、餘程恐怖いたし、是非引取度情と相見得候へ共、何分夫形被_レ立退候ては、

全筑前より被_レ欺候場に相當り、且幕府の機嫌を損じ候と筑前の俗物見込む處も有_レ之、無理に引留居御様子に御座候由、只此監察一往歸坂いたし候と、夫計でも筑の一變は機相見得候由に御座候。夫に付得と相考候處、大坂におひて貴兄の大正論に疵を付候ては不_ニ相濟、此五卿方の處も小事とは申もの、王室を起すの一端にて、勤王家の欣慕する御方々に候へば、大に人心に關係する譯にて、纔の事より大正論の疵と相成候ては不_ニ相濟と苦慮此事に御座候處、今通にて筑にては變ヲ引出す様の事には到り申問敷、若、尾張よりの周旋は出來不_レ申との事候は、幕府の方へは默して被_レ下候ても宜敷は有_ニ御座間敷哉、幕府より命を下し候ても不_レ奉と責候は、國元へは直様申遣置候處、爲_レ何様も其御方へは不_ニ申越候付、國元の見込一向不_ニ相分と御すれ居被_レ下候へば、宰府の處は隨分此方にて可_ニ相働と吟味仕、動かしは爲_レ致問敷付、左様御含居可_レ被_レ下候。今の處で大坂え出掛候へば動出すは早かるふと相考居申候。木戸より品川えの書面中に、安舉妄動は彼の欲する處と相見得候。幕の勢、衰弱を以_レ欲する譯更に不_ニ相辨、いづれ名とするものを失ひ候故、今一ツ曲を與へ、是を以_レ外國の應援を頼むならんと推察仕候。於_ニ外國一戰を起には

餘程條理を立候付、是位の償金を與へ候故、應援を頼む杯とは云れもせず、受も致さん故、窮策より出候はんかと相考申候。如何。○五卿方、大坂におひて動き立危き段に相成候へば長州も情義におひて安閑といたし居不_レ申、いづれ打破れ可_レ申候付、妄動を欲するの策に陥候ては不_ニ相濟事と相考候付、存分見込の處申上候間、宜敷御勘考可_レ被_ニ成下候。何分海江田君より御聞取可_レ被_レ下候。恐々謹言。

五月二十九日

西郷吉之助

大久保一藏様

追啓上、英國志と申書物御探被_レ下貳部計早便御下可_レ被_レ下候。いまだ君公えは御覽不_レ被_レ遊由御座候間、御頼申上候。

- 一、兩汽船（三邦丸と胡蝶丸）便よりの詳細な手紙に對する返事である。
- 二、幕府が長州再征のため各藩へ出兵を命じた。薩藩へ對しては大阪留守居木場傳内へ内命を下して來た。
- 三、在京の大久保は出兵拒絶の建白書を作り、木場傳内の名を以て大阪在營の幕閣に提出せしめたところ、幕府が却下したから、今度は家老岩下方平の名で出した。幕府は重役名儀では

受理されぬと再び却下して来たから、岩下は大久保と謀り、直に藩主の添書を加へ提出した。ところが、板倉閣老は之を見て、薩摩は遠方であるから、かく迅速に往復の出来る筈がないといつて岩下を責めた。すると大久保は板倉に面會を求め、京都在留の薩藩重役は藩主の名代として全權を任せられてゐるから、重役の意見は即ち主人の意見であると頑張り通したとこのことを報じて来た。

四、藩主父子が、大久保の活躍をよろこんだ。

五、大久保に對する隆盛の激賞。

六、薩摩藩が從來その態度を鮮明にしなかつたのが、今度いよ／＼正々堂々たる立場をとつたことに對して、衷心より満足してゐる。

七、幕府は五卿を大阪に護送せしむるつもりで、目付監察小林甚六郎を太宰府につかはした。最初筑前、久留米兩藩の如きは一も二もなく幕府の命に従ひさうであつた。薩摩から五卿の守衛に出してあつた肥後直次郎も初は筑前説に附和してゐたが、いよ／＼小林が見えろと、報告のため急いで歸藩した。そこで、黒田嘉右衛門（清綱）が太宰府に急行し、小林を制して遂に手を下すことが出来ぬやうにした。その際に於ける各藩の態度が、詳しく認められてある。

八、早川と櫛橋か。

九、黒田山城である。

十、五卿に對する隆盛の眞意が述べられてゐる。

十一、今にして五卿大阪へ移られたら、變動は早いと思ふが、これは考へものである。木戸から品川への書面に、長州側で妄學妄動するのは、幕府の欲する所と見えてゐる。幕府の再征の名目がないから、何か征討の種になるやうな曲事を見出し、それを理由にして外國に應援を頼む心算であらう。もし五卿が大阪に出て、幕府が彼等を獄に投するか死刑にでもすることになつたら、長州は情義上黙止しがたく、いづれ出兵でもするであらう。かくては幕府の策に陥り、宜しくないと思ふといふのである。

十二、英國志を君公に見せたいから、二部ばかり送つて欲しいとは、近々英國公使を鹿兒島に招待するにつき、その必要を感じたのであらう。

○ 蓑田傳兵衛宛

慶應二年六月十三日（鹿兒島にて）

此度英人御饗應に付、夷人と慢り、配膳向輕蔑の振舞共若哉有之候ては不_二相濟_一

譯に御座候間、其邊の處、我々共より書付を達置吳候様、木藤角太夫より承候付、草稿相認御相談申上候付、可_レ宜と被_二思食_一候はゞ、今日磯^(三)におひて右の趣御達置被_レ下候ては何様可_レ有_二御座_一哉。此旨早々申上候。以上

六月十三日

西郷吉之助

養田傳兵衛様

(達書草案)

^(三)此節遠客御招請に付ては、皇國の爲、深思召の譯被_レ爲_レ在、萬國普通の禮節を以、御會釋被_レ遊候付ては、配膳向至極念を入、決て輕蔑の振舞無_レ之、御高儀奉_二感服_一候様肝要に可_レ被_二相心掛_一候。此旨分て相達置候。

一、英國公使パークス及び英國東洋水師提督キューパー等を招待するにつき、その應接の心得を掛員に達示するため、養田に相談したのである。

二、島津邸。

三、英人の鹿兒島灣に來たのは六月十七日である。數日滞在、非常な款待を受けて、薩英の親交を結んだ。隆盛は十八日、松木安右衛門(後に外務大臣となつた伯爵寺島宗則。その頃、

英國から歸朝したばかりであつた。)等と共に英艦に赴き、パークスといろく談判した。談判の内容は次の書翰に明らかである。

^(一)岩下佐次右衛門宛

慶應二年七月上旬(鹿兒島より京都へ)

一、兵庫開港の儀は、上^(二)

天子より下萬民を欺て外國と約定相結候儀、萬國普通の條約と難_レ申候付、右の譯を以幕府を相責候様、細々及_二談判_一候處、政府と約定いたし候譯に候得ば、内輪の混雜は、決て外國人の差構事^{さしかまふ}にも無_レ之、勿論勅許と申儀も相望候事に無_レ之と申募り、餘程幕臭有_レ之、破談の勢に成立候處、得と日本の情實を申解き、其上利害得失委敷申聞候處、初て會得いたし、夫より彼の底意不_レ殘打明候向にて、大に幕府の失體を申出候場に立到候て、全熟話の都合に成行候事に御座候。左候て彼等申聞候には、いづれ右の事件外國人可_レ存いはれ無_レ之候付、何方より承候と不_レ申候ては相濟申聞敷、其節薩摩の名目を出し候ては、決て不都合の儀も有_レ

之候はん。彼等も出したくは無^レ之と申事故、其邊は少しも差障無^レ之、薩摩にて承候旨を以^テ幕府え相迫候様申聞候處、夫こそ本道の議論と申ものよと大に悦び候事に御座候。然共直様突掛候向とは不^ニ相見得^レ候へども、幕府の不條理なる次第にはあぐみ果候様子に御座候。時機に依ては申立候も不^レ被^レ計候得共、極て申立とは不^ニ申聞^レ事に御座候。

一、兵庫港え異船渡來の節、勅使を被^ニ差向^レ候様子、如何の見込を以^テ相盡候哉と承候付、其節は薩摩の人数

勅使の御供にて異船え乗込、期日を引延し、是非諸侯を京師え集會し、全幕府の手を相離し、

朝廷よりの御所置に振替候含にて罷居たる由申聞候處、如何の譯にて其策崩候哉と申事故、其節幕府より頻に相迫、

朝廷よりの御所置に相成候ては、辭職仕候外無^レ之段申募、終に勅使を繰止候付、皆策致^ニ相違^レ建白の書面と相離候故、如^レ此疑迷の譯に立到、残念の旨申聞候處、實に悦び候て、彼等も大に残念がり候事に御座候。

一、朝廷の御所置と相成候は、公卿衆の御談判と相成可^レ申哉、是迄政府閣老邊え引合の場如何可^レ致賦かと承候付、其節は

朝廷より五六藩の諸侯に被^レ命、專引受、兵庫港の運上は朝廷に相納め、萬國普通の條約を以^テ相結、信義の交其時こそ可^ニ相調、只今の如き幕吏の賄賂を貪^レ不廉の次第とは大に違ひ、外國に於ひても都合可^レ宜、勿論

日本に於ひては是より相開^テ本道の事に成行可^レ申と決定いたし居候旨申聞候處、至極尤の議論と申事に御座候。

一、右通の次第外國より開立候ては大ひに不都合到來いたし、日本の人も不服の譯も出來候はん。いづれ其邊の處は、急速取掛候ては宜間敷候付、能能機會を見合、是非相盡吳候様申事に御座候。

一、三港の税、三分一丈けは、是非

天子に相納候様、度々英國より幕府え申立候趣申聞候。左候て

大君と相唱候儀不^ニ相叶^レ日本に於ひて兩君有^レ之姿にて、外國には決して無^レ之事に候。いづれ國王唯一の體は不^ニ相居^レ候ては、相濟間敷と申事故、頓と日本人外國

の人に對して無_二面目_一事と申置候。

一、日本條約の五ヶ國は、諸藩え勝手に相交候様觸達相成候様、政府に可_二申立_一、左候へば大に難澁可_レ致事に御座候。勿論政府の欺謀は不_レ被_レ行様成立、自然政府の不條理なる儀も、外國の大可_二相分_一申聞候處、大に悦び候事に御座候。

一、江戸え相詰候人に何篇打明相談可_レ致人物は不_二罷居_一候かと相尋候付、決て無_レ之段申聞候處、何卒慥成人物差出吳候儀は相調問敷哉と申事故、随分差出可_二相成_一と返答いたし候處、合符を渡し、是を持參の人なれば不_レ疑と申置候事。

一、このころ岩下は京都にゐた。それに對してパークスとの談判の様様を報告したのである。この時、岩下に送つた本文がなければならぬのであるが、それは見當らぬ。

一、兵庫開港の件は、初め安政五年幕府が米國使節ベルリと締結した條約には、兵庫は江戸、大阪と共に、文久二年十一月より開く約束になつてゐる。しかし、これは勅許を得ずして幕府が勝手に調印したものであるから、上天子より下萬民を欺いた約定だといふことを、パークスに話したのである。

三、慶應元年九月、英佛米蘭四國の公使は軍艦九艘を率ゐて兵庫港に來た。「その節、勅使を差遣するつもりであつたといふことであるが、如何にするつもりであつたか」と、パークスが

質問したのである。

四、大原重徳を勅使とし、大久保、岩下等が御供をして外艦へ乗込み、開港の期日を延引して、諸侯を京都に集めて、外交問題を再吟味し、全く幕府より切離さうとする計畫であつたことを答へた。

五、しかるに勅使差遣のことが中止になつたのは何故かとの間に對して、それは一橋慶喜が強硬に反對して、もしそのやうなるなら辭職すると主張したので、中止したことをありのままに答へた。

(二) 長州再征に付出兵を斷る文案

慶應二年七月(鹿兒島にて)

此節長州御處置の次第御達相成候處、承服不_レ仕候付、其罪を被_レ爲_レ伐候間、早々人數繰出候様被_二仰渡_一候趣承知仕候。一昨年尾張大納言様惣督として被_二差向_一伏罪の筋相立、解兵迄相成候處、却て御譴責同様の譯、其他御出張の御役々方は罪を被_レ爲_レ蒙、其上改めて不_二容易_一企有_レ之、御再討被_二仰出_一御進發相成候て、只々天下の動亂を被_二引起_一候譯事實明白なる儀に御座候處、其邊は全_二御取削_一に相成鬭争の術絶

果候處より、以前の事故に立戻候へば其罪を天下に不_レ被_レ謝候ては、名分條理相立不_レ申、勿論征伐は天下の大典、後世正史に載せ、毫も遺憾無_レ之ものならでは、戦士、死に安するの期無_レ覺束、且凶器妄に不_レ可_レ動の大戒、最早人の耳目開候世態、兵機も不_レ相振儀當然の事に御座候。況乎世人擧て可_レ討と謂ざるにおひては、天下の人心を治るの權道、却て混亂を醸出候場に成行可_レ申は眼前の事に御座候付、天理に相戻候合戦は、萬々相叶不_レ申候付、無_レ據御斷申上候間、虚心を以御聞分被_レ成下_レ度此段申上候。以上。

一、藩侯より幕府へ差出した出兵御斷の建白書の草稿で、この本文は大阪の幕營に提出したものであらう。

大久保一藏宛

慶應二年七月二十八日(鹿兒島より京都へ)

御兩殿様益御機嫌能_レ遊_レ御座_レ御互恐悅の御儀奉_レ存候。陳ば小倉邊の事情等は川村より細事御聞取可_レ被_レ下候。税所にも上坂いたし候付、何も文略仕候。其御地の

形勢日々思ひ出し居申候。今當分にては逆も罷登程合も不_レ相分_レ貴兄には餘り強欲と奉_レ存候。稀には交代も仕度、御相談申上候。藝國の御使者參り候得共、皆因循先生方にて是迄藝國にての盡力の次第を爲_レ御知_レに相成との譯にて、格別譯も無_レ之候。其御地の詰合の者は、矢張幕論と被_レ相聞_レ嫌疑説を申送候由にて、夫故動搖いたす譯も有_レ之由に被_レ相聞_レ申候。叱も不_レ相成_レ位にて、尋も不_レ致、論は猶以の事に御座候。只咄さへ恐ろしがり候て、双方不_レ差障_レやうに相咄居候先生方なれ共、小笠原閣老には少し角を立て被_レ相咄_レ申候。伯州が和議を_レ相謀候説頻に相唱候由、夫を名といたし、紀州杯は引掛候様子に御座候。小倉邊も同様の譯にて、大物議相起候由可笑な事に成行、大慶の事に御座候。勝先生上坂にては、少し可_レ見所も出来候はんかと相考、一左右御待申上居候事に御座候。此旨荒々奉_レ得_レ御意候。恐惶謹言。

七月二十八日

西郷吉之助

大久保一藏様

一、川村純義ならん。

二、税所篤。

三、大久保は長らく京都にゐるので、餘り強欲だと半ばからかつたのであるが、「御地の形勢日々思ひ出し候」との言葉の中には中央の政界にて活躍したい希望が十分に動いてゐる。

四、老中松平伯耆守（宮津藩主）

五、宍戸備後介（長藩使節）

六、紀州藩主徳川茂承（征長總督）は、松平伯耆守が専断にて宍戸等を放還したことを怒り、辭表を提出した。

慶應丙寅十月上京船中作

（慶應二年十月）

連歳投^レ危^ユ十月^ノ天、
身作^ハ丹^ヲ楓^ト散^ニ帝^ノ邊^ニ。
黒煙南北飛^ハ火船^ニ。
朝威不^レ奮^ニ縦^ニ奸^ノ計^ヲ。

(一) 連歳危きに投す十月の天、黒煙南北火船を飛ばす。朝威奮はず姦計を縦にす。身は丹楓となつて帝邊に散ぜん。

一、慶應二年十月十五日、小松帯刀と共に薩藩の汽船三邦丸に乗つて、上京の途中に作つたもので、當時の心境を現はしてゐる。

二、去年の十月にも、やはり小松帯刀と共に兵を率ゐて上京したから、この句があるのである。

三、火船は汽船である。黒煙をあけて南より北に走つてゐる。

四、この頃、徳川慶喜が十五代將軍となり、朝廷の御威光が奮はず、幕府は奸計を縦にしてゐる。

五、しかし、薩藩では非常な決意をなし、幕府から長州再征の出兵を命じたが、それを断つて藩の態度を明瞭になし、朝廷の命を奉じて京都を守護するといふことで出兵してゐた。それゆゑ幕府は小松、西郷、大久保などの謀臣を悪んでゐた。よつて、これらの人々は赤い楓のやうに大君の邊に散る覺悟をしてゐた。

小松帯刀宛

慶應二年十二月九日（大阪より京都へ）

其後は御動靜不^レ奉^ニ伺候處、先以御安泰可^レ被^レ成^ニ御座^ニ恐悅の御儀奉^レ存候。陳ば大坂表砂糖私方へ御振向相成候様、御差分の一條、殊の外六ヶ敷、何分急速運兼候

得共、次第々々に議論も相縮候向にて、至て大慶奉_レ存候。いづれ一同不安心の處にては、又々煩も相生候譯に御座候得ば、最早御手を被_レ下候節、細々吟味を盡し、安心の所先_ツ決議相成候處と奉_レ存候付、御渡相成候御書付も、いまだ相下げ不_レ申、議論中に御座候。乍_レ然最早中央に至掛候へ共、全_レ議論相定候處に至兼候付、得と吟味を盡し、其上御發相成候様取計可_レ申候付、兩三日は相滯可_レ申儀と奉_レ存候。扱一昨朝五代才助より承候へば、英艦兵庫碇泊相成、通辯官薩道_{サト}と申者より小松大夫並私滯京の趣承候付、是非面會いたし度、且御國許へ差越、横濱へ歸掛にて「ミニストル」より被_レ託候趣も有_レ之候付、大坂御屋敷迄罷出京師より御下坂迄相待候て誰ぞ御兩人の間一人へ面談いたし度趣、開聞丸乗頭井上新左衛門へ相付申達候由、全體右の軍艦へ御國元開成所へ罷出居候本藝藩人林謙三と申者、航海修行にて乗組居候て、旁周旋いたし候趣に御座候。就ては、幸、私下坂いたし居候故、早々兵港_兵の様可_レ參候付、其港へ相待吳様申遣、朝五ツ時分より打立、船にて參候處、早五代よりの返書相達、薩道_{サト}には陸地に相待居候處故、早速小豆屋へ呼入、談判に及候處、第一の趣意は英國にをひても幕府は日本國中の政權を握候處と相心得、條約を

結候次第に御座候處、近來幕府熟考仕候へば、御國の英國との戦争、並に長國との取合等、皆幕府より所置いたし可_レ申の處、却て外國と互の争と相成、夫のみならず長國の再討より開兵の始末前後、いづれも譯の分らぬ事、畢竟長州より京師にての暴發の節は、不敬の譯故、薩州も幕と俱に相戰、暴動を挫候事に有_レ之、伏罪の道相立候處、譯もなく戰を初、諸藩も不_レ應時機に相成候處、討破の力無_レ之に依りては、又々譯も立ぬ止戰をなし候次第、委敷相考候へば、定て攻_め亡_はの力無_レ之、止戰と相成候ものと相見得申候。ケ様に譯の立ぬ戰をいたすなれば、皆諸侯を討たずしては相成ぬものに可_レ相成道理、又長州一國を攻_め亡_はす力なきものが、如何して政事を旋_{まは}し可_レ申哉。是にて顯然と相分り候儀に御座候へば、如_レ此空權の者と條約を結居候ても、實に無益の譯に有_レ之、英國におひては何ぞ政府_はと計_はひ、條約は取結譯には無_レ之、日本權握の方、何方なり共可_レ結儀に御座候得共、さらばと申て權握の人も無_レ之、如何いたして宜敷ものやら、歸する處を不_レ知、乍_レ然外國人より權の立様に諸侯に力を添候儀は、決して可_レ有道理に無_レ之と獨歎息の意を以我國_をを振起せんとくれぐれ誘いたし候事故、幸「ミニストル」よりの口氣も有_レ之候付、薩道_{サト}の

意底を探らんが爲、少し猶豫の色を顯し、段々皇國の爲に可盡力一賦にて是迄相働候得共、頓と寸功無之のみならず、却て政府の威權を挫くとのみ汲受、善言却て悪言と相成候次第、只今にては朝を我ものにしたし成し候故、手の出し様も無之の場合に立到候故、兵庫の開港に付てももくろみも有之候得共、いたし方無之に付、^(十)兩三年も傍觀して居可申賦に御座候と返言に及候處、大に驚き、三年とは何事と、餘り氣長事には無之哉、來年は攝海も開港の期限に相成、長州の儀も今通にては相濟申間敷、何とかきまりを付可申候付、此兩條の處を以て何とか働様も有之るうに被思候と申す事に御座候。右の次第を以能々相考申候處、佛人幕府へ計を相結び、私を營み、夫より不平を生じ候儀には相違有御座間敷と愚考仕居候。何分面白口氣に御座候間、佛人は追付隔絶の色を顯し可申と奉存候付、此機を見て何とか策も有之事の様に被思申候。是で英人の好處に計心を向候て働立候へば、必ず佛へは怨を舍候事に至可申、此隔絶の場合に「ミニストル」交代共相成候て、先達より御咄の人共參候へば、我國の力を得候譯にて、矛盾のものと不_ニ相成_一兩國の力を得候好機會も出來候はんかと相考候事に御座候。其外小事の儀共、段々相咄候

得共、兩三日中、御直話可仕此一條決て御悅被下儀と奉存候付、荒増申上候。小松大夫へ「ミニストル」より宜敷御禮申上吳候様との趣再三申間候間、左様御含置れ可被下候。此旨一左右迄奉得_ニ尊意_一候。恐惶謹言。

十二月九日

西郷吉之助

帶 刀 様

御 侍 史

一、隆盛下阪の用向は、何か薩藩から支拂ふべき金を砂糖で代償したいといふ談判に行つたものらしい。多分支拂先が幾人もあつて、その相談がなか／＼とまらなかつたのであらう。さすがの隆盛が「殊の外六ヶ敷」といつてゐる。

二、私方は拂方の誤寫であらう。

三、様は儀の誤寫か。

四、薩藩士五代友厚。

五、外國公使。

六、兵庫港。

七、幕府とばかり。

八、「我國を振起せん」とは、薩摩をして幕府に代らせ、英國がそれと結ばん魂膽である。

九、朝廷を我ものにしてしまった。

十、隆盛はサトリーの意底をさぐる爲に、兩三年は傍觀するつもりだと答へた。

十一、英人が何故に會見を申込んだかを考へて見るに、近來幕佛の關係が濃厚になりつゝあるので、それを不平に思つた所からであらうといつてゐる。

慶應三年丁卯（四十一歳）

正月九日、明治天皇踐祚。

正月二十二日、京都を發し歸郷す。

二月朔日、鹿兒島に着し、薩摩、越前、土佐、宇和島の四大藩會議の件を、久光父子に建言す。久光これを容れ、上京に決す。

二月十三日、土佐、宇和島に使を命ぜられ、十六日、高知にて山内容堂に、二十四日、宇和島にて伊達宗城に謁し、上京を促す。兩侯共に之を諾す。

二月二十七日、鹿兒島に歸り、久光に復命す。

三月二十五日、久光に従つて鹿兒島を發す。

四月十二日、京都に着す。

五月二十一日、中岡慎太郎、板垣退助等と小林の寓に會合し、皇政復古を議し、また、明賢四藩會議を成立せしむ。

六月十六日、大久保一藏、伊地知正治、山縣狂介（有明）、品川彌次郎等と小松帶刀の寓に會し

薩長聯合討幕の誓約をなす。

六月二十二日、小松帶刀、大久保一藏、後藏象二郎、中岡慎太郎等と三本木の旗亭に會し、皇政復古、薩土盟約を議す。

七月二十七日 大阪にて英國公使通譯官サトーと應接す。八月上旬、歸京す。

十月八日、小松、大久保等と共に、藝藩辻維嶽、植田乙次郎、寺尾庄十郎、長藩廣澤兵助、品川彌二郎等と藩邸に會し、三藩聯合して、皇政復古を斷行せんことを決議す。

十月十二日、小松、大久保等と議し、討幕の宣旨を降下されんことを朝廷に乞ふ。

十月十四日、討幕の密勅を薩長二藩に賜ふ。即日、小松、大久保、廣澤、福田（狹平）花川等と連署して奉命書を奉る。

この日、將軍慶喜、上書して政權奉還を請ふ。

十月十五日、朝廷、慶喜の上書を許す。

十月十七日、小松、大久保、廣澤、福田等と共に京都を發して歸郷の途に就く。

十月二十六日、鹿兒島に着し、直に藩主父子に謁して討幕の密勅を呈し、上京及び出兵のことを促す。

十一月十三日、藩主忠義を奉じ、兵を率ゐて東上、二十三日京都着。

十二月九日、皇政復古大號令煥發せらる。大久保、岩下と共に參朝す、

十二月十二日、參與に任ぜらる。

十二月二十日、三條實美以下五卿筑前より入京す。

十二月二十八日、大久保、岩下、吉井、土方等と會し、討幕の策を議す。

大久保一藏宛

慶應三年二月晦日（鹿兒島より京都へ）

御分袖以來不能御音信候處、彌以御安康奉賀候。陳ば當月朔日安着いたし候處、三四日は病氣にて引入居、御上京の説は直様言上不仕、一同の評議に掛、一決の處を以言上の含にて御座候故、形勢見合居候處、不罷歸内に、御大故の時を以御上京可被爲在事と、段々建白の向も有之候由にて、執政方も難澁被致候趣に御座候。三五日も、相過候付、一同御會議相窺候處、備後殿初執政中御側役中都て出席相成、山内・イチは、湯治にて御座候故罷歸候様申參、相揃にて議論持出候處、案外老先生方の御議論盛なる事にて、速に御上京の儀相決大慶の事に御座候。此度の衆議不_(七)相決候か、又は御決定不_(七)被爲在候得ば、退身の含御座候故、強く申建も不_(七)

レ致候得共、案外の事にて、我輩は飛揚此事に御座候。御遙察可レ被ニ成下候。夫故翌日は桂家諏訪家御兩人と、私も御前え罷出、具に言上仕候處、直様御承諾被レ遊候付、十三日夜半より出帆いたし、容堂候へ御使者相勤候て罷越、巨細申上候處、氣味能御返答にて、生再不罷歸と迄被レ仰候由、至極の御決心出來被レ爲、難有次第にて御座候。三月中を限と御定相成、私の滞在中に御上京の御廣め相成餘程御はまり出來候段、福岡杯咄有レ之候。夫故昨日御發し、別紙の通被ニ仰出候間、いづれ三月廿日比に御發途の御賦に御座候間、其御許の御手當等は宜敷御願申上候。宇和島は餘程因循の御説にて、上京被レ成とは御返答被レ爲在候得共、無覺束被レ思申候。嗚御待長御座候はんと、案勞仕居候得共、無致方ニ延引罷成申候。小松大夫えは別段不ニ申上候付、宜敷御執達奉レ願候。頓首。

二月晦日

大久保一藏様

西郷吉之助

一、隆盛はこの年正月二十二日に京都を發し、二月朔日に鹿兒島に着し、薩、越、土、宇の四藩連合の策を藩論に問うて、その決定を見た。また、土佐、宇和島への使節を命ぜられ、十

三日鹿兒島を發して、二十七日に歸つて來た。その経過を報じたのが、この手紙である。

二、御上京の説とは、島津久光を上京せしめて、越前の松平春嶽、土佐の山内容堂、宇和島の伊達宗城と共に、京都にて國是決定の會議をなさしめようとする説である。

三、孝明天皇の崩御。慶應二年十二月二十五日。御大葬は翌四年（明治元年）正月二十七日。

四、島津珍彦。

五、山之内作次郎。

六、伊地知貞馨。

七、衆議が決して、久光、忠義兩主の許がなかつた場合には、辭職する決心であつたといふのである。

八、非常によるこんだ様子が見える。

九、十五日、高知に行つて山内容堂に逢ふ。

十、上京のことを國中へ公表した。

十一、福岡孝悌に容堂の語るところ「この度は死を目的とすべし」と。

十二、土佐よりの歸途、宇和島に寄つた。

島津久光宛

慶應三年五月十二日（京都にて）

御登營被_(二)遊候時機相成候はゞ、一大事の場合と奉_(三)存候付、公道を以_(四)御説破被_(五)爲_(六)在、感服被_(七)致候様御議論被_(八)爲_(九)在度儀と奉_(一〇)存候間、外御方々様と得と御打合相成、御論一徹に相立候様有_(一一)御座_(一二)度、大樹公には謫詐權謀の御方故、御正論を御凌被_(一三)成候儀明手に御座候間、御論を引_(一四)逃_(一五)し、裏に被_(一六)相廻_(一七)候か、又は御改心の姿を以_(一八)被_(一九)欺_(二〇)候かと奉_(二一)存候。彌改心悔悟の場に立_(二二)至_(二三)天下の公論を被_(二四)爲_(二五)用候處、萬々無_(二六)覺束_(二七)事と奉_(二八)存候間、長州御所置の儀且兵庫開港の策、必_(二九)御尋相成候はん、其筋は決して御取合不_(三〇)被_(三一)爲_(三二)在、第一朝廷御遵奉の筋相立不_(三三)申候ては、悉く齟齬仕候付、如何様の良策あり共行れ不_(三四)申候付、屹と遵奉の道被_(三五)爲_(三六)盡度御申立相成候はゞ、其儀は固よりの素志に候間、論もなき事と御返答相成候はん、然_(三七)共頓_(三八)と御實跡相見得不_(三九)申、勿論近日二條殿下え御迫相成候事件全_(四〇)公平の御論共被_(四一)相伺_(四二)不_(四三)申、其上新帝御幼年の御儀に御座候へば、尙更懇々と御建言可_(四四)相成_(四五)處、却て威勢を以_(四六)御押へ被_(四七)成候次第、全_(四八)御輕

蔑の姿に相當り、御忠實相顯不_(一)申、尤志と業とは今日の處は勿論千載に涉り決して不_(二)被_(三)欺_(四)ものに御座候故、口舌を以_(五)は如何様共御辯解出來させられ可_(六)申候得共、中々人心の落着は難_(七)相成_(八)儀は、能々御明の上とは奉_(九)存候得共、全_(一〇)左様の御振合御見得不_(一一)申候故、事々物々御難題の所置と相成候次第に御座候。長州の御所置といへ共兵を勞せらるゝに不_(一二)及_(一三)、眞實遵奉の筋被_(一四)爲_(一五)相立_(一六)候へば必_(一七)悦服可_(一八)仕儀に御座候。夫のみならず、外夷の儀もかく迄朝廷の御憂慮被_(一九)爲_(二〇)在候儀を親敷御汲受被_(二一)爲_(二二)在候はゞ、轉倒の御所置も有_(二三)御座_(二四)間敷、始終

朝廷は度外に置ての御扱に相成候故、開鎖の煩ひに立至候事に御座候間、いづれ私權を離れ、公平の議を以_(一)遵奉の筋相立候得ば、時勢の變遷相分り、開鎖の得失貫徹可_(二)仕儀は勿論の事に御座候段、一遵奉を以_(三)申事は相貫候御議論御立込相成度儀と奉_(四)存候。其上は御正論に困窮被_(五)致候か、又は論を詰付候て御底意の處被_(六)相探_(七)度_(八)賦_(九)を以_(一〇)今日實行を擧候處如何可_(一一)致哉と御尋掛相成候はん、其節は少しも御構不_(一二)被_(一三)爲_(一四)在候て、天下の公論を以_(一五)申上候儀_(一六)て全_(一七)幕府の御威光を殺_(一八)杯_(一九)と申譯には更に無_(二〇)之_(二一)、世勢的當_(二二)の論、却て幕府の御爲と奉_(二三)存候間、虚心にして御聞取被_(二四)爲_(二五)在度段御申斷の上、

(五) いづれ天下の政柄は、

天朝え奉_レ歸、幕府は一大諸侯に下り、諸侯と共に

朝廷を補佐し、天下の公議を以_テ所置を立、外國の定約におひても、朝廷の御所置に相成候て、萬國普通の定約を以_テ御扱相成候はゞ、忽御實行相舉、萬民初て秋眉を開皇國の爲に力を盡んことを冀ひ、人氣振起り、挽回の期に至り一新可_レ致事と、大道を以_テ御諭解被_レ爲_レ在度儀と奉_レ存候。

一、久光は藩論を容れていよく上京を決意し、三月二十五日鹿兒島を發し、三邦丸で東上した。特に陸海軍の兵士七百餘人を引卒し、無論隆盛も同道した。四月二日大阪着、十日間滞在、四月十二日入京した。

これと前後して、十五日には宇和島藩主伊達宗城、十六日には越前老侯松平春嶽、少しく後れて、五月朔日には土佐老侯山内容堂が入京した。

直ちに四藩會議が開かれ、五月六日、四侯は二條攝政邸に推參して、議奏傳奏の人選と、明治天皇補佐として太宰府に謫居中の三條實美を起用すべきことを建言した。

その後、四侯會議は、十日に薩藩で、十二日に土佐藩邸で開かれた。そして十四日に二條

城に登營して、新將軍慶喜に會見することに決した。

一、二條城に登營して、將軍慶喜に謁する時機にならばといふ意。

三、他の三侯。

四、將軍慶喜。彼の欺備に對して、油断なきやうとの注意をいろいろ述べてゐる。

五、堂々たる主張を正面から論じたものである。

(六) 島津久光宛

慶應三年五月中旬(京都にて)

(三) 御論判被_レ爲_レ在候ニケ條の儀は、内外の大患、天下の至難不可_レ過_レ之儀に御座候。

就ては差別順序を以_テ御建言被_レ爲_レ在候譯合、自然人心の趣處、理勢の定る處を御洞察被_レ爲_レ在候ての御事に御座候間、右邊委曲

朝幕の心腑に落合候様、得と御辯解被_レ爲_レ在度儀と奉_レ存候。いづれ成、長州の冤罪を御解被_レ爲_レ成候得ば、天下人心の定る處出來、異心を挾候者も自反心致し候様成行可_レ申、長州を御惡被_レ爲_レ成候へば惡る程天下の人は長州を憐候様罷成候儀、天下の通情に御座候へば、紛擾の基と相成儀と奉_レ存候。天下の大政に於ては、何事も根源を

御正し不_レ被_レ成候では、未_レ治_ル譯無_レ之儀瞭然たる事に御座候。長州の人心を被_レ安候儀、其根本を御見拔被_レ爲_レ在候處と奉_レ存候。如何となれば第一惡_レしと思ふものを不便_レがられ候上からは、如何に分らぬものも感服不_レ致譯無_レ之、右等の處御政體の大本と奉_レ存候付、長州御所置を先に被_レ仰立候譯に御座候。兵庫開港の儀は後に被_レ相廻候處、理勢可_レ然儀にて、全_レ自分勝手を以て私心より被_レ仰立候儀には、更_レ無_レ之、畢竟長州の處初に攘夷の論を主張し、戰爭迄もいたし候儀に御座候へば、夷人の所置に關係いたし候と、天下の人も致_レ安心候譯に御座候。幕府におひては最初より戰を恐怖し、一事の談判毎に押付られ候て、頓_レと條理を被_レ失候故、開鎖の論紛々と起候儀に御座候。尤條理を以て戰は被_レ決、一二戰も有_レ之候て、其後に定約の御取結相成候得ば、却て物議は不_レ相生のみならず、押付らるゝ所置振よりは、屹度筋は相立可_レ申筈と奉_レ存候。戰の上より御廟算被_レ爲_レ在候はば勝算は全_レ無_レ之儀相分居候得共、遠慮過て因循に陥、勝敗の御目的のみにて、御所置も隨て落_レ下り候て、如_レ此輕蔑を被_レ受候次第に立至候間、當時におひては人心安堵の廉を御見留不_レ被_レ爲_レ付候ては、何迄も混雜可_レ仕儀と奉_レ存候間、長州の處一跡と被_レ爲_レ成、大策を評議し、公論を

以_テ

皇國の爲私權を捨_テ至當の御計相成候へば、天下の異論は忽止可_レ申事に御座候間、順序を以_テ御英斷可_レ有_レ御座儀と奉_レ存候。^(三)

一、この書は宛名も月日も署名もないが、原本の筆蹟、文章、内容から推して、隆盛から久光へ進言したものであることは確實である。

二、さきに久光等が將軍に會見した時、將軍は長州の處分と兵庫の開港との順序につき、兵庫開港を先に處理しようといふ意見であつた。これに對して、隆盛は、長州を先づ許して、しかる後に、兵庫開港を勅許せらるゝやうにしたいと建言した。

三、十七日、土州邸の四侯會議で、更にこの順序問題を議し、長州處分を先にすることに決定した。そして、十九日、薩、宇、越の三侯登營して將軍に談判したが、將軍は二問題を同時に奏上して聖斷を仰ぐことにすると答へた。二十一日、三侯は更に閣老に談判して、やゝその説に同意せしめた。ゆゑに此の書の提出されたのは、十五、六日前後と推定されるのである。

〇 後藤象二郎宛

慶應三年七月二日(京都にて)

昨日は遠方迄御來訪被_レ成下_レ奉_レ深謝_レ候。明日御發足の段、小松え申聞候處、差掛御煩敷事と奉_レ存候得共、今日四時頃より木屋町柏亭におひて離杯献じ度御座候付、先日御出會被_レ下候御人數は勿論、此度御上京相成候御兩人様にも、何卒御誘引被_レ成下_レ度、寛々御面會いたし置度含に御座候故、御同伴被_レ成下_レ候處、偏奉_レ希上_レ候。いづれ以_レ參右旁可_レ申上_レ等御座候得共、乍_レ自由の劔_レ書面以奉_レ得_レ御意_レ候。頓首。

七月二日

西郷吉之助

後藤象二郎様

要詞

一、後藤が土佐に歸るので、その送別會の案内状である。後藤は藩命で長崎に赴き、その地で坂本龍馬に會ひ、政權奉還論を聞いて、大いにその説をよろこび、二人相携へて上京し、六月十三日に着京。藩主山内容堂に建言するつもりであつた。ところが容堂は滞京わづかに一

ヶ月足らずで、すでに五月二十七日發足して歸藩してゐた。

二、六月二十二日である。後藤は政權奉還について、先づ薩土の提携を圖ちため、この日、同藩の同志寺村左膳、福岡藤次、眞邊榮三郎、それから坂本龍馬、中岡慎太郎等と共に、薩藩の西郷、大久保、小松等と會合し、遂に薩土盟約を結んだ。その内容は次の書に示されてゐる。後藤は一旦歸國し、藩論をまとめて再び上京するといふことになり、七月三日に出發する豫定であつた。

三、由比猪内と佐々木三四郎であらう。

〇 山縣品川宛

慶應三年七月七日(京都より長州へ)

御一別以來不能_レ御音信_レ候處強暑の砌無_レ御障_レ可_レ被_レ成_レ御座_レ珍重奉_レ存候。陳ば御堅約申上候後、土州後藤象二郎長崎表より參來、容堂侯御歸國甚残念がり、大に憤發致し、大論を立、茲元御合手は雅俗共に同論に歸してしまひ、其上死を以て可_レ盡と盟を立候て、弊邸へも談判有之候儀にて、實に渡りに船を得候心地致し、直様同意致候事に御座候。夫故色々日間取に相成、遅引に及び候儀、甚以_レ不相濟_レ嘸御案勞の

答と、是のみ苦心仕候事に御座候。延引の次第、何卒御海怒可_レ被_ニ成下_一候。右に付ては後藤より盟約書相認、是を以て議論一決致候手段に御座候故、右の書面差上候に付、得と御覽可_レ被_レ下候。後藤にも當月三日出足歸國致し候に付、國論決着の成行は一左右有_レ之賦_{つら}に御座候間、相分次第又々可_ニ申上_一候得共、御出立後、相變候手續の次第申上度に付、右様御含可_レ被_レ下候。別紙後藤よりの書面、御異論の處も被_レ爲_レ在候は、何卒村田へ被_ニ仰聞_一可_レ被_レ下候。尙御國論の處も不_レ苦分は、御洩被_レ下度奉_レ希候。餘は細大村田より御聞取被_レ下度文略仕候。是非小生可_ニ罷出_一答の處、雜事紛々難_ニ相逃_一不_レ得_レ止次第に御座候間、宜敷御汲取可_レ被_レ下候。此旨荒々奉_レ得_ニ貴意_一候。恐惶謹言。

七月七日

西郷吉之助

山縣 狂介様
品川 彌二郎様

薩土兩藩盟約書

約定の大綱

- 一、國體を協正し、萬世萬國に亘りて不_レ耻、是第一義。
- 一、王政復古は論なし。宜しく宇内の形勢を察し、參酌協正すべし。
- 一、國に二
帝なし、家に二主なし、政刑唯一君に歸すべし。
- 一、將軍、職に居て政柄を執る。是天地間あるべからざるの理なり。宜しく侯列に歸し、翼戴を主とすべし。

右、方今の急務にして、天地間常有の大條理なり。心力を協一にして、鑿て後
已ん。何ぞ成敗利鈍を顧るに暇あらんや。

皇慶應丁卯六月

約 定 書

一、方今皇國の務、國體制度を糾正し、萬國に臨て不_レ耻、是第一義とす。其要、王政復古、宇内の形勢を參酌し、下後世に至て猶其遺憾なきの大條理を以て處せむ。國に二王なし、家に二主なし、政刑一君に歸す。是れ其大條理。我皇家綿々一系、萬古不易、然るに、古、郡縣の政變じて、今、封建の體と成り、大政遂に幕府に歸す。上、

皇帝在を知らず、是を地球上に考ふるに、其國體制度如_レ茲者あらんや。然則制度

一新、政權

朝に歸し、諸侯會議、人民共和、然後庶幾は以て萬國に臨て不_レ耻。是以初て我皇國の國體特立する者と云ふべし。若、二三の事件を執り、喋々曲直を抗論し、朝幕諸侯俱に相辯難、枝葉に馳せ、小條理に止り、却て

皇國の大基本を失す、豈に本志ならんや。爾後執心公平、所見萬國に存す。此大條理を以て、此大基本を立つ、今日堂々諸侯の責のみ。成否顧る所にあらず、斃て

後已ん。今般更始一新、皇國の興復を謀り、奸邪を除き、明良を擧げ、治平を求め、

天下萬民の爲に寬仁明恕の政を爲んとて、此法則を定る事左の如し。

一、天下の大政を議定する全權は

朝廷にあり。我

皇國の制度法則、一切の萬機、京師の議事堂より出_レを要す。

一、議事院を建立するは、宜しく諸藩より其の入費を貢獻すべし。

一、議事院上下を分ち、議事官は、上、公卿より、下、陪臣庶民に至るまで正義純粹の者を選擧し、尙且諸侯も自ら其職掌に因て、上院の任に充つ。

一、將軍職を以て、天下の萬機を掌握するの理なし、自今宜しく其職を辭して、諸侯の列に歸順し、政權を

朝廷へ歸すべきは勿論なり。

一、各港外國の條約、兵庫港に於て新に

朝廷の大臣諸大夫と衆合し、道理明白に新約定を立て、誠實に商法を行ふべし。

一、朝廷の制度法則は往昔より律例ありといへども、當今の時勢に參し、或は當らざ

約 定 書

一、方今皇國の務、國體制度を糾正し、萬國に臨て不_レ耻、是第一義とす。其要、王政復古、宇内の形勢を參酌し、下後世に至て猶其遺憾なきの大條理を以て處せむ。

國に二王なし、家に二主なし、政刑一君に歸す。是れ其大條理。我皇家綿々一系、萬古不易、然るに、古、郡縣の政變じて、今、封建の體と成り、大政遂に幕府に歸す。上、

皇帝在を知らず、是を地球上に考ふるに、其國體制度如_レ茲者あらんや。然則制度一新、政權

朝に歸し、諸侯會議、人民共和、然後庶幾は以て萬國に臨て不_レ耻。是以初て我皇國の國體特立する者と云ふべし。若、二三の事件を執り、喋々曲直を抗論し、朝幕諸侯俱に相辯難、枝葉に馳せ、小條理に止り、却て

皇國の大基本を失す、豈に本志ならんや。爾後執心公平、所見萬國に存す。此大條理を以て、此大基本を立つ、今日堂々諸侯の責のみ。成否顧る所にあらず、斃て

後已ん。今般更始一新、皇國の興復を謀り、奸邪を除き、明良を擧げ、治平を求め、天下萬民の爲に寬仁明恕の政を爲んとて、此法則を定る事左の如し。

一、天下の大政を議定する全權は

朝廷にあり。我

皇國の制度法則、一切の萬機、京師の議事堂より出を要す。

一、議事院を建立するは、宜しく諸藩より其の入費を貢獻すべし。

一、議事院上下を分ち、議事官は、上、公卿より、下、陪臣庶民に至るまで正義純粹の者を選擧し、尙且諸侯も自ら其職掌に因て、上院の任に充つ。

一、將軍職を以て、天下の萬機を掌握するの理なし、自今宜しく其職を辭して、諸侯の列に歸順し、政權を

朝廷へ歸すべきは勿論なり。

一、各港外國の條約、兵庫港に於て新に

朝廷の大臣諸大夫と衆合し、道理明白に新約定を立て、誠實に商法を行ふべし。

一、朝廷の制度法則は往昔より律例ありといへども、當今の時勢に參し、或は當らざ

る者あり。宜しく弊風を一新改革して、地球上に愧ざるの國本を建てむ。

一、此

皇國興復の議事に關係する士大夫は、私意を去り、公平に基き、術策を設けず、正實を貴び、既往の是非曲直を不問、人心一和を主として此議論を定むべし。

右約定せる盟約は、方今の急務、天下の大事之に如く者なし。故に一旦明約決議の上は、何ぞ其事の成敗利鈍を顧んや。唯一心協力、永く貫徹せん事を要す。

六 月

一、品川彌二郎は昨年來京都の薩邸に潜伏してゐた。山縣狂介（有朋）は今年五月十日薩藩士と共に入京し、これも薩邸に潜伏して、日々西郷、大久保等と時事を談論してゐた。

六月十六日、島津久光は兩人を召して、天下の形勢を説き、薩長連合して皇政復古を計るべき決意を告げ、なほ、このことに就いて近日西郷を長州に差遣はして協議させたいと思ふから兩人は大至急歸國して、この旨を藩侯父子に傳へてもらひたいといふことであつた。

そこで兩人は小松邸に寄つて、小松、西郷、伊地知等と懇談し、翌十七日、直ちに歸國の

途に着いた。二十一日、薩の汽船豐瑞丸に便乗して、二十三日三田尻に上陸し、勇躍して山口に入つた。

しかるに、その後、日ならずして薩土盟約が成立したので、西郷はその顛末を報告し、なほ長藩の意見を徴するため、村田新八にこの書を持たせて、山口に遣はしたのである。

二、盟約書は大綱と約定書の二様になつてゐるが、要するに、萬世一系の國體を正し王政を古に復し、徳川家は諸侯に列し、議事院を設けて制度を確定し、外交は改めて朝意によつて新條約を決定しようといふのである。而して以上の目的を達するため決死の協力を誓つたのである。

(二)
大久保一藏宛

慶應三年七月二十七日（大阪より
京都へ）

昨朝二ツ時分着坂仕、英人の旅宿相尋候處、當春參居候節罷在候寺え宿いたし居候趣相分候付、早速薩道サトえ懸合いたし、今日何時參候て可_レ宜哉、尋遣候處、七時に可_レ參旨申來候付、右刻限差越候處、只今寢覺候處にて御座候故、二階え伴行候付、(三)ミニストル

着坂の段

御承知被_レ遊、態と使者を以て時候安否御尋として被_レ差遣候段、一と通挨拶申入候處、今日は本國え飛脚差立候付、十時迄に相仕舞、十一時半頃より登城の由承候付、格別要事有_レ之儀にては無_レ之、只着坂の祝儀旁見舞の爲に參候事故、多忙中却て煩敷候間、面會は不_レ致候付、宜敷ミニストルえ申入吳候様申述候處、ミニストルには是非面會いたし度候得共、至極取込居候間、今日は御斷可_レ申入_一との事に御座候。今兩三日は滞坂の賦と申聞候處、是非逢度との事に御座候間、兩三日中には面會可_レ致も不_レ被_レ計候。來月二日には爰許出帆いたし江戸の様罷歸賦と被_レ相聞_一申候。扱、薩道え逢取見候處、全已前通の譯にて、格別何も相替候向とは、相見得_レ不_レ申、依然たる次第にて、柴山の疑惑とは大に違ひ申候故、先日より御話申上居候通、大坂商社佛人と取結、大に利を計候趣委敷申聞、佛人のつかわれものと御話の通言掛、些、腹を立させて見度賦に御座候故、佛に憤激いたし候様説込候處、大に能く參り、思ひ通に爲_レ被_レ發候處、段段意底を咄出し申候間、左の通御座候。

一、佛人より日本の形勢を論じ試度申掛候付、隨分議論致し度、薩道より返答に及申

候處、佛人申にはいづれ日本も西洋各國の通政府一般のものに相成、大名の威權を不_レ除候ては不_レ相濟候付、第一長薩の二國を打亡し度候付、俱に打平候方宜敷は有_レ之間敷哉と申掛たるよし、其節薩道より相答候には、先度の再討の次第を以可_レ見、纔の長州一國さへ打てざる政府にて諸大名の權を除杯と申儀は、顯然不_レ相叶_一事に御座候。左様の弱きものを如何して助らるゝものに候哉と申述候處一言もなく、夫形論は不_レ出來_一と相咄居申候。右等の論を公然と仕出す事候間、必政府を相助候て諸侯を打の策を廻し候儀は相違無_レ之、兩三年の内、金を集め機械を備、佛の應援を頼み、戰を始め候所存と被_レ相伺_一申候間、其は必佛も軍兵を發し、應援可_レ致候間、いづれ相對する所の大國を應援に不_レ備置候ては危き事に成行候はん。其節は英國におひて同じく軍兵を押し出し、守護可_レ致と申觸れ候へば、佛の援兵は決て動かし候儀は不_レ相叶_一候間、前以能々相結候處肝要と相咄事に御座候。第一英國の所存は、日本國王、政柄を握らせられ、其下に諸侯を置て、國體の立方、萬國にひとしき制度に相成候儀專一に願居候譯にて、此度も英國王より

日本國王えの書翰を幕府え差出候由、右は全體

先帝崩御の儀承候て御悔狀差出候趣と相聞れ申候。是もいづれ

帝王え幕府より被_レ差上_レ右の御返翰無_レ之候ては不_レ相濟_レ事候へ共、いまだ返翰も無_レ之と申居候。夫程日本

皇帝の處主張いたし候得共、京都にては其思召は更に無_レ之、京地に異人を入れ候ては汚れ候杯との説のみのよし、右等のものにては不_レ相濟_レ候付、萬國え被_レ對確乎たる政體を以交際の處も普通のものに不_レ相成_レ候ては相濟間敷と申居候。何ぞ英國え御相談被_レ成度儀も御座候は_レ承知いたし度と申掛、應援相頼候は_レ引受可_レ申との口氣にて御座候故、日本政體變革の處は、いづれ共、我々盡力可_レ致筋にて、外國の人に對し面皮もなき譯と返答いたし置申候。

一、佛人横濱におひても利を貪り、自分勝手に取組候始末、一圓不承知と相聞れ申候。全英國は商法を以_レ相立候國柄にて、此商法の妨をいたし候儀は、どこ迄も不承知と至極憤激の體に御座候。

一、長崎に於て英人船頭を兩人殺し候もの有_レ之、いまだ相手不_レ相知_レ候由、全土州人の仕業と申觸し候趣に被_レ相聞_レ申候。餘程土州を惡しく申含候向に被_レ相聞_レ申候。

薩道^{サツ}杯越前より陸行の節も、伏見邊え土州人待伏居候杯、其外京師にて亂妨杯し、又は博徒を集候杯との説、餘程言込候向に被_レ相聞_レ申候。長崎の異人殺し、土州人共に御座候と、大に害^(七)を成す事と苦察いたし居申候。

一、越前^(八)え參候節は誰人も出迎無_レ之、田舎にては郡奉行杯出會いたしたる由御座候へ共、城下にては全誰も不_レ出候て、酒肴杯の馳走は餘程いたし候由、薩道^{サツ}不合點と相見得居申候。

右の通要用迄荒々如_レ此御座候。明日は十時より薩道此方え參との事に御座候間、尙又咄も可_レ有_レ之と相考居申候。今兩三日は滞在可_レ仕候間、左様御含可_レ被_レ下候。至極薩道の口氣は幕府を罵居申候。委敷義は御直話と申殘候。恐々謹言。

七月二十七日

西郷吉之助

大久保一藏様

一、七月二十七日、英國公使パークスを大阪に訪問し、通譯官薩道^{サツ}と面談した結果を、在京の大久保に報じたものである。

二、英國公使パークス。

- 三、柴山良助が英國公使の行動に疑念を挾んでゐたが、サトーに會つて見ると、以前どほりにて格別何も替つたところはなかつた。
- 四、西郷の外交上の腹藝である。即ち、佛國に對して立腹するやうに話しかけて、遂にサトーの眞意を白状させたのである。
- 五、もし政體の變革について、英國に應援を頼むなら引受けてやらうとの口氣に對して、日本のことは、我々に盡力するとはつきり斷言して、一指も觸せないところ、偉大なる西郷の面目である。このことは、次の書に一層詳しく報告されてゐる。
- 六、長崎にて、二人の英國水兵を殺したものは、土佐人であると言ひふらしたのは、幕府である。なほ、土佐のことを、よほど悪く英人に言ひ込んだ様子である。
- 七、もし英人殺しが土佐人であつたら、大いに困つたものだといふのである。
- 八、この年四月、英國公使一行七人が越前敦賀に行つた折、田舎では郡奉行などが出て接待したが、城下では藩廳から誰も見えず、たゞ酒肴の馳走は十分にあつたのをサトーが不審がつてゐるのである。薩では幕府の嫌疑を恐れて公然と接待しなかつたのであつたらしいが、外人には、その意が推察されなかつたのである。

(一) 桂 右 衛 門 宛

慶應三年八月四日(京都より鹿兒島へ)

太守様益御機嫌能^(三)遊^(四)御座恐悅の御儀奉^(三)存候。中將様御儀漸々御快方被^(三)爲^(三)在昨日は陣幕等の角力も御覽被^(四)遊候位の御事にて、誠に難^(三)有儀御座候。御同慶可^(三)被^(三)成下^(三)候。陳ば土州の憤發、近來國論も相定、後藤象二郎大議論も容堂侯御許容相成候段は一左右有^(三)之、一同決着相成候て、又々不意に容堂候御登京の御賦に御座候。最初の處、實は御着眼不^(三)相立^(三)御猶豫の念相起候事と相見得申候。天地間大條理を以^(三)制度に懸け大論相發候事に御座候へば、一度此論を聞て不同意は不^(三)被^(三)申譯、幕府に於ても凌は出來不^(三)申儀に御座候。先月中には是非後藤御登京の筋申來居候へ共、いまだ着不^(三)仕、決て議論相變候譯にては有^(三)御座^(三)間敷、長崎におひて英國人殺害に逢ひ、土州人え御不審有^(三)之由にて、段々六ヶ敷由に被^(三)相聞^(三)申候。就ては先月廿一日方より追々の着坂にて、英國人並佛蘭西人ミニストル參候付、廿五日夜より川下いたし、私被^(三)差下^(三)候付、廿七日英人旅館え參り談判仕候次第、帶刀殿より申上越候様

承知仕候間、大略申上候付、宜敷御含可被_レ成下_一候。扱其日はミニストルには多忙中にて面會不_レ相調薩道え逢取候付、得と談判仕候次第、左條の通に御座候。

一、最初よりミニストルを立腹爲_レ致度賦にて御座候故、十分喧嘩いたす含御座候處得逢取不_レ申候付、無_レ致方薩道え喧嘩かしけ申候儀に御座候。畢竟、英人も幕吏より説付られ候新聞も有_レ之、又柴山良助近來江戸表え面會仕候處、已前相替候説も御座候付、此度至極叩込賦に決着仕居候處、十分叩上げ候賦に御座候。最初立腹爲_レ致候廉は、兵庫開港に付ては英人至極骨を折、開港の上佛人利を得候手段を以見候へば、全英人は佛人のつかわれと見受候旨申聞候處、大に起_レり、決て佛の下に屈し候英國にては更に無_レ之、何様の譯を以かく卑下して申聞候哉憤激して懸候付、先づ得と聞候へ、開港の道開をいたし候は英國にして、商賣の利得を占候は佛國にて御座候。其譯は大坂の豪商を談らひ、身分を上げ扶持を出し、兵庫交易方の掛を命じ、大に商社を取組、全大坂の金を圓め、諸侯の手を縮、利を幕府え占付候手段いたし候。是は全佛國と相談いたし、幕府の奸策を施し候事にて、兵庫の交易は佛と幕府とにて商權を掠_レものに相成候付、英國はにがきを喰、佛國は甘を喰_レ候譯に可_レ見候へば、全佛のつか

われにては無_レ之哉と論じ懸申候處、大に佛に憤を發し、意底を吐出候事に成行申候て、却て我の大幸に相成申候。其譯は横濱におひても兼々佛は獨利を貪、英は憤居候折柄、大坂商社的手段專英を疎じ候始末にて可_レ憤條件に御座候。夫に付薩道より申述候には、此度横濱にて佛人より日本の形勢を論試度との事故、承候處、只今の姿にて幕府は日々衰行、諸侯の勢ひは益強相成候付、英佛杯の様幕府計に相成、諸侯は無_レきものに制度を不_レ相替候ては、逆も治りは相付申聞敷、第一諸侯の内にては長、薩の二國は強大の故、早く不_レ打亡候ては不_レ相濟候付、英佛合して打破度との相談有_レ之候付、薩道より申答候には、此度長州征討の様、誠に柔弱の次第にて、彼の一國さへ不_レ破得幕府、逆も、日本を制御可_レ致道理も無_レ之、ケ程弱ひものを援らるゝものにては無_レ之と返答いたし候處、佛人一言の答も出來不_レ申と相咄居申候。「右等の論判を仕懸候次第にて、幕府より能々佛國え結込、佛の應援を以、諸侯を打挫の策、萬々無_レ相違、只今金を幕府え占付、諸侯の手の延ぬ様にいたし、機械其外の要器は幕府一手に占上げ、諸侯の窮する處を見て可_レ打挫との策に有_レ之候故、拾年を不_レ出して諸侯の災害は差見得候付、只今より其策略を不_レ用候ては、實に危次第に成行候

はんか。いづれ右の奸策を挫候には、佛と可_二相抗_一強國と親を結不_レ置候ては相濟間敷、左候へば譬_レ佛の援兵を相發候時は、英國より押付候儀は相調可_レ申、其筋は英國におひても戦争の爲警護出兵いたすと候觸し、同敷軍兵を差出候へば、必、佛國の援兵は差出候儀は相叶不_レ申候付、右の御相談も候は、可_レ承と、却て彼方より申出し候付、「是は大幸の譯至_二其時機_一ては御相談可_レ申」と相答候ては、又英國に使役せらるゝ譯に相成候のみならず、全受_レ太刀に落來_レ議論も鈍_レ此末の處下鳥に相成候儀、自然の勢ひに御座候故、うんと返答いたし置處_レと相考申候付、「日本の國體を立貫_レて參上_レに、外國の人に相談いたし候面皮は無_レ之、こゝの處は十分相盡す賦に候間、宜敷汲取吳候様」相答置申候。最初より英人に腹を立させ憤激させ候趣向は他事にては無_レ之、偏に佛と引離し、却て佛の應援を押し_レ候策に御座候へ共、右様彼より應援相談承度と申處え乗込候ては不_二相濟_一一大事の處、彼等には尙可愛_レ等敷相成候模様に見得申候。第一此儀は安心の事に御座候。一、先月廿四日、將軍下坂と申事にて御座候へ共、實は廿三日夜下坂いたし候由、此度全佛人えノミの専用の譯にて御座候由、薩道_レより申事に御座候。英のミニストルも而會には相成候へ共、格別の談は無_レ之相濟候由、

其節閑_レ御歸國掛下坂中にて、城中に於て一絡面會相成候由に御座候。此人も大に英人は疑ひ居申候。將軍は佛の軍艦えも乗組に相成申候。餘程親む模様_レに御座候。一、土州の處、近來國論皆正義に歸し候付、餘程幕府より嫌疑を掛、俗論に打歸度賦と相見得、色々離間策を廻し候様子に御座候處、長崎の英人殺害に付、ミニストルよりは幕吏に兼て憤居候故、一向相責候處を以_レ是を幸といたし、英人を以土州を打挫の策と相見得、此度ミニストル歸帆掛土州え相廻手段に相成、残念の仕合に御座候。乍_レ然土州に於ては却て結を付候策に御座候由、如何あらんかと大に懸念いたし居申候。彼大策も是が爲に崩候様相成候ては不_二相濟_一事と苦思仕居申候。右に付私下坂中の事故色々相談も承候付、先づ幕吏は置て、異人に直に應接可_レ被成、其上六ヶ敷成立候は、私も同伴可_レ致候付、是非直談の處に相成候様申置候處、板倉閣老と談判のみ晝時より夜八つ過迄議論いたし、前を慮り後を顧、毎の御役人論故、大坂にて喰留候手段不_二相調_一とふ々々本國迄參候場合に相成、殘多次_レ第に御座候。幕吏も外國奉行一人、御目付兩人差越申候。右等の事發り候處、餘程世話相成候向にて、ミニストルより申遣候は、此度の様の到來いたし候ては、かく迄親睦いたし居候兩國の間も、忽

瓦解可^レ致事候間、能々其處汲受吳候て、壯士輩えも手堅申諭、至極相届候様可^レ致吳旨申遣候事に御座候。譬^一一書生の業にせよ、必國民の罪に歸し候事故、其處委敷可^レ諭吳一段承候付、右の次第は御賢慮を以人々相心得候様、御諭被^レ下度奉^二合掌^一候。若哉御國共に右様の事有之候へば、私は御相伴に割腹いたし、不^二相謝^一候ては是迄の親睦は水に相成候事と決着仕居申候。此度^(七)の土州の談判に相加りて、私の首を質物に差出置合に相決居候處、是以相違いたし申候。只異人を壓倒すべき事は只一つ可^レ有^レ之と兼て存居申候。異人は自及いたし候儀は出来不^レ申由御座候間、目前にて見事に割腹いたし候得ば、少しは膽を塞し可^レ申かと相考申候。

一、越前國を此節英人通行いたし候節は、宿屋杯の馳走は餘程念を入候て、誰も應對の人は不^二出合^一候由、誠におかしな仕業と異人笑居申候。全幕府の嫌疑を遮且異人の機嫌取はいたしたるものと相見得、實に姑息の計に御座候。

一、フロイスと佛國の戰爭も如何成行可^レ申哉。どふか近來は相止候様子に承候と申掛候處、薩道^{サトウ}相答候には、先比の便には相治候趣申來候得共、近日の便に又々戰爭に相向候趣申來候。此度は、いづれ戦に可^二相成^一との説に御座候。此兩國に戦を發し

候へば、大に日本の爲には大幸と、天心を以は甚^キ以^テ罪ある譯ながら、只我國の難儀の餘りには、却て彼等の戰爭を欲し候淺間敷心に御座候。若、戦に相成候へば佛えは幕府よりは是迄一向應援の兵を相頼居候處に御座候へば、只、聞捨には相成間敷、其節に臨み援兵を不^二差出^一候へば、必、佛人にも見限られ候はんと相考居申候。右の通形行大略申上候間、宜敷御合可^レ被^二成下^一候。恐惶謹言。

八月四日

西郷吉之助

右侍門様

御侍史

追啓上 三邦丸土州^(七)のもの兩人、急速の歸國に付、拜借相願、當月朔日夜出帆仕、土州迄被^二差遣^一候。相届候へば直様歸坂の賦に御座候。

一、桂右衛門は薩藩の名族日置家（島津氏なれども日置郷の領主なるが故に）の出で、藩政の要路に立つてゐた。篤く隆盛を信じ、明治十年の役には隆盛と死を共にした。本書は薩土盟約の内容、サトーとの會見の様子などを郷里の桂に報じたのである。

二、島津忠義、薩摩の當主。

三、島津久光、その頃は京都にゐた。

四、當時の角力大闘。

五、佐賀藩主鍋島閑叟。

六、英國公使パークスは、長崎に於いて英國水夫を殺したものは土佐人に相違ないと思ひ込み、

大阪で厳しく板倉閣老に談判したが、板倉も證據不十分のことであるから、如何とも仕様が
ない。當時、上京中の土佐藩參政由比猪内、大監察佐々木三四郎（高行）の兩人は藩命によ

つて、この事件を解決せんとし、大阪にて隆盛に相談した。隆盛は直接パークスに會談すべ
きことをすゝめたが板倉はそれを許さず、早く歸國して英人との談判の準備をせよと命じた。

七、心配になるとの意。

八、決死の覺悟である。

九、フロイスはプロシヤ。

十、パークスは由比と佐々木に、英國軍艦に乗つて一緒に歸るやうに言つたが、兩人は、自分
の郷國へ文句を言ひに行く夷人の軍艦に同乗することを快しとせず、をりから大阪に來てる
た西郷に事情を話し、薩摩の汽船三邦丸で、土佐まで送つてもらつたのである。

大久保一藏宛

慶應三年八月十六日（京都より
大阪へ）

中將様御機嫌能

御着坂被遊、尙御通り御鹽梅も不_レ被_レ爲_レ替候段承知仕、恐悅の御儀難_レ有奉_レ存候。

陳ば

御交代の場に相運候得ば

朝廷え被_レ爲_レ對候ても、同盟の諸侯へ被_レ爲_レ對候ても、名分實義相立、無_レ此上も御場

合に到可_レ申と是のみ相祈居申候。御堀耕助も明日は爰許可_レ致_レ出立_レとの事、國元₍₄₎に

おひても餘程相待居候由に御座候間、差立候様可_レ致候間、其許におひて宜敷御計

可_レ被_レ下候。別段御留守居えも不_レ申遣_レ候付、宿等の儀も宜敷御下知可_レ被_レ成_レ下_レ候。

扱御堀一人昨夜私宅え參り、先一人の存慮と申譯にて申立候越は、幸、此度は末藩等

上坂を被_レ命候付、一擧の期限相定候は、三日前に上坂いたし候都合に仕向候へば

如何可_レ有_レ之やと申事に御座候間、邸中も一同右の處希居候事と相答申候處、先、右

の處に相決し罷歸可_レ申、尙國元におひても得と談合いたし取究置可_レ申との事に御座候間、左様御舍居可_レ被_レ下候。決て此處は相違は有_二御座_一間敷と相考居申候。全體右邊の處打合可_レ申ために上京いたし候筋と被_二相伺_一申候。此旨奉_レ得_二御意_一候。

頓首

八月十六日

西郷吉之助

大久保一藏様

一、大久保は家老の小松等と共に、八月十二日島津久光に扈從して大阪に下つてゐた。久光はそのころ脚氣病に罹つてゐたので、朝廷に願出で、大阪へ轉地療養といふことになつたのである。

四 藩聯合が崩れて、その議が行はれず、土佐の容堂は疾くに五月下旬に歸國し、越前春嶽は八月六日に京都を去り、宇和島の伊達宗城は八月十八日に歸國の途につく豫定であつた。

二、島津久光。

三、久光がこのまゝ歸國しても、これと交代に藩主忠義（當時茂久）が上京の運にならば、朝廷へ對し奉つても同盟の諸侯に對しても名分實義が立つといふのである。

四、御堀耕助は長藩の命を受け、薩藩と會商するため、柏村數馬と共に上京してゐたものである。それが歸國するので、この書を大阪の大久保に遣はし、その地に於ける應接方を依頼し、かつ京都にて談合の次第を告げたのである。

五、大阪の薩藩御留守居。

(二) 討幕趣意書

慶應三年十月八日

皇國內外の御危急不可_レ謂の状態、別紙趣意書を以て申上候通にて、寶祚の存亡に相拘り候御大事の時節、苟安を偷み、傍觀默止難_レ仕、爲_二國家_一干戈を以て其罪を討ち、奸兇を掃攘し、王室恢復の大業相遂度不可_レ制の忠義暗合、會盟斷策、義舉に相及候に付、伏冀くは相當の宣旨降下相成候處、御執奏御盡力被_二成下_一度奉_レ願候。

慶應三年丁卯十月

小松帶刀

西郷吉之助

大久保一藏

中山前大納言様

正親町三條前大納言様

中御門中納言様

趣意書

即今皇國の形勢を推考熟慮するに、乍^(一)恐舊臘先帝崩御、新帝御幼弱にましまし、天下
諒闇の時に方り、萬人悲歎號泣、實に皇國の御危運御大事無^(二)此上^(三)候處、近年、外患内
憂日に月に差迫り、不可^(四)謂の御危急、寶祚の命脈存亡に可^(五)相係^(六)折柄にて、深淵薄
氷の心地、晝夜忘^(七)寢食^(八)苦慮致候次第なるに、於^(九)幕府^(一〇)は癸丑甲寅以來違勅調印取結
其餘失體の條々不^(一一)少^(一二)、畢竟朝廷へ奉^(一三)對^(一四)、君臣の大道を取り失ひ就中幕府閣老連署に
て、七八年乃至十ヶ年には必然攘夷成功を可^(一五)遂と御約束、皇妹の降嫁を乞候等、欺罔
百端、其餘偏執邪曲放肆縱橫の政令、人望殆んど盡き、痛怨離叛の極終に上巳^(一六)上元の
變故、或は大和筑波の擾亂と相成、殊に御再討以來、人心洶々、米價騰貴諸色高料、民
不^(一七)堪^(一八)命して、京攝間、畿内の商民混亂をも相生じ候に至り、且又防長の儀、甲子冬尾
張總督御征伐として被^(一九)差向^(二〇)、三謀臣首級備^(二一)實檢^(二二)、伏罪の道相立、解兵相成、朝廷寛大

仁恕の御趣意を以て、五卿護送、大膳父子出府等の暴令を聞き、早々大樹公上洛有^(一)之
候様、乙丑三月再應勅命を下し賜りしを、御請も無^(二)之のみならず、不^(三)容易^(四)企有^(五)之
趣を以て、再討として大軍を率る御進發、上洛參朝の節、尙寛裕の聖慮を以て被^(六)及^(七)
御沙汰^(八)候御書面返上、同冬大小監察下藝、一應御糺明有^(九)之候處、御不審筋無^(一〇)之候に、
軍勢御引揚も無^(一一)之、大膳父子蟄居、興丸家督十萬石削地の御裁許被^(一二)仰渡^(一三)、爲^(一四)名代^(一五)
差出置候家老宍戸備後介等御拘留に相成、右御沙汰に付ては長防士民歎願中、父子達
命にも及ばざる内、期日を刻し問罪の師を被^(一六)差向^(一七)、梗命の者御誅鋤の布告に候處、丙
寅六月七日より大島郡へ亂入、無辜の婦人小兒迄擊殺の暴舉よりして始て戰と相成、
天下の大亂を引出し、幾許の蒼生を殺し、暴戾慘刻の所爲、絶^(一八)言語^(一九)候次第なり。固
より無名の妄舉、條理顛倒の始末、長防士民中に於て堂々たる天幕の旗旆を奉^(二〇)迎望^(二一)
道理も無^(二二)之、於^(二三)是天下益々異議を生じ、憂國の諸藩^(二四)、尾州、越州、因州、備州、藝州、阿州、宇和島、薩州名分大義
を論じ、不可^(二五)討の議屢建言致候得共、反て嫌疑に觸れ、同八月強て言上の趣有^(二六)之、
爲^(二七)名代^(二八)一橋中納言追討として下藝御暇迄も相濟候處、九州出兵の諸藩解兵の一左
右を以て、忽ち名代發向追討の御斷被^(二九)仰立^(三〇)、大樹公喪に依り、兵事見合候様御沙汰に

相成、尙諸藩を被_レ召、見込御推問衆議歸着する所を以て、更に御所置可_レ被_レ成旨被_レ遂_ニ言上、昨冬より追々諸藩上京、及_ニ當春_一再應の詔命に奉_レ應、於_ニ四藩_一も拜趨_ニ致候_一形行に候處、前件幕府從來の失體より災害百出、事蹟顯然、就中長防再征討の始末、是非曲直、瞭然相分り候得ば、大樹公御繼業、御維新の時に被_レ爲_レ當、善惡邪正之分を以て御猛省、斷然反正悔悟、天下の公議に被_レ爲_レ則、朝廷尊奉、百姓撫恤、列藩を親み、納練求治、國事御奮勵被_レ爲_レ在候得ば、拯溺扶顛の御功業相遂げ、皇國の治可_レ足_レ見と四藩談合決議、再三登營の上言上、長防の儀御行掛りの事に候へば、第一大膳父子官位復舊、平常の御沙汰に被_レ及候は、御反正の實蹟相顯れ、國內和同一致の基本も相立候筋合候間、次に兵庫開港事件に被_レ及、順序可_ニ相適_一旨を以て及_ニ評議_一置候處、終に五月廿二日大樹公參内兩事件言上、朝廷紛議、衆評御一定に至り兼候得共、強て被_レ遂_ニ奏聞_一、無_レ御餘儀御沙汰相發し、全く兩三の御方にて御私決相成候姿に候處、四藩も同様言上云々、御文一言等事實顛倒致し、再三御伺にも相及候。然るに長防寛大の處置早々取計候様御沙汰の處、不可_レ行妄議を以て、時日を遷延候内、藝州紀伊守も上京、四藩同様の趣意を以て、屢及_ニ建言_一候へども、是亦度外に差置、今日

の次第に相及び、實に不堪_ニ慨歎痛切_一の至、抑も征夷將軍の職任たるや、誠心を披き、公道を布き、撥亂濟世の職を被_レ盡候て社_ニ當然_一の事に候處、反て列藩の公議を退け、蔽_レ非遂_レ邪の御趣意增長相成候議、徳川氏衰運の然らしむる所以か、將た天不_レ祚_ニ宗社_一の謂乎。今日、大樹公列藩公議の御取捨は御心術の正否に依る所、御心術の正否は皇國浮沈に關する所、皇國浮沈に關係する何をか是より大ならん。此時に當り、苟も安を偷み傍觀默止する時は、益す禍心相募り、朝廷を掌握し、暴政意の如くにして、外患内憂一層の大事に相及び、殷鑒不_レ遠、戊午以來皇國今日の大難あらんことを恐れ、憂國の諸藩東西に奔走し、王事に鞠躬して國家疲弊し、終に斃れんと欲して止_レず、今般の一擧となる。人事既に至れり盡せり、前件重大の罪跡明かに、御心術正否著く、皇國浮沈の機燦然たる上は、寸毫も餘論を容るゝの地無_レ之候に付、大義の所在を明にし、王室恢復の赤心を貫徹し、干戈を以て其罪を討し、奸兇を掃攘して國家長久の基を開き、上、奉_レ安_ニ宸襟_一、下、萬民塗炭の苦を救濟し、萬死を以藩屏の任を盡し、累代の鴻恩を奉_レ報度、今此兩三藩不可_レ制の忠義暗合、奉_ニ朝命_一揚_ニ大義_一、敢て吞噬奪攘の意端に不出の至情を陳述する者なり。

一、この書は、在京薩藩の重臣小松帶刀、西郷吉之助、大久保利通三人の連署を以て、中山前大納言忠能他二卿に宛て、討幕宣旨の降下について執奏盡力あらんことを依頼したものである。

二、癸丑は嘉永三年（二五二一）米使ベルリ軍艦四隻を率ゐて浦賀に來り通商を求む。甲寅はその翌安政元年、ベルリ再來。

三、萬延元年庚申（二五二〇）の三月三日、櫻田門外に於て、水戸の浪士等が井伊大老を襲撃した。

四、文久二年壬戌（二五二二）の正月十五日、水戸浪士黒澤五郎他五名が坂下門外に閣老安藤信行を要撃した。

五、文久三年癸亥（二五二三）吉村寅太郎等が、中山忠光を擁立して、大和五條に義兵を挙げた。

六、元治元年甲子（二五二四）藤田小四郎等、筑波山上に義兵を擧ぐ。

七、慶應元年乙丑（二五二五）長州再征。

八、元治元年甲子（二五二四）長州初征。

九、長州藩は三家老に責任を負はせ、その首級を送つて實檢に備へた。三家老は、福原越後、

益田右衛門介、國司信濃である。

十、五卿を江戸に護送し、また、毛利大膳父子を江戸に呼び出さうとした。

十一、慶應元年（二五二五）

十二、慶應二年（二五二六）

十三、將軍徳川家茂の薨去。

十四、鹿兒島、越前、土佐、宇和島の四藩主。

十五、淺野元勳（後の長勳）藝藩の世子である。

十六、安政五年、幕府は勅許を待たずして日米條約に調印し、天下の怨を招き、非常手段を構じていはゆる安政の大獄となる。

十七、薩藩と長藩とは武力討幕の態度が明瞭であつたが、藝藩だけは確定してゐなかつたからである。なほ本書を呈出したる翌日、大久保利通は、岩倉具視邸に行き、同志の念願達成に盡力されんことを懇請したので、岩倉は奏聞書を認め中山をして密奏せしめた。よつて、三日朝議はいよく勅書降下のことへ決し、十四日、正親町三條實愛が、大久保と廣澤兵助とをその邸に召して、討幕の詔勅を交付した。

(一) 桂 右衛門宛

慶應三年十一月二十五日(京都より
鹿兒島へ)

太守様御發船被遊候以來御機嫌能、去廿日御着坂、一日御滞在被遊、廿二日川御登、
廿三日御着京被遊、上御都合にて恐悅の御儀奉存候。三田尻御滞船も都合能、中一
日にて、十七日御逢被遊、彼方にて世子御一人にて、德山世子御上坂の賦故御出掛相
成居候て、是以御逢被遊候御事に御座候。彼方にて至て御丁寧の御譯會にて、御上陸
の節は、御側廻少人數にて御座候處、彼方より兵隊を以、數所警衛被差出、御歸船後
も世子には御召船迄御禮として御出相成候次第にて御座候、御安心可被成下候。
京師の形勢等は久保より細事可申上候付文略仕候。藝州世子不相變確乎たる
御持論にて大慶の事に御座候。速に御上京と申譯故、三田尻より御一封御側役前よ
り彼方御側向迄御差出相成候限にて御返事不承、三田尻御發船に相成申候。○佐土
原詰居の酒匂求馬、能勢次郎左衛門兩人より國元の事情承候て相驚、相談承候には、
此中は早朝廷よりの御召にも相成居、若其趣意に相反候様の事に相成候ては、直様

朝敵に紛れ無之、是非君侯も御上京相成、御宗藩の後に立て、勤王の道十分不被
相盡候ては不相濟との趣、細々承候付、右の含に候は、いづれ臣子の任に候間、
兩人共早々罷下候て、京師の事情も委敷言上いたし、得と御腹も相居り候處可相盡、
御出立前御返詞の趣にては、京師の模様次第御申遣相成べくとの事に候得共、早朝
廷よりの御召を以公論相立候ては、御模様何のと申譯は更に無之筋合にて御座候
故、此御方より御申遣被成候儀は不被成御事に候間、別段被仰越候儀は不被
爲成候間、十分天下の公論を以御腹も相居候様可盡、勿論御船繰の儀は只今不被
出來候間、御手船を以御上京被成候儀は、如何様共可被成、第一君侯御居り相付、
御國論正義に相定候處肝要の趣委敷申置候事に御座候。いづれ御國元にて尙又御願
申上度含も御座候由、被相聞候付、宜敷御差圖被成下度、臣子の情におひて不便
の趣に相見得居申候間、委細御聞取可被下候。此旨荒々奉得尊意候。恐惶謹言。

十一月廿五日

西郷吉之助

右衛門様

一、十月十四日、徳川慶喜は大政を奉還したが、南洲は小松・久保等と討幕の密勅を奉じて、

十月十七日京都を發し、同十九日大阪より藝藩汽船萬年丸に乗つて三田尻に至り、ついで二十六日、鹿兒島に歸着した。維新の斷行は、兵火によらねばならないと信じてゐたからである。

十一月十三日、藩主忠義を奉じ、凡そ三千の兵士を率ゐて海路上京の途に就いた。軍艦春日及び武装せる翔鳳、平運、三邦の三汽船に分乗し、島津伊勢、岩下方平これを統率した。忠義の乗船は三邦丸であつた。この時、小松は病氣のため鹿兒島に残り、大久保は山内容堂及び後藤象次郎の上京を促すため、土佐に寄り、隆盛のみ藩主に従つた。途中三田尻に寄港して長州世子に面謁、二十日大阪着、二十二日淀川を溯り、二十三日入京した。この書は、京都着後、はじめての報告である。

一、島津忠義。

三、長州世子毛利廣封（後の元徳）との會見である。長州の記録には十八日とある。多分、十七日は思ひ違ひであらう。この時の合議書は次の黒田宛の別書に明かである。

四、毛利平六郎（親信）。

五、淺野長勳。

六、佐土原藩士から、同藩の進退について懇談されたので、その次第を報じ、なほ鹿兒島に於

て然るべき指圖あらんことを依頼したのである。

七、忠義が鹿兒島へ出立する前、佐土原侯へ出した返事には、いづれ京都に行つてから、その狀況次第で更に申遣はすべしとのことであつたが、すでに朝廷よりの御召によつて、公論定まりしことなれば、今更、京都の様様をお知らせすることはしないからと言ふ意である。

八、薩摩の汽船は忙しいので、貸與できぬといふのである。

(1) 黒田 嘉右衛門宛 慶應三年十一月二十七日(京都にて)

別紙壹通、三田尻にて談判相成候約條書にて御座候間、爲御見合差上申候。(此の内に末の條○と有之候は玉の事に御座候) 外白紙の書面は世子君直書を以御渡相成候ものに御座候間、是又差上申候。此旨乍略儀以書中得御意候。頓首。

十一月廿七日

西郷吉之助

黒田嘉右衛門様

別紙 (其一)

薩長合議書

- 一、三藩とも浪華根據の事
- 一、根據守衛薩藩二小隊へ長藝の内相加候事
- 一、薩侯御一手は京師を專任とす
- 一、長藝の内一藩京師を應援す
- 一、薩侯御着坂廿一日にて、廿三日御入京。廿六日三田尻出浮の兵出帆、廿八日西の宮着、薩藩より京都の模様報知の上進入の筈
- 一、〇の義は山崎路より西之宮へ脱、詰り藝州までの事

別紙 (其二)

毛利廣封(後の元徳)の隆盛に與へたる書

- 一、至尊を奉守護候事は申も乍疎大事件に付、精々遂ニ心配十分手筈を合遺算無之様肝要の事

一、此度の儀、實に

皇國の一大事に付、此方出先の者どもえ氣付の筋有之節は、萬端存分に教示の儀相頼候事

- 一、黒田嘉右衛門(後の清綱)はその頃薩藩軍賦役であつた。
 - 二、〇は玉のことで、長くも至尊の玉體を指し奉る。
 - 三、白紙包である。
 - 四、薩長藝三藩である。
 - 五、なほ同日、島津茂久(後の忠義)の手書して西郷に渡し、黒田へ傳へしめたものがある。
島津茂久の黒田嘉右衛門に與へたる書
 - 一 時機變遷して處す不可に於ては、細密復考、其宜に叶候様取計緊要の事
 - 一 兼て定置候通り
 - 一 勅諭を奉戴し條理名分を正し、輕學無謀に不陷事
 - 一 機密四方に露顯せし由に付、尙深く廟議可ニ入念事
- 右委細の儀者黒田嘉右衛門に申付置候事

○ 蓑田傳兵衛宛

慶應三年十二月五日(京都より
鹿兒島へ)

中將様益御快方被_レ遊候半、恐悅の御儀奉_レ存候。於_ニ爰許_一も、
太守様益御機嫌能_レ被_レ遊_ニ御座_一御同慶此事に御座候。陳ば御着京相成候處、尾越の兩
侯御着相成居候迄にて、其外いまだ何方も御着無_ニ御座_一候處、藝州世子近日御着、容
堂侯の御着日々御待申上居候事に御座候。土州_(四)においても、俗論大に沸騰いたし、後
藤杯罷歸候時節は甚難澁の趣に被_ニ相聞_一申候。夫故廿三日御約定の期限も相延、又
候廿七日の御發船の處、是以俗論再發の譯も有之候由、乍_レ然京地の模様も相變候の
みならず、坂本龍馬石川誠之助の兩人暗殺に逢、土邸大に憤激いたし、廿七日の御發
船は今一運漕御人數御繰出相成候て、早々御迎に乘戻候時機に御座候。御側廻等も
都て着坂相成居、只容堂侯御一人迄に相成居候間、此上は決て間違有_レ之間敷と奉_レ存
候。後藤にも俗論よりは怨を受_レ既に危き場にも陥候次第にて、逆も此上は正義の黨
と結合不_レ申候ては無_ニ致方_一次第にて、乾、小笠原徒と相結_レ有志中とも一體の場合立

至り、土州に取ては不幸中の大幸と相成、天下の大慶に御座候。乾よりも別段私共え
も申遣、此上は後藤にも正論に復し、同一體と相成候付、乾杯と相心得、何篇談合
たし吳候様承、直様私方えも後藤差越、議論承候處、此以前とは大に相違、大慶此事に
御座候。餘程案じ當り候向と相見得申候。藝藩は全體の居り無_レ之故、いまだよろめ
き居候得共、此藩は格別處も無之儀と相考居申候。辻將曹はいまだ疑迷不_レ醒のもの
と相見得申候。尾張越前の處も、初より此度は政權返上相成於_ニ

朝廷_一被_ニ聞食_一、王政復古の御基本天下の公義を以_レ被_ニ召立_一度處より御召の事候へば、
是迄と違、幕府に付て盡力の道は全_レ無_レ之、是非王政復古の御趣意不_ニ相反_一處は、御
親藩より御盡一に成御專任と申事、如何にも御振はまりの次第に御座候。御着京被_レ
遊候時分は、親藩譜代の面々、幕府復古と申俗論喧敷事に御座候處、近來に相成紀州_(十五)
邊も大に反正の姿、國中においては勤幕の魁首を刎_レ專權の家老津田某を退け、國論を
立替候評判に御座候。全體安藤帶刀正論にて、是より手を付_レ右等の勢と相變候趣に
御座候。京地にも三浦休太郎と申_レ紀人餘程勤幕主張いたし居候處、右等の次第にて
俄に勤_(十六) 王の論を相觸候由御座候。只今の處にては會桑に限り、俗論持定いたし居

申候。外には大垣藩井田五藏と申者勤幕の力者に御座候。此一人は今に主張の向に被_(十九)相聞_(十九)申候。藤堂藩の勤幕先生は、早々國え打下し、幽閉被_(十九)致候話に御座候。肥後藩も大に相變、津田山三郎京都御留守居を被_(十九)命、取合候處、彌勤 王の筋は、不_(十九)間違_(十九)との趣申居候。肥後、議論相變候故、隨て柳川、久留米も相變候向に被_(十九)相聞_(十九)申候。近々良之助公子上奏の由に御座候。此節は餘程勤 王論の勢ひ盛大に罷成申候。只今の處にては正論被_(十九)相行_(十九)候氣運かと雀踊此事に御座候。○長州も去月廿九日、西之宮へ着船相成候處、朝廷え御届等藝藩より申立相成候處、殿下尹宮邊は會桑の説を御聞込相成、歸國いたし候て、御沙汰相待候様御達相成度との御論に御座候處、議奏衆には上坂いたし、御沙汰迄は相控居候様との兩議不_(十九)相決_(十九)候處、御朝議の日に到り、幕府よりは早長州に御所置關係不_(十九)致筋にて、至當御沙汰早御達相成度、若轉倒いたし候ては必變を生じ可_(十九)申、至極、大樹も心配いたし居候段、全相離反正の姿相顯れ候處、初て殿下杯被_(十九)思召付_(十九)候て、會桑の論は幕府の趣意に相反し候儀を被_(十九)御存付_(十九)、議奏衆の御論に相決し、其通の御達に相成申候。藝藩の御届書御付紙を以_(十九)被_(十九)相下_(十九)、大に會桑は失謀の體に御座候。此上は十分王政復古の御基本は

罷立可_(十九)申勢にて、大政官御取起の一条も、細々御手順相立、八日迄の御期限相定申候。只今模様にて、幕府におひては彌反正の姿にて、決て動搖いたす勢は不_(十九)相見得_(十九)候へ共、會桑の處は如何にも安心は出來申間敷か、動_(十九)ものならば此兩藩かと被_(十九)相察_(十九)申候。實に此節の處にて、幕府も難_(十九)有_(十九)がり候事と被_(十九)相察_(十九)候儀に御座候。當分は實に寸暇無_(十九)之、多忙中不_(十九)能_(十九)詳悉_(十九)甚恐入候得共、大略迄如_(十九)此御座候。恐々謹言。

十二月五日

西郷吉之助

養田傳兵衛様

- 一、京阪の形勢を養田を通じて島津久光に報じたものと見てよい書である。
- 二、この頃中將久光は鹿児島にゐた。
- 三、太守は島津忠義で滞京中。
- 四、土州藩の老侯山内容堂及び後藤象二郎の態度を述べたのである。
- 五、坂本の殺されたのは十一月十五日。
- 六、乾は後の板垣退助。
- 七、小笠原只八。

- 八、藝藩の態度である。
- 九、藝藩の家老である。
- 十、尾張、越前の動靜である。
- 十一、紀州藩の形勢。
- 十二、佐幕派の田中善一郎。
- 十三、津田出。
- 十四、紀藩附家老。
- 十五、紀州藩士、三浦安。
- 十六、會津、桑名の二藩はまだ佐幕論が強いといふのである。
- 十七、大垣藩の形勢。井田五藏は、後の男爵井田讓。
- 十八、藤堂藩にては、佐幕論者を國に歸して幽閉したといふのである。
- 十九、肥後の情勢。引いて柳川、久留米の向背である。
- 二十、長州兵の西之宮へ着船した事に對して、その處置に關する朝議の模様である。
- 二十一、攝政二條齊敬。
- 二十二、朝彦親王。

二十三、王政復古の大號令渙發の準備すでに成り、八日をその期としてゐる。

(一) 岩倉具視宛

慶應三年十二月八日(京都にて)

今般以御英斷王政復古の御基礎被召立度御發令に付ては、必一混亂を生候哉も難奉圖候得共、二百有餘年の太平の舊習に汚染仕候人心に御座候得ば、^(二)一度動干戈候て、反て天下の耳目を一新、中原を被定候御盛舉と可相成候得ば、戰を決候て死中活を得るの御着眼最急務と奉存候。乍然戰は好て不可成事は、大條理に於て不可動者に可有御座候。然るに無事にして朝廷上の御盡力貫徹、太政官代三職の公論を以て、大政を議せられ候日に至り候ては、戰よりも亦難とすべく、守より創業の成の難易論定し難く、俊傑の士に於ても後世識者の評を免れ不申候。況んや衰態の今日に於てをや。詳考深慮、御初政の一令を御誤り不相成候儀第一の事に奉存候。就ては徳川家御處置振の一重事、大略の御内定奉伺候處、尾越をして直に反正謝罪の道を爲立候様、御諭を以て周旋命ぜられ候儀、實に至當寛大の御趣意奉

感服候。全體

皇國今日の危に至り候事、大罪の幕に歸するは論を待ずして明なる次第にて、既に先々月十三日、云々御確論の祕物の御一條迄に被_レ爲_レ及候御事に御座候。此末の論相起り候とも諸侯に列し、官位一等を降し、領地返上、闕下に罪を奉_レ謝候場合に不_レ至候ては、於_ニ公論_ニ相背き、天下人心、固より承伏可_レ仕道理無_ニ御座_ニ候間、右の御内議は斷乎として寸分も御動搖不_レ被_レ爲_レ在、尾越の周旋若し不_レ被_レ行候節は、朝廷寛大の御趣意を奉ぜず、公論に反し、眞の反正たらざるもの顯然に候へば、早々朝命斷然右の通り御沙汰可_ニ相成_ニ儀と奉_レ存候。右御定議より下ての御處置振は、公論條理上に於て更に有_ニ御座_ニ間敷、若し寛大の名被_レ爲_レ付、御處置其當を被_レ失候へば、御初政に條理公論を御破り相成候筋にて、朝權不_レ振は論する迄も無_レ之、必ず昔日の大患を生じ候儀相違無_ニ御座_ニ候。若し御趣意の通り、眞の反正を以て實行舉り、謝罪の道相立候上は、無_ニ御願慮_ニ御採用可_ニ相成_ニ事は勿論に御座候。前條御尋問に預り、尙ほ修理大夫趣意を奉じ、評議の形行奉_ニ申上_ニ候。一點の私心を以て、大事を不_レ可_レ論は兼て奉_ニ言上_ニ候通りにて候間、宜敷御熟考外三卿へ御斷決被_レ爲_レ在候様御示千祈萬

御仕候。頓首謹言。

十二月八日

(三)
岩下佐次右衛門
西郷吉之助
大久保一藏

岩倉入道様

一、王政復古の大號令が渙發されやうとするについて、九日、御前會議が開かれることになつた。この時、後藤象二郎等は、なほ平和的時局解決の意を捨てず、尾張越前等も亦その説を助けて、大いに奔走してゐた。中山、正親町三條の兩卿は、やゝその意見に動かされた傾向があつた。こゝに於て、岩倉は、この間に處すべき薩藩の意向を問ふた。それに答へたのが即ちこの書である。

二、武力で解決せんとする意向である。但し、みだりに兵を動かすべきでないことを説いてゐる。

三、討幕の密勅である。

四、徳川家の處置である。いさゝかも私心なき大條理である。

五、署名の三人は、その頃京都に於ける薩藩の代表幹部である。三人の薩藩に於ける地位は岩

下が第一であつたが、その實際勢力は西郷に存し、西郷と大久保とは二體一人で、二人は結局薩藩勢力の中であつたが、門地の上で、小松、桂、岩下等を戴いて事を成したのである。この頃小松と桂とは鹿兒島にゐた。

(一)
品川彌二郎宛

慶應三年十二月八日 (京都にて)

別紙の通今晚四ツ時分相知れ來り候付、匆々、足輕のもの兩人大急にて、坂元邊御陣所へ向け差遣はし候事に御座候。自然、藝藩より御申越相成りたる事かと奉存候得共、明朝山崎關門御通行の節、故障付申間敷相考候に付、左様御納得可被下候。今晚の處いまだ參朝の御方々御引取無之、卯の刻少々延は致し申間敷かと、是のみ殘懷の仕合に御座候。いづれ丑刻頃には何分御知らせ被下候筋に御座候得共、未だ何とも報知無之相待居候儀に御座候。此旨荒々奉得御意候。頓首。

十二月八日

西郷吉之助

品川 矢次郎様

一、十二月八日の夜中といふよりも、九日の丑刻(午前二時)以後に認められたものである。
二、別紙は毛利父子の復官赦免の令達に相違ない。この日、朝廷では二條攝政をはじめ、親王大臣、在京の諸藩主、並に重臣を召して、防長一件、兵庫開港一條、五卿及び幽閉堂上一件等に關して大評定があり、終日終夜の會議によつて、やうやく決定した。
三、八日の午後十時頃に、毛利父子に關する朝議の決定が傳へられたので、隆盛は足輕兩人をして、今朝西之宮を發して上京の途にある長州兵(坂元の御陣所)に報じ、更にこの書を以て、その趣を品川へも知らせたのである。

四、「今晚」とはいふものの、九日の午前である。

五、九日の午前六時には、前日から徹夜で會議してゐる人々が、まだ引取らないかも知れぬ。

これのみは残念だといふのである。即ち、この時刻には勤王同志の親王、公卿並に薩・土・尾、越、藝の五藩主が參内して、王政復古の大號令を發せらるべき計畫を立てゝゐたのである。

六、九日の午前二時である。この頃までには、更に朝議の様子を知らせて來ることになつてゐるのに、未だ何とも報知がないといふのである。これによつて、この書は、午前二時以後に書かれたものと推定されるのである。隆盛等が非常な注意と警戒をしてゐたことが想像され

るのである。

(一) 蓑田傳兵衛宛

慶應三年十二月十一日(京都より
鹿兒島へ)

去る八日、容堂侯御出京相成候故、御發表の儀も九日に相變候處、長防御所置の儀相發、八日朝議相始、九日卯刻迄には退朝無^(三)之候故、御施行不^(三)相調^(三)候處、一時の勢ひにては瓦解の模様^(四)に御座候處、五ツ時分より二條殿下御歸殿相成候付、夫より追々御引取御座候故、速に人數繰込。

御所相固、尾、越、藝侯には八日より御參、内中にて、早、尾州勢には晚七ツ時分より繰出し候時機にて御座候處、早刻限を失し、其上一同參、内中に候故、物議相起り候由にて、又々可^(六)破勢ひも相見得候得共、是以格別の事に不^(六)至、大幸此事に御座候。其節彼より早く固付られ候へば無^(六)致方^(六)處にて、危場合に御座候得共、守返^(七)し好機會と相成、俄薩兵を以固め付候處、些も不^(七)被^(七)動、會桑の兵も一時は仰天の様子、前以は會桑より暴發いたすとの説喧敷事にて御座候得共、臨^(七)其時^(七)候處、案外氣おくれいたし、

早々人數を引纏め、二條城に兩藩共引込候事に御座候。長兵も西之宮迄出懸居候處、八日夕景官位被^(七)復、入洛御免、五卿方も同様の趣被^(七)仰出^(七)候付、西之宮を發し、九日には粟生光明寺に陣取いたし罷在候處、早々入京被^(七)仰出、九門内外警衛の命も下り、十日晚より十一日に掛け六百人計は入込相成候次第に御座候。其外勤王の兵追々出來、勢ひ盛大に罷成申候。只今は會桑の兩藩限にて外は傍觀の姿に御座候。今日迄は違變の儀無^(七)御座^(七)候得共、いまだ全鎮定の譯にも不^(七)至時機に御座候。尾、越の兩藩至極の周旋に御座候故、多くは靜まりそうな模様^(七)に御座候。幕府の處も大樹は反正と申事、乍^(七)然下の者沸騰にて、鎮定六ヶ敷被^(七)申立^(七)候得共、是以虚實は慥に不^(七)相分^(七)候。朝廷においても三職を被^(七)廢、又太政官代の三職を被^(七)設候て、別紙の通被^(七)仰出^(七)候儀に御座候。例の通堂上の恐怖には込入^(七)申候。兩三日中には形勢相定可^(七)申候付、直様平運丸出帆の賦に御座候得共、其内町便被^(七)差立^(七)候故、大略申上越候。恐々謹言。

十二月十一日夜詔

西郷吉之助

蓑田傳兵衛様

尙々會桑引拂候へば、忽鎮火の模様^(七)に御座候。兩日中には歸國の説御座候得共、い

また慥成儀不_二相分_一事に御座候。

一、王政復古の大號令渙發前後の形勢を、在郷の久光に言上すべく、近侍の蓑田宛に通知したものである。

二、大號令は八日に發する計畫であつた。

三、九日午前六時には勤王派が參内する筈であつたのに、前日來徹夜で會議した人々がまだ退朝しないので、折角の計畫が互解しはすまいかと心配した。

四、午前八時。二條關白が退朝し、それより徳川方の公卿諸侯が引取つた。引きつゞいて朝廷に留つたのは、勤王方の中山、正親町三條の諸公、徳川尾張、松平越前、淺野藝州の諸侯で、これらのものは岩倉具視の參内を待つてゐた。すべてが岩倉の畫策どほりに運んだのである。かくていよいよ十二月九日の夜、新政の國是を議すべき、歴史的の小御所會議が開かれたのである。當時、岩倉は未だ勅勘の身であつたが、この會議前、赦免の恩命が下つたのであつた。

348

五、晩七ツではなく曉七ツ即ち九日の午前四時。尾張藩の兵士が時刻をまちがへて、清和院門から崩れ込んで來た。それで、何事も知らなかつた攝政二條齊敬をはじめ、徳川方の公卿や諸侯は、急變が起つたと驚愕の色をあらはし、勤王方では大事が露見したと心配の色を浮べた。しかし、この時、老職の丹羽淳太郎が、臨機の處置をして、三條攝政等の疑を解くことができた。

この失態の報に接した時ばかりは、さすがに剛腹な岩倉具視も、萬事休すと長大息して、酒をあほつたといはれてゐる。

六、時機は時宜即ち次第といふほどの意。

七、人數とは軍勢の意。南州の手紙にしばしく出て來る言葉である。

八、攝政、關白、征夷大將軍。

九、總裁、議定、參與。

十、別紙は散逸して、如何なるものであつたか、よく分らないが、大號令渙發當日發布になつた政治組織改革の諸達であらう。

349

(一) 蓑田傳兵衛宛

慶應三年十二月二十八日(京都より
鹿兒島へ)

中將様先以御快方可_レ被_レ遊_二御座_一恐悅の御儀奉_レ存候。陳ば爰許の儀墓々敷運慮不

申、^(三)德川氏鎮撫の爲下坂相成候處、尙更模様惡敷相成、根據を占候場合にて、^(三)淀伏見邊へ人數を繰出し、彌不平の色を顯し候様子に被^(三)相伺^(三)候處、^(四)尾侯憤發にて御下坂と申時宜に罷成候處、^(五)越侯杯御談合と相見得、御兩侯より御建言の趣被^(三)爲^(三)在候間、惣御參内被^(三)成下^(三)度趣御申建に相成候。其節は早、尾侯えは御下坂御暇被^(三)下候折柄に御座候處、又兩侯よりの建言と相成候次第、御打合せ相成候事と相見得申候。然處^(六)兩侯より被^(三)仰立^(三)候趣は、畢竟、是迄、延引の儀は、御盡力不^(三)被^(三)爲^(三)届處、斯迄遅々罷成候儀對^(三)朝廷^(三)可^(三)申譯^(三)儀と奉^(三)存候間、此上は御沙汰書^(七)を以て被^(三)仰達^(三)候はば、右を以申諭、其上承服不^(三)仕候はば無^(三)致方^(三)儀に御座候間、速に追討の命を被^(三)下候はば、親藩たりとも親を絶て可^(三)打との言上に相成、誠に立派の御口上にて御座候。然るに御沙汰に御注文有^(三)之、所領は矢張德川氏のものにいたし置、御政務に付ては御用途丈差出との趣意に被^(三)相伺^(三)申候。土、藝此説を助けて頻に御周旋相成候處、朝廷において確乎として御動不^(三)被^(三)爲^(三)在候處、頻りに歎願いたし、別紙の通の御沙汰書に相成申候。右の御受の有無は、正月元日中と期限相立候間、其内は相分り可^(三)申、此儀は必定御受の都合に相運候はんと被^(三)相察^(三)申候。是より慶喜を議定に引出し、何とか

策を廻し候はんかと大に苦心仕候事に御座候。乍^(三)然五卿方も昨日御着京相成、餘程朝廷上におひても御力付候譯に御座候間、後藤の奸策も被^(三)行申間敷と奉^(三)存候。此度こそ朝威光輝不^(三)仕候ては不^(三)相濟^(三)時に御座候間、偏に渴望仕居候。人心の歸向は誠に奇妙なものにて、王政を願^(三)候儀に御座候。紀州侯も上坂相成居候處、是も勤王を始掛、勤幕巨魁田中善一郎を誅戮し、其餘五六人擯斥し、京都へ相詰居候三浦休太郎と申者も打ち下し、國論餘程相變じ、此上は實行を擧て衆人の疑惑を晴すとの論にて、大坂より御暇に相成候處、朝廷より御免相成、惣體大坂御引拂に相成申候。是は德川氏に於ては餘程の痛と被^(三)察申候。彦根藩に於ても、是迄幽閉被^(三)致候人被^(三)召出^(三)正論被^(三)相行^(三)候模様にて、國中も半方は勤王論に相變じ、是以始め掛候儀に御座候。備前は確乎として正論相居り君公、此廿四日御發足と申す譯に御座候處、只今御登相成候ては、尾越の論に説き込られ候はんとの壹岐長門杯議論相起、暫く上京は、御見合相成候て、事有る日に至り王事に勤勞いたし候様、朝廷より御達相成申候。因州杯も段々勤王説を唱へ出し、そろく^(八)直掛候勢^(八)に御座候。近畿の小藩は多くは歸向仕候勢に相見得申候。土州の論勤幕か勤王か譯が分り不^(三)申候。肥

後の溝口孤雲津田山三郎並に高崎左京、此三人は參與、戸田大和守は議定に被_レ仰付候様、容堂侯より御建言相成、決て參與には御聞せなく、議定計にて被_レ相決候様御申立、直様相運候儀に御座候。高崎丈は 太守様へ御尋と申譯に相成候故、御斷に相成一人丈は相残り、外は皆被_レ仰付申候。肥後の論是迄とは大に相違ひ候趣に被_レ相聞候へ共、全_レ反正のものには無_レ之候處、悉く後藤の論に説き込られ同論の味方を驅出候手段と相見得申候。乍_レ然追々長人も出來、五卿方も御着相成候故、少しは後藤めも落膽可_レ致事と相考申候。國中におひては一人も後藤え服し候ものも無_レ之、乾等え寄り、正論を立候者にて御座候得共、全體臆病もの故、戦を恐れ、奸策を施し候次第、殘懷の仕合に御座候。御苦察可_レ被_レ下候。桂大夫、小松大夫御兩人共御召しに相成、御兩人ながら御登相成候ては御國元の處不_レ相濟儀と奉_レ存候間、小松家早々御登相成、桂家には御見合相成候方宜敷は有_レ御座間敷哉、御一人御京着の上、右邊の處宜敷御願相成候は、朝廷の處は如何様共被_レ成方は可_レ有_レ御座と奉_レ存候。いづれ、桂家には御國元へ不_レ被_レ爲_レ在候ては相濟中間敷と奉_レ存候。全體 朝廷よりの御召の譯には御座候へ共、國を以て被_レ爲_レ盡候ものなれば、いづれ國の本堅く不_レ相立

候ては、被_レ爲_レ濟間敷と奉_レ存候付、宜敷御周旋可_レ被_レ成下候。朝廷向の處は如何様共盡力可_レ仕候付、其段は御含可_レ被_レ下候。細大詳成儀は、大久保より可_レ申上候付、文略仕候。當分は晝夜寸暇無_レ之、^(七)朝議は毎徹夜中々難儀の次第に御座候。少し道が付候は、御暇仕候て、罷下度御座候得共、一向墓取り不_レ申、苦心此事に御座候。御推察可_レ被_レ下候。恐々謹言。

十二月廿八日。

西郷吉之助

養田傳兵衛様

追啓上、昨日土、藝、長、薩四藩の調練^(三)叡覽に相成、冥加至極難_レ有次第に御座候。

日御門前にて御座候。

一、十二月下旬頃の朝廷と大阪に在る徳川方の關係を報じ、更に諸藩の議論が勤王に移り行くことを書し、最後に、自國の家老小松と桂が朝廷より召されしも、桂は留つて藩の國力を充實し、後日の奉公を期すべきことを説いてゐる。

二、徳川慶喜が、部下の將士を鎮撫するため、大阪に下つたが、却て、大阪に根據を占めたや

うな勢になつた。

三、伏見には新撰組及び歩兵千餘人を繰出す。淀には戸田伊豆守の隊千二百人が出陣した。戸田は、大阪城中にて主戦論が優勢となり、舉正退奸の上表が作成されたので、十八日それを携へて上京の途に就いたのである。

四、十二月二十二日のこと。

五、十二月二十三日のこと。

六、十二月二十四日のこと。尾越の兩侯がいろ／＼周旋してゐるのである。

七、徳川家處分の御沙汰書である。

八、高崎正風である。

九、乾退助。後の板垣である。

十、桂久武、小松帶刀が朝廷に召されしこと。

十一、當時の朝議は連日連夜であつた。

十二、徳川方に對する示威運動でもあつたと思はれる。しかも 陛下の天覽を賜つて、皇軍の意氣大いに揚つたのである。

西郷南洲選集
出文協承認ア140137號



昭和十八年十月五日印刷
昭和十八年十月十五日發行 (三千部)

定價二圓五十錢
特別行爲税 十二錢
相當額 合計二圓六十二錢

著者	谷口武
發行者	森前
印刷者	桐谷網
配給元	日本出版配給株式會社
發行所	讀書新報社出版部

東京都神田區一番町十五(元圖書館)
振替東京一五八三九
電話九段二七八・四三一九

979
133

終

